

2023年度自己点検・自己評価報告書

ノートルダム清心女子大学

2024年8月

序章

ノートルダム清心女子大学は 2019 年度に大学創立 70 周年を迎える記念事業として 2009 年度から 2018 年度までの教育研究活動を記録した『ノートルダム清心女子大学史 2009—2018』(以下『10 年史』という。) を編纂しました。本学では 1969 年の大学創立 20 年史に始まり、10 年ごとに大学史を編纂し、全教職員に配付しています。本学の「今」がどのような施策の結果であるのか、どのような課題と向き合い解決してきたのかを記述し、次の施策の土台としています。この意味において『10 年史』はまさに 10 年ごとの自己点検・自己評価報告書であると言えます。

本学ではこのような独自の自己点検・自己評価システムに加え、法令で定められた認証評価とともに機能させています。2020 年度の自己点検は、前年度だけでなく、この 10 年間の教育研究活動の振り返りに統一して実施されたことで、P (プラン) にいたるまでの経緯を理解するとともに、より俯瞰した点検につながりました。

本学の設立母体は、19 世紀初頭、聖ジュリー・ビリアートによって、子女教育に専念する目的をもってフランスで創立されたカトリックの教育修道会「ナミュール・ノートルダム修道女会」(Sisters of Notre Dame de Namur) です。

1924 年、聖ジュリー・ビリアートの志を継いだ 6 名のアメリカ人修道女が来日し、岡山の地で別のカトリック修道会が経営していた高等女学校の経営を引き継ぎます。1944 年に本学の前身となる岡山清心女子専門学校を開設し、戦後 1949 年に岡山県で最初の 4 年制女子大学としてノートルダム清心女子大学を開設しました。初代学長シスター・メリー・コスカは、次のように語っています。

「私たちの大学の目的は、この国のすべての大学に通う女性に与えられた利点を欠くことなく自由教育を実施していくことです。私たちの大学は、知性と道徳の面で学生を成長させる機会をつくることに力を入れます。と申しますのは、知性と心は、あなた方の将来の職業といずれ参加することになる社会生活において適切な調和を育成するからです。」

慣習としての良妻賢母型女子教育から脱し、みずからが考え、判断し、その判断に責任をもつ自立した女性の育成、女性に対する機会均等を指摘し、さらに、学生が人びとに奉仕し、人びとと協調して社会に貢献する女性となるように、その人格の陶冶に努めることの重要性を述べています。

ここに善き神によって創造された人間が、眞の自由人として眞・善・美を追求する教育を行う本学の基礎が築かれました。

本学における自己点検・評価は、2016 年度に受審した認証評価において「認証評価のための報告書作成のほかに実質的な活動が見られない」と指摘されたため、2018 年度より内

部質保証システムの再構築に取り組み、2018年度には外部評価委員会を設置、2019年8月に最初の外部評価委員会、2023年9月には5回目となる外部評価委員会を開催しました。また、2019年度には自己点検・自己評価委員会規程を改正し、毎年、自己点検・評価を実施しその結果を公表することとしました。

本学の中期計画（2019～2024）を作成するにあたり、学長からの諮問である「私たちの長期的なビジョンは何か」に対する討議を重ね、2019年4月に「ノートルダム清心女子大学 未来と社会に向けた大学ビジョン—ビジョン2039—」が学長に答申されました。

学長は、この答申を学長諮問会、教授会、評議会に諮り、本学の中長期計画立案時における、意思決定の指針としての役割を果たすと同時に、全教職員の日常的な活動場面、活動の振り返り時における参考指針とすることとしました。

その後、本学の中期計画は、2020年3月に本学園の理事会の承認を経て「学校法人ノートルダム清心学園中期計画」として公表しています。また、本学はこの中期計画に基づき年度計画を策定し大学ホームページに掲載しています。

なお、本学では、内部質保証システムを確実にするため、公益財団法人大学基準協会が定める10の基準を達成することに加え2020年度からは中期計画の達成状況についても自己点検・評価を実施することとしました。このように、本学では2016年度に受審した認証評価結果を受けて、内部質保証システムを再構築するとともに、2018年度より毎年度の自己点検・評価を通じ改善・向上に取り組んでいます。2023年度に受審した第3期の認証評価において、本学の基本方針および中期計画に基づく本学のこれまでの取り組みが評価されました。この認証評価でいただいたご指摘ご提案を精査の上、学内で対応して参ります。

本学の理念・目的は、その設立母体であるナミュール・ノートルダム修道女会の設立理念そのものに直截に依拠しています。その教育理念・目的にもとづいて行なってきた学部教育、大学院教育について、自ら点検・評価を行い、自らの教育目標の達成度とその社会的意義の客観的な評価を得ることは、本学に課された社会的責任であると自覚しなければなりません。

「本学の教育理念をキリスト教精神にもとづいて、真なるもの、善なるもの、美なるものの追求おく」

2024年、ナミュール・ノートルダム修道女会のシスター来日から100周年という節目を迎えます。本学はこの使命を、普遍的な精神として、次の100年に繋げて参ります。

【基準1：理念・目的】

1. 現状説明

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか、また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と内容

評価の視点2. 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学の理念・目的の適切な設定>

本学園は、19世紀初頭、子女教育に専念する目的をもってフランスで創立されたカトリックの教育修道会であるナミュール・ノートルダム修道女会(Sisters of Notre Dame de Namur)を設立母体としている。同修道女会の創立者聖ジュリー・ビリアートは、フランス革命後の混乱期に、みずから病身をも顧みず、ひたすら信仰のたて直しに努力し、やがてよき協力者を得て修道会設立に至った。本学園の建学の精神「心を清くし 愛の人であれ」は聖ジュリーのキリスト教世界観を基底とした教育信念を表したことばである。「心を清く」することは、自らの人間性とそこに与えられている「良さ」を高めていくことであり、その自己を他者のために使うことこそが「愛の人」になるということである。

本学は、学校法人ノートルダム清心学園によって1949(昭和24)年4月に設置された。本学の教育の理念・目的は、本法人の設立母体である修道女会の創立理念そのものに直截に依拠している。聖ジュリーは、社会的に不利な立場にあった子女に、教育を通じて生活に必要な知識・技能を伝える活動を行った。特に、女性の経済的自立の手段として女性が教員になることを積極的に希求したといい、それはこの修道女会の活動の特質の一つともなっている。同時に、聖ジュリーはこのような活動を通じて、全ての人は神に無条件に愛されている「かけがえのない大切な存在」であることを人々に伝えた。このような聖ジュリーの精神は、全てを神の恵みと信じ、見えざるものを見ることをこそ望み、自分も他者もかけがえのない存在として愛する「清心スピリット」として、今まで受け継がれている。

本学は、その教育理念を、キリスト教精神にもとづいて、真なるもの・善なるもの・美なるものの追求におく。リベラル・アーツ・カレッジとしての性格をもち、教育・研究を通して眞の自由人の育成を志し、社会生活を遂行する手段を供するとともに、むしろそれ以上に生きることの意義を共に追求することをもって大学の使命とする。

なお、本学は聖ジュリーの教育修道会創立の趣旨に基づき、次の3点を特に志向している。

- (1) 社会に対しても、世界に対しても開かれた大学である。
- (2) 時のしるしをよみとりながらも、時代の流れにおしながされることなく、人々が真に求めるものにまなざしを向け、人びとに奉仕する大学である。

(3) 宗教的情操を重んじる大学である。これは、各自が謙虚におのれを恃し、愛の心をもって相互に人格の独自性を認め合い、その可能性を信頼することによって培われるものである。

ここに明記された本学の教育理念を要約するならば、「キリスト教精神に基づくリベラル・アーツ教育」ということになる。さらに、本学の教育理念に示される「3つの志向」は、本学が高等教育機関として、現代社会の中で本学の理念・目的を実現するための具体的指標であり、教育・研究を通して達成すべき使命として位置づけられるものである。

1. 学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目的の設定と内容

2. 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

「建学の精神」を頂点として、大学の教育理念を定め、これらに基づいて学則等に本学の目的を明文化している。大学においては、学則第1条（目的）に「本学は、キリスト教精神に基づいて、女子学生に広い教養を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、誠実で有能な眞の自由人の育成を目的とする」と定めている。大学院においては、大学院学則第2条（大学院の目的）に「本大学院は、キリスト教的世界観を基礎とする本学の建学の理念に基づき、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を育成し、地域社会、国際社会の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

これらの目的を踏まえ、各学部、各学科、及び各研究科・専攻は、学則内に定めている学則別表1・2及び大学院学則別表1・2において「人材育成等の目的」を明文化している。

例えば文学部では、「本来のキリスト教精神に基づく教育理念を踏まえて、言語文化をはじめとする人間の文化的営為の研究を通して、人間について広くかつ深く洞察すること」を目指し、「次代を担う学生に対して、人間の文化的営為の考察結果を伝達することによって、人間を考察する豊かな知性と感性を備え、社会を背負って立つ卒業生を送り出すことに努める。」としている。ここには、人間の文化的営為の研究を通じた人間理解と知性と感性の涵養が謳われている。英語英文学科では「国内外において社会に貢献できる有為な人材」、日本語日本文学科では「自らの内面と「ことば」を磨き、発信のできる人材」、現代社会学科では「社会に関する広汎な学識と専門性を兼ね備えた人材」を、それぞれ掲げているが、共通するのは、知識の修得のみではなく、その知識を生み出した人間性に共感する感性を問う姿勢であり、知識の背後にある人格価値への気づきという、本学の教育理念が強く反映されている。

また、人間生活学部では、「人間生活」に関する科学的考察と「人間らしい生活」の実現を目指す価値的考察との学際的統合を研究・教授することを目指し、「高度の専門的知識を持ちつつも、なお広い視野と思考の柔軟性を失うことなく、知識の背後にある人格価値を知り、かつ他者的人格価値に共感できる感受性豊かな人材を育成する」とする。人間生活学科では「人間性に満ちた、幅広い教養を持ちつつ、専門性を併せ持った人材」、児童学科は

「多角的な視野で子どもを理解し、子どもの成長・発達を援助できる人材」、食品栄養学科は「キリスト教的価値観と全人的人間形成を基盤に、人間性を備えた総合力のある管理栄養士や栄養教諭」の育成をそれぞれ掲げているが、共通して「視野の広さ」「思考の柔軟性」「感受性の豊かさ」の育成を進め、また、知識の背後にある「人格価値」への気づきを求める点には、本学の教育理念が強く反映されている。なお、人間生活学部は、教員、保育士、社会福祉士、管理栄養士など多様な専門職の養成課程を備えているが、これらの専門職要請も、単なる知識・技能の伝達ではなく、上記目的に沿った人間性豊かな「真の自由人」の育成でなければならないということが明示されている。

このように、学部・研究科では大学の教育理念・目的を踏まえつつ、それを学科・専攻の個性に対応させながらその教育の具体化を図っている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又は規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に公表されているか。

評価の視点 1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2. 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の理念・目的等の周知及び公表

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の学則・規則等への適切な明示>

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表>

本学の理念・目的は、学則第1条に定め、それらを踏まえた各学部・学科の人材育成等の目的は学則別表1・2に明示している。また、大学院の目的は大学院学則第1条に定め、各研究科各専攻の目的は、大学院学則別表1・2に明示している。

建学の精神、本学の理念・目的、学部・研究科の目的等については、大学ホームページ等を通じて、学生及び教職員をはじめ、ひろく社会に公表している。学生に対しては『学生便覧』に掲載し、示すことで周知している。受験生等に対しては『入学者選抜要項』や『CAMPUS GUIDE』等で周知している。

教職員に対しては、教職員専用情報共有サイト（学内e連絡システム）上の規程集に掲載することによっても周知し、本学キリスト教文化研究所刊行の『新・私たちの人間論』を全教職員に配布することで、本学の理念・目的、歴史と聖書、キリスト教について学ぶことができるようしている。さらに、2020年度からは内部質保証の有効性を高める一環として、教職員を対象とした個人自己点検・自己評価（教職員アンケート）を実施し、建学の精神及び教育理念の理解を確認する機会を設けた。その結果、教員では30のうち27項目、職員では20のうち15項目において理解度を高めることができた。

本学では、学内行事やキャンパス環境を通した理念・目的の浸透も大切にしている。入学

時の入学感謝ミサをはじめ、定例ミサ、クリスマス行事などのキリスト教行事で自身を振り返る機会を学生に提供するとともに理念を伝える機会にもしている。特に4年生の卒業関連行事（キャップ・アンド・ガウン授与式、ノートルダムデー、フッド授与式、卒業証書・学位記授与式）は、本学教育課程の完成を表す重要な行事として位置付けられている。さらに、キャンパス環境を通じても周知を図っており、大学聖堂とオラトリリーの2つの聖堂があり、各所に聖母マリア等の聖像が置かれている。それらは、本学が伝えようとするカトリック的信仰世界の隠喩となっている。また、生涯学習センター内に設置している歴史展示室及び特別展示室は自校史教育で利用される他、地域社会へ本学の歴史と理念をわかりやすく伝える機能を果たしている。2022年度はコロナ禍で閉室していたが、活動指針レベルの引き下げとともに対象を限定して開室した。

- ③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1. 将来を見据えた中・長期計画その他の諸施策の策定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

1. 将来を見据えた中・長期計画その他の諸施策の策定

建学の精神を頂点として、その下に大学の理念・目的が定められ、学則にも明示されている。この下に、創立70周年を迎える2019年に20年後を見据えて策定されたのが「ノートルダム清心女子大学 未来と社会に向けた大学ビジョン～ビジョン2039～」（以下、「ビジョン2039」）である。ビジョン2039は、「大学」「教育」「研究」「社会貢献」「組織運営」の各ビジョンから成り、ビジョンを記した文章・補足文で構成されている。この「ビジョン2039」は、若手教職員を中心としたワーキンググループで原案を作成したのちに全教職員からフィードバックも得て5か月間かけて策定されたものであり、大学の中期計画（2019～2024年度）その他施策の指針となっている。

大学の中期計画は、ビジョン2039及び学校法人ノートルダム清心学園の中期計画を踏まえて策定されており、「社会的評価の向上と財務基盤の強化」という重点項目の課題解決のために7つの施策を設定し、それぞれに「マスター・プラン」「マスター・プランの達成指標と評価基準」「アクション・プラン」を定め、目標達成までのスケジュール及び達成のための手法・施策を明確化し、取り組んでいる。中長期計画にそって、各学部学科、研究科専攻、センター・研究所、事務系部署等は毎年、自己点検・評価活動を実施し、後述のように外部評価委員会でも検証されることになる。

○認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は、2016年度に認証評価を受審し、「大学基準に適合している」との認定を得たが、改善課題と努力課題、及び概評における指摘があった。このような結果を受け、2017年度

より指摘を再検証し、改善・向上策について検討を重ね、2018年度に外部評価委員会を設置するとともに、指摘事項の改善に取り組んだ。2019年度には自己点検・自己評価を実施する組織を見直し、毎年、自己点検・自己評価報告書を作成して外部評価を受けることを常態化させた。同時に2019年度にはビジョン2039を策定・公表し、大学の中期計画も定めている。その後、学内において教職員合同の研修・説明会（2021年6月17日、8月31日、2022年7月5・7日、8月31日など）を開催し、教職員全員に周知し、自己点検・自己評価に取り組んできた。その結果を2020年5月に大学基準協会へ「改善報告書」として提出した。2021年3月に、大学基準協会から「改善報告書の検討結果」を受領し、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」は「なし」である旨報告があった。

その後も本学では、特に外部評価委員会において、客観的な視点から中・長期計画の適切性において評価を行い、改善活動につなげている。例えば、2021年度外部評価委員会において従来の本学の中期計画が分かりにくいとの指摘があったため、目標や達成期限、達成手法をより具体化するように中期計画の修正を行なっている。このように本学では、恒常的な自己点検・自己評価活動及び改善活動に取り組んでおり、2023年度に受診した認証評価においても、「大学基準に適合している」との認定を得た。

2. 長所・特色

○年間行事を通した大学の理念・目的の体得

本学では、創設以来一貫して、文字を通して理念・目的の理解と同時に、行事を通してそれらの体得も大切にしてきた。それは1年生の入学時より始まっているが、特に最終学年である4年生の1年間の行事は本学の特色となっている。まず5月に執り行うキャップ・アンド・ガウン授与式は、翌年3月に学位授与を予定されている4年生が学士候補生としてアカデミック・ドレスのキャップとガウンを授与される式典である。4年生が学士候補生となったことを公に宣言し、これまでの3年間を振り返り、最高学年としての自覚と責任のもとに、卒業に向けた新たな努力を誓う。3月3日のノートルダムデーは、学生が、理事長、学長のことばや「聖書の集い」を通してカトリック大学での学びを完成させたことを自覚し、4年間を振り返り、内省し、卒業までの最終準備を始めるための行事である。そして、3月8日のフッド授与式でアカデミック・ドレスを完成させ、卒業証書・学位記授与式に臨む。

このように卒業関連行事は、理念の周知だけではなく、学生が最終学年において、自身を振り返り、これまでに専攻してきた学びを深め、足りない学びを補い、卒業後の自身の進む道を考える意識を高める働きを持っている。この卒業関連行事の様子は本学ホームページでも公表しているが、例年、テレビ、新聞等の地元メディアで報道され、地域の風物詩ともなっている。

学生への理念の周知方法として、文字だけによらず、行事によって学生が体得する仕組みを作っていることはカトリック大学ならではの特色であり、長所でもある。特に卒業関連行

事においては、本学ディプロマ・ポリシーの完成までの最終段階において4年次の最初に3年間の振り返りを設定していること、それをアカデミック・ドレスの完成というプロセスと重ねることで学生が最終学年であるという自覚を高めていることに特色がある。このことは外部評価委員会委員からも評価されている。

3. 問題点

特に問題なし。

4. 全体のまとめ

本学は、設立母体であるナミュール・ノートルダム修道女会の理念に由来するゆるぎない建学の精神を頂点として、大学の教育理念を定め、これらに基づき、学則等に大学、大学院の理念・目的を明示している。この目的を踏まえて、各学部・学科、各研究科・専攻は人材育成その他の教育研究上の目的を明文化している。建学の精神、大学の理念・目的、学部・研究科の目的は、学内刊行物の他、大学ホームページにも掲載し、学生及び教職員をはじめ、ひろく社会に公表している。また、歴史ある年間行事やキャンパス環境を通した理念・目的の浸透も行っている。

本学では、建学の精神、理念・目的に基づいてビジョン2039を定め、そこから中期計画を導いている。それらを踏まえて各部署は自己点検・自己評価、改善活動を行い、大学の中期計画自体も外部評価での指摘に基づいて達成期限・手段を具体化するなどの改善を実施している。

【基準2：内部質保証】

1. 現状説明

- ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

評価の視点1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

○内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学の内部質保証に関する全学の方針は、「ノートルダム清心女子大学の基本方針」の「1. 内部質保証のための全学的な方針」に規定されている。すなわち、「キリスト教精神に基づく聖ジュリー・ビリアートの教育理念を実現するため、自己点検・自己評価委員会を中心に全学的な内部質保証システムを確立し、本学の諸規則に従い組織的かつ定期的な自己点検・評価に取り組む。その結果を改善及び改革につなげるとともに、本学の諸活動の現況を広く社会に対して公表することによって、質を保証する」としている。また、学則第2条（自己点検及び評価等）には、本学の建学の精神と目的を達成するため、「教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定められている。それらの方針は大学ホームページ等で公表されており、内部質保証のための全学の方針や自己点検・評価の実施については、2021年度6月のSD・FD合同研修においても全学的に共有を行っている。

このような全学の方針の下、内部質保証に責任を負う「内部質保証推進委員会」を規程に基づいて設置している。内部質保証推進委員会は、学長が委員長を務め、本学の「建学の精神及び教育理念の実現に向けて、教育研究及び管理運営等に関する諸活動の状況について自己点検・自己評価を実施し、その結果を検証し、改善・向上に向けた取り組みを継続的に行うことにより、教育研究水準の向上を図り、自らの責任でその質を保証する」ことを目的とする。内部質保証推進委員会は、内部質保証推進委員会規程第6条第4項に基づき、毎年度始めに改善に取り組んだ事項について自己点検・自己評価を実施するように、各自己点検・自己評価委員会に指示する。教職員に対しては、個人自己点検・自己評価のアンケートを実施するように指示する。また、内部質保証に関する本学の自己点検・評価を総括して外部評価委員会に提出し、客観的な視点から評価と改善指示を受ける。それらの結果を外部評価報告書としてまとめ、教職員全員に共有している。

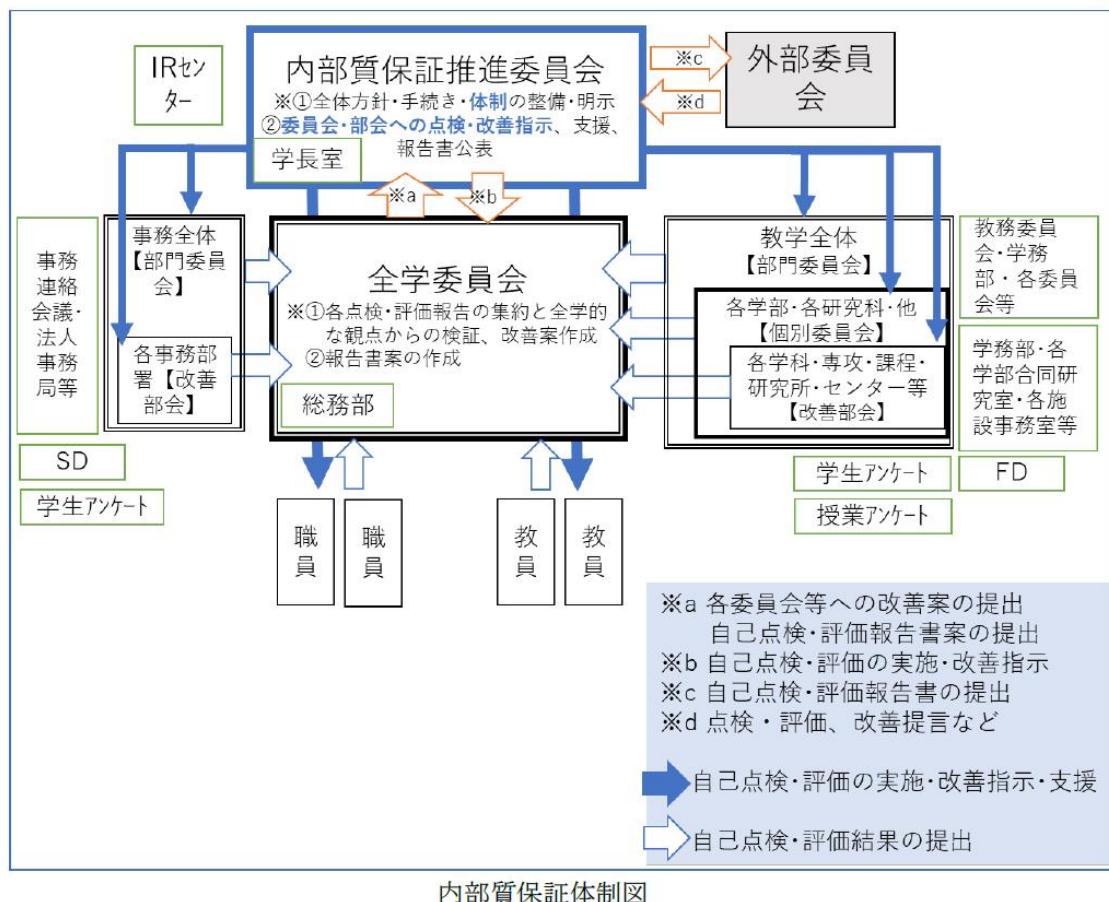
内部質保証推進委員会から実施指示を受けた各部門委員会・各個別委員会・各改善部会は、改善に取り組んだ結果を自己点検・自己評価するとともに、今後の取組方針・取組施策を策

定してPDCAシートに取り纏めのうえ上位階層へ報告する（部門委員会・個別委員会についてはPDCA報告書を作成添付）。

全学の取組結果が集約される全学自己点検・自己評価委員会では、自己点検・自己評価委員会規程第7条に基づき、自己点検の客観性及び有効性に関する検証、評価結果の適切性及び妥当性に関する検証、改善課題・改善計画の適切性及び妥当性に関する検証、改善内容・改善状況の適切性及び妥当性に関する検証を行い、自己点検・自己評価報告書として取りまとめのうえ内部質保証推進委員会へ報告する。内部質保証推進委員会では、内部質保証推進委員会規程第6条に基づき、全学的な観点から自己点検・自己評価の結果に基づく改善計画の策定、自己点検・自己評価の結果に基づく各組織・各教職員への指示、自己点検・自己評価の結果に基づく改善向上に必要な支援を行う。

○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

本学の内部質保証体制及び権限と役割については以下のとおりである（下図）。



内部質保証推進委員会の下にある「全学自己点検・自己評価委員会」（以下、全学委員会と略す）は、組織自己点検・自己評価と個人自己点検・自己評価の2系統全体を検証する委員会であり、教学担当副学長が委員長を務め、自己点検・自己評価に関する基本計画の策定や各組織・個人の自己点検・評価の基本項目の設定、検証等を行い、教学部門・事務部門全体の自己点検・評価結果を総括する役割を担う。学長が委員長を務める内部質保証推進委員会が定める全体方針、体制、手続きに沿って、教学担当副学長が大学全体の自己点検・評価活動をチェックする体制を整えている。

その下で実際に組織自己点検・自己評価活動を行うのが、部門委員会、個別委員会、そして改善部会である。

まず、「部門自己点検・自己評価委員会」（以下、部門委員会と略す）は、教学系と事務系に分かれている。教学部門自己点検・自己評価委員会（以下、教学部門委員会と略す）は大学全体の教育研究活動等に関する重点改善項目の設定及び自己点検・自己評価の実施を行い、事務部門自己点検・自己評価委員会（以下、事務部門委員会と略す）は、同様のことを行なうことを大学全体の教育研究環境等に関して行う役割を担っている。

また、教学部門委員会は、各学部、各研究科、そして、図書館・全学共通科目・資格課程等の「個別自己点検・自己評価委員会」（以下、まとめて個別委員会と略す）の自己点検・評価報告書を集約し、部門レベルでの自己点検・評価、改善活動とまとめて報告書を作成し、全学委員会に提出する。個別委員会は、学部や研究科のレベルの自己点検・評価、改善活動を行うとともに（PDCAシート作成）、各学科・専攻、各研究所・教学系センターごとに設定された「自己点検・自己評価改善部会」（以下、まとめて改善部会と略す）のPDCAシートを集約し、報告書を作成して部門委員会に提出する役割も担う。また、事務部門委員会は、事務部署全体の自己点検・評価、改善活動を進めるとともに（PDCAシートの作成）、事務部署ごとに設定される改善部会から提出される点検・改善結果（PDCAシート）を集約し、全体を報告書にまとめて、全学委員会に提出する。

教学系の改善部会（各学科・専攻等）は、「教育プログラム等に関する改善必要項目の設定及び自己点検・自己評価の実施と経年的な改善」を、また、事務系の改善部会（各部署、事務系センター等）は、「担当業務に関する改善必要項目の設定及び自己点検・自己評価の実施と経年的な改善」を、それぞれPDCAシートに基づいて詳細に実施している。

各委員会・部会の自己点検・評価の結果は、全学委員会において全学的観点からチェックを受け、改善等の指示も受ける。緊急性のある改善項目は、早急に改善を行い、中長期的な改善項目は、次年度の年度計画に折り込むようにしている。

以上の組織系統とは別に、独自の取組として、本学が目指すことを教職員に浸透させるため、本学では教職員一人ひとりについて個人自己点検・自己評価活動を実施している。全教職員が「建学の精神」「教育目標」「本学の教育行事」「中長期計画」「リベラル・アーツ」等に関するアンケート項目に回答し、経年的な変化を分析していく。教員については、上記項目の他に、3つのポリシー、アセスメントポリシー、社会貢献活動、研究計画等にも回答す

ることになっている。

組織・個人両系統の自己点検・評価の取組は、自己点検・評価報告書に集約され、外部評価委員会で点検・評価を受ける。その結果は学長に提出され、全教職員にもフィードバックされ、次年度以降の自己点検・評価活動につながることになる。

○教育の企画・設計、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学では、毎年、自己点検・自己評価報告書を作成し、外部評価委員会によるチェックと改善指導を受けるとともに、年間を通して日々、改善活動を行っていくために、2021 年度から PDCA シートによる改善を進め、実質面で、自己点検・評価活動を経年的に機能させるようしている。その際、学修者目線を前提とした内部質保証システムの有効性が求められていることを踏まえ、「組織自己点検・自己評価 PDCA シートによる改善取組マニュアル」（以下、改善取組マニュアルと略す）を作成している。

学科・専攻レベルの改善部会は、自己点検・自己評価委員会規程第 13 条に基づいて、「教育プログラム等に関する改善必要項目の設定及び自己点検・自己評価の実施と経年的な改善」を行い、改善取組マニュアルに沿って、PDCA シートを活用して全学委員会に報告しチェックを受ける。例えば、各学科は毎年 6 月までに現状（S）、現状に対する課題・問題点（T）を把握したうえで、当該年度の改善目標・時期・改善策（P）を定める（2021 年度はコロナ禍への対応でイレギュラーな課題が発生したため 11 月まで提出可とした）。その計画に沿って改善の活動（D）を具体的に行なったうえで、年度末にそれまでの取組内容・取り組み状況（D）を踏まえて、取組結果に対する検証（C）を行い、今後の取り組み方針・取り組み施策（A）を提示していく。それらを PDCA シートにまとめ、年度初めに全学委員会事務局に提出する。

各学科・専攻レベルでの現状把握や改善活動のベースには、授業評価アンケートやその他の学生アンケート、FD の取組みなどがあり、教員一人ひとりの個人自己点検・自己評価の活動も大学の理念やポリシーの理解、授業改善に寄与していると言える。

また、各学部は学務部や教務委員会と連携し、各学部事務室（合同研究室）の支援を受けつつ、学科の枠を超えた学部レベルの教学の改善活動に取り組む。教務部門委員会は、全学部・研究科・その他の課程等を俯瞰する観点から、教務委員会、学務部（課程事務）、図書館やセンターと連携しつつ全学的な改善に取り組んでいる。特に全学的な教務案件については、各学科等の代表者が集まる教務委員会において厳格にチェックされるようになっている。また、事務部門全体に関わる事柄については、定期的に開催される事務連絡会議においても共有・検討がなされる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

1. および2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備とメンバー構成

内部質保証に責任を負う組織を明確化し、教育研究活動の向上・改善に向けた機能状況、有効性検証を担保するために、学内に教育研究活動組織から独立性を確保した、「内部質保証推進委員会」を設置し、内部質保証に係る諸組織の役割（方針・権限）を全て規程で明確化している。

全学的組織である内部質保証推進委員会は学長、副学長、学部長、研究科長、総務部長から成り、学長指名で学務部長も出席する。委員長は学長が務め、学長室が事務局を務める。規程には、内部質保証に関する方針の策定、自己点検・自己評価に関する基本方針の策定、組織及び体制の整備、各委員会・部会に対する自己点検・自己評価の実施指示、及び改善指示等の任務が示されている。例えば、組織と個人の2系統で自己点検・評価を実施することや本学における内部質保証体制全体を定めたのがこの委員会であり、他に外部評価委員会の点検に付す毎年の「自己点検・評価報告書」の承認、外部評価委員会規程の改正なども行っている。

内部質保証推進委員会の下で、全ての教学系・事務系部署からのPDCAシートを集約し、全学的な観点から自己点検・評価へのフィードバック、改善指示等の案を作成するのが全学委員会であり、副学長、学部長、研究科長、総務部長、及び学長指名の学務部長から成る。教学担当副学長1名が委員長を、学部長1名が副委員長を務め、事務局は総務部が務める。

部門委員会にあたる教学部門委員会は、学部長、研究科長、キリスト教文化研究所長、学務部長から成り、学部長1名が委員長を務める。全ての教学系部署からのPDCAシートを集約し全学委員会に提出するとともに、全学レベルの教学に関する改善項目を、大学の中期計画を踏まえ、毎年設定し、その改善に取り組む役割を担う。もう一方の事務部門委員会は、総務部長、学務部事務部長、各部署の部室長及びセンター長を構成員とし、総務部長が委員長を務めている。全ての事務部門の自己点検・評価の状況を集約するとともに、事務部門全体の課題共有と改善の活動を行う。

また、学部ごと、研究科ごと、その他課程等に区別される個別自己点検・自己評価委員会（個別委員会）は、それぞれ各学部長、各研究科長、そして学務部長が委員長を務める。また、各学科、各専攻、図書館、全学共通科目、資格系、教職課程、研究所・センターごとに設置される「改善部会」の構成員は、各部署の教職員であり、部会長は、それぞれ各学科長、各専攻主任、図書館長、各課程主任、各研究所長、各センター長である。

最後に、事務部署（学長室、広報室、キャリアセンター等）ごとにも改善部会が設置され、各部署の職員が構成員となり、部署長が部会長を務める。

③ 方針及び手続きに基づき、内部質保証は有效地に機能しているか。

評価の視点1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定
のための全学としての基本的な考え方の設定

2. 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
3. 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み
4. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
5. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
6. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等）に対する適切な対応
7. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学の内部質保証を有効に機能させ、本学の理念・目的の実現に向けた教育活動を行うための 3 つのポリシーは、まず学則にも記された建学の精神及び教育理念・目的及びビジョン 2039 の「教育ビジョン」を踏まえ、全学的に策定されている。また、3 ポリシーの記載の仕方については、文部科学省の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（2016 年 3 月）を参考に、学力の 3 要素（知識、技能、姿勢等）に沿ったものにしている。なお、2020 年度には、文部科学省が定める学力の 3 要素の変更に伴い、3 ポリシーについても改正を行っている。

現在、全学的には、まず学位授与方針として「基本的な教養的知識、また、建学の精神であるキリスト教精神に触れ、理解し、社会活動を通して自己の人格を高めようとする姿勢」、「基本的な理解力と論理的な思考力、関心のある事柄について自分の考えや判断を適切に表現できる力」「主体的に自らを高めることへの意欲を持ち、異なる意見や価値観をもつ多様な人々と協力して探究し、問題解決・社会貢献をしていくこうとする姿勢」という 3 つの能力を修得した者に学位を授与すると定めている。

次に、学位授与方針の下で、全学的な教育課程の編成・実施方針を、「専門知識の準備段階として誰もが身に付けるべき一般的な知識・技能（一般教養）にとどまらず、高度な学術的専門知識に繋がり、かつ、多様な観点を統合して世界や人間に係る深い洞察を可能とする学びを意味する」「本学が掲げるリベラル・アーツ」の考え方を踏まえ、「主に全学共通科目においてリベラル・アーツの考え方を基盤とするカリキュラムを設け」、「これらを基盤として、学科ごとに専門分野における知識と能力を修得するための学科科目を配置」し、「学びの集大成として、卒業論文を作成する」ことで、「学士課程の全体を通して、こうした学びを、各自が追究することのできるカリキュラムを編成する」としている。

最後に、そのための全学的な学生受け入れ方針として、「本学では、教育理念に共感し、国際化した社会のなかで自立した女性として実践的に活動することを目指し、そのための

幅広い教養と高い専門性、柔軟な思考力と的確な判断力を身に付けようと希望する者の入学を願っている。さらに、自らの問題意識に基づいて探究を行い、自分の意見を正確に発信し、異なる意見も尊重しながら議論を進め、適切な判断を下す力も重要である。そのためには、入学以前から、興味・関心のある事柄について調べることを体験し、また論理的に考え、書き、話す力、すなわち論理的思考力とコミュニケーション能力を養っておくことが大切である。」と明示している。

2. 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

2020 年度に策定に着手した自己点検・自己評価報委員会規程等の中で、組織自己点検・自己評価を実施する階層ごとに自己点検・自己評価の実施内容、及び P D C A 手法を定めて質的改善を促進する仕組み作りを行った。

なお、個人自己点検・自己評価のアンケート手法の中で、教員用については、3つのポリシー等の質問項目を設け意識付けを図るようにした。

2021 年度は、導入した P D C A 手法を実行し、各部門の行動目標を達成するための取り組みや成果を P D C A シートにより「見える化」して質的改善の促進を図った。部門委員会・個別委員会・改善部会の取り組みや成果は、上部委員会である全学自己点検・自己評価委員会へ報告され同委員会によりその有効性・適切性・妥当性を点検評価される。その結果を踏まえて全学自己点検・自己評価委員会は報告書を作成し、その上部委員会である内部質保証推進委員会へ上げられ同委員会の点検評価を受けることとなる。ここに P D C A サイクルを機能させた内部質保証の活動が具現化された。

3. 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み

本学では、中期計画（2019 年度～2024 年度）の「教育・研究の質の向上」において、①大学、学部・学科、研究科・専攻の 3 ポリシーの具体化、②学修成果の可視化、を目標として定めており、学長を委員長とするポリシー関連委員会においてポリシー策定を進め、また、学修成果を評価に関するアセスメントポリシーを策定し、学生・教職員に周知するとともに大学ホームページに公表している。

その上で内部質保証体制においては、教学部門委員会において、大学全体の教育研究活動等に関する重点改善項目を、個別委員会においては各組織の教育研究活動等の独自改善項目を、また、教学系の改善部会においては、教育プログラム等に関する改善必要項目を設定し、その結果をそれぞれの上部委員会へ報告している。例えば、2021 年度、教学部門委員会では、中期計画を踏まえて、「大学の建学の精神を踏まえた一貫性のある 3 つのポリシーを策定し、大学の教育の質を保証する」という改善項目を設定し、一貫性の観点から全学的なポリシーの見直しを進め、不足していたポリシーの策定を進めていった。

まず、各ポリシーが拠って立つところの建学の精神が学則には明記されていないことを

課題として把握し、2022年1月に明記するように学則改正を進めた。次に未策定、あるいは一貫性の観点から不十分なポリシーを整理し、改善を進めた。2022年度には既存の全学共通科目ポリシーを踏まえて全学の3ポリシーを策定し、全学、学部・研究科、学科・専攻の3階層から成る一貫したポリシーの策定・見直しを実施し公表した。従来から、学位プログラム（学科・専攻）単位の3ポリシー策定は終えていたが、教学部門全体で自己点検・評価を行う中で、課題を把握し、改善を進めることができた。

なお中期計画の「教育・研究の質の向上」における、3ポリシーの具体化のためには、例えば、教育課程の編成・実施の方針に沿った体系的・組織的な教育課程編成（科目配置、順序や履修要件、課程間の分担）、シラバスやキャップ制の適切な運用、履修系統図等に関する点検・評価が必要だが、本学では、規程に基づいて、基本的に学務部を事務局とする教務委員会において点検・評価がなされ、学務部が改善案を策定し、教務委員会及び教授会の審議を経て学長が承認して実施されている。

同じく、学修成果の可視化のためには、例えば、全学的な成績評価基準策定、GPA制度の運用・検証、成績評価分布等の共有、各授業科目の達成水準の明示・共有、FD実施、学生へのフィードバック、成績分布や授業評価アンケート結果等を踏まえた授業改善等の制度化が必要だが、本学では、基本的に同じく学務部を事務局とする全学的な委員会（教務委員会、FD等推進委員会など）において点検・評価がなされた上で、教授会を経て、学長の承認の上で実施・改善されている。

これらの事項は、毎年、各学科、学務部と教務委員会、FD等推進委員会、教授会において点検・評価と改善が着実になされているとは言え、全学的な中期計画の方針とより一致させて、かつ学部・学科の枠を超えて、学修者目線にたった改善を進めるには、内部質保証推進委員会の改善指示をうける教学部門委員会や学務部改善委員会等において上記事項も詳細に改善課題としてとりあげるか（現状、学務部改善部会の改善課題は事務システム面にとどまっている）、既存の全学的な委員会にも改善部会を設置するかなどしてより明確に内部質保証体制のなかに位置づけるようにする必要がある。

4. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

自己点検・自己評価については、内部質保証推進委員会が自己点検・自己評価の統括・検証組織である全学自己点検・自己評価委員会へ実施を指示し、全学自己点検・自己評価委員会が自己点検・自己評価の実施組織である各階層の自己点検・自己評価委員会あるいは同改善部会へ実施の指示を行う体制としている。

年間の大学全体の改善サイクルの中で、毎年、自己点検・自己評価を行い、自己点検・自己評価報告書として取り纏め、その結果を踏まえて外部評価を実施し、翌年度の年度計画の策定に繋げており、その同報告書作成の裏付けとして学部・研究科その他の組織においてP D C Aサイクルを機能させる取り組みを行っている（下図）。

P D C Aサイクルは各組織において隨時機能させることになるが、同報告書作成のため、

全学自己点検・自己評価委員会は定期に自己点検・自己評価を指示している。

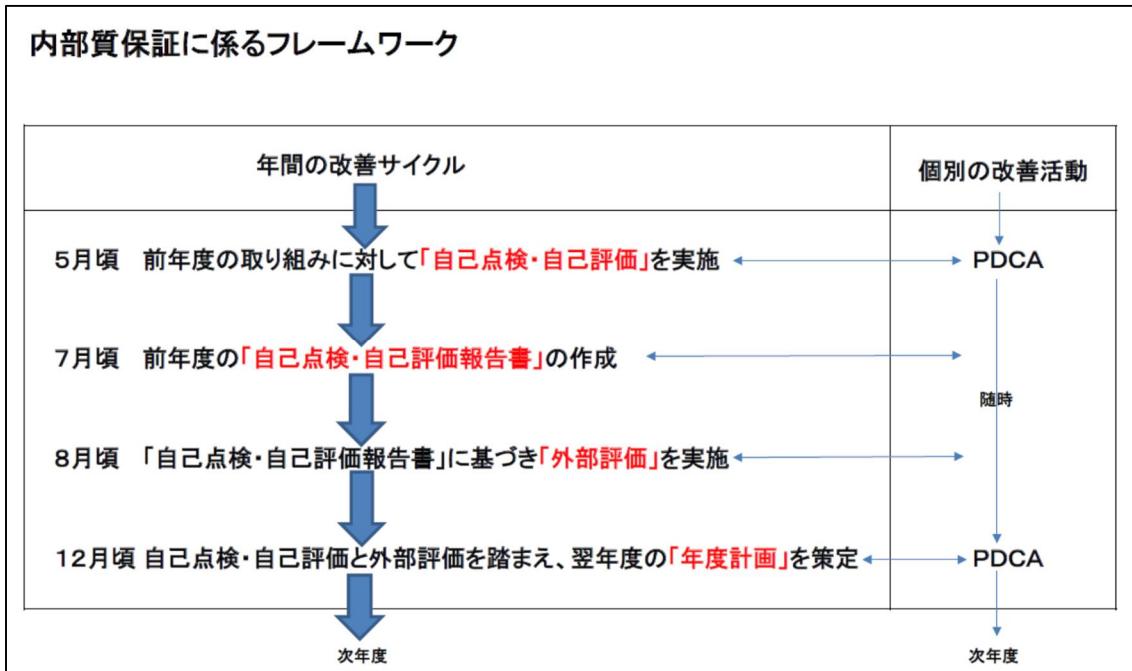


図. 改善・向上の仕組み

5. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

教学部門自己点検・自己評価委員会においては、大学全体の教育研究活動等に関する重点改善項目を、個別委員会においては各組織の教育研究活動等の独自改善項目を、また教学系の改善部会においては、教育プログラム等に関する改善必要項目を設定し、その結果をそれぞれの上部委員会へ報告することにしている。

事務部門自己点検・自己評価委員会においては、大学全体の学修環境・学生支援等に関する重点改善項目を、事務系の改善部会においては、担当業務に関する改善必要項目を設定し、その結果をそれぞれの上部委員会へ報告することにしている。

6. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等）に対する適切な対応

大学基準協会による前回の認証評価において、内部質保証体制について、自己点検・評価委員会に日常的な点検・評価活動状況がないという指摘を受けたことに対して、まず 2018 年度に外部評価委員会を設置し、2019 年度から定期的に客観的な評価・改善指導を受ける体制を整え、2019 年度にはビジョン 2039、中期計画の策定を実施し、学内説明会を複数開催して教職員に周知し、自己点検・自己評価に取り組んできた。その結果を 2020 年 5 月に大学基準協会へ「改善報告書」として提出し、2021 年 3 月に、大学基準協会から「改善報告書の検討結果」を受領し、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」は「なし」である旨報告があった。その後も、2021 年度から PDCA シートを導入し、個人自己点検・自己評価アンケートも開始することで、より実質的で恒常的な自己点検・評価及び改善活動を

実施していくようにしている。

7. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるため、2018年度より他大学・企業等の学識経験者によって組織される外部評価委員会を設置し、自ら実施する自己点検・評価の結果について検証・評価を受け、本学の教育研究等の向上に資する提言を受けている。

まず全学委員会は、毎年、4月に各委員会・部会から提出された自己点検・評価の結果(PDCAシート)をもとに、自己点検・評価報告書案を取りまとめ、各委員会・部会によるチェックのうえで、全学委員会として承認を受けて、内部質保証推進委員会に提出する。内部質保証推進委員会は、外部評価委員に送付し、毎年、9月頃に外部評価委員会を開催する。外部評価委員会では、本学の自己点検・評価報告書案をもとに10の大学基準それぞれについて質疑や改善提言を受ける。委員会には学長はじめ副学長、学長補佐、学部長、研究科長、附属図書館長、全学共通科目主任、各センター長、研究所長、学務部長、入試広報部長、総務部長、施設企画管理部長、法人顧問等が出席する(各部署次席19名陪席)。

その後、各部署は、外部評価委員からの提言や是正を踏まえ、自己点検・評価報告書の改善点・長所部分を中心に修正して再提出し、同時に自己点検・評価及び改善の活動を進めていく。全学委員会は、再提出された文章をとりまとめて自己点検・評価報告書案を完成させる。その報告書案は内部質保証推進委員会で承認を受けて、大学ホームページ上に毎年、自己点検・評価報告書として公表される。

なお、学科・専攻、部署単位の「改善部会」での自己点検・評価・改善活動は、学部・研究科単位の個別委員会や教学系・事務系の各部門委員会を通過する際に他部署の人間の目にさらされ、最終的に全学委員会で全ての部署の点検・評価、改善活動と比較されて点検・評価される。また、全学委員会自体も、作成した自己点検・評価報告書案を、唯一、学長が構成員かつ委員長を務める内部質保証推進委員会で最終的にチェックを受けることなり、その内部質保証推進委員会は、毎年、大学ホームページで公表される自己点検・評価報告書に対して責任をもつことになる。このように体制全体の中で、点検・評価の妥当性が確保されるように努めている。

＜教職課程に関する点検・評価の実施状況＞

教職課程に関する点検・評価に関しては、初等教職課程及び中等教職課程における取り組みを対象として、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」(文部科学省教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議 令和3年5月7日)の趣旨を踏まえ、本学における全学的に教職課程を実施する中核組織である教職課程センターを中心として、以下の3つの基準領域ごとに教職課程に関する自己点検・評価を実施し、点検・評価結果に基づく改善を図っている。

基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み、

基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援,

基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム

一例として、学校現場における GIGA スクール構想に即した指導に対応するための ICT 設備として、教職課程指導用の端末 70 台を計画的に導入し、具体的な指導の充実を図っている。

- ④ 教育研究活動、自己点検・自己評価結果、財務、その他の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
2. 公表する情報の正確性、信頼性
3. 公表する情報の適切な更新

1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

2011 年（平成 23）年 4 月に学校教育法施行規則等の一部改正により、大学等が公表すべき情報が提示された。これら法令にしたがって社会的説明責任を果たすとともに、本学の建学の精神及び教育理念、ビジョン及びポリシーを反映した情報を公開している。これらの情報は、「学校法人ノートルダム清心学園情報公開規程」に基づき、「学園及び学校の基本的情報」「財務及び経営に関する情報」「監査に関する情報」は学園ホームページに、それ以外の「教育研究に関する情報」「評価に関する情報」「その他の情報」は大学ホームページで公表している。

大学ホームページでは、まず「建学の精神・教育理念」（紋章・大学歌含む）、「基本方針・計画」（ビジョン 2039、各基本方針、中期計画・年度計画など）、「本学のポリシー」のページなどを設け、また、本学ならではの「卒業関連行事」「清心アーカイブズ」のページも設置している。

次に、「情報公開」のページには教員の数・学位・業績、入学生・在学生の状況・卒業生・進路・教育条件と教育内容、授業科目、学修・卒業・修了認定、入学金・授業料、学生支援、財務状況、研究倫理、認証評価・外部評価結果、学則、設置認可・届出書等、ガバナンス・コードなども一覧化し、PDF ファイルに直接リンクさせる、あるいは、大学ホームページや学園ホームページの関連ページにリンクさせることで一覧性を確保するようにしている。特に大学の教育研究活動については、各ステークホルダーに対して分かりやすく伝えられるよう、情報公開ページに単年度情報と経年情報を一覧表（PDF）で示し、各学科、入試・就職関連の基本情報ページでは図表を用い、レイアウトを工夫している。教員の教育研究情報については、2019 年度に公開機能付きの「ノートルダム清心女子大学教育研究業績データベース」を導入し、これにより、個々の教員の教育研究業績の全てを蓄積し、継続的に公開できるようにした。

本学の自己点検・自己評価報告書については、「大学評価」ページに2016年度の前回認証評価報告書と概評・提言等をはじめ、毎年の外部評価報告書等を公表している。

財務状況については前述のように学園ホームページに掲載し、「情報公開」ページからリンクしている。財務状況については、財務諸表の公表だけではなく、解説文を付することで、経営状況をわかりやすく示している。なお大学の資金収支計算書については大学広報誌「学報 BULLETIN」にも掲載している（資料2-22）。なお、私立学校法に基づく財務諸表（財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監査報告書）の閲覧は、法人事務局及び大学総務部に閲覧窓口を設けている。

教職課程に関する情報は、教育職員免許法施行規則（2015年4月1日改正）第二十二条の六に即して、教員養成の目標、計画、組織、教員、授業科目、教員免許状取得状況、就職状況及び教員養成の質の向上にかかる取り組み等を、大学ホームページ上で公開している。教職課程センターが卒業生も含めて情報の収集にあたってデータを集約し、公表する情報の正確性や信頼性の確保に努めている。なお、情報の適切な更新を図るため、過去3年の情報を公表することとしている。また、2022年度に実施した教職課程自己点検・評価に関しては、教職課程自己点検・評価報告書を作成し、本学のホームページ上で公表している。

2. 公表する情報の正確性、信頼性

本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、情報の正確性、信頼性を確保するための仕組みや体制が敷かれている。毎年5月～6月に実施する大学ホームページ更新の際に、公表項目については情報公表を担当する総務部と広報室が情報公開チェックリストをもとに相互確認し、公表内容については、広報室が学内各部署に更新依頼をし、公表内容を総務部が確認している。例えば教職課程に関する情報では、学務部教職課程センターが、卒業生も含めた情報の収集にあたり、データを集約し、公表する情報の正確性や信頼性を確保している。情報公表に関わる問題が生じた場合には、広報委員会で協議し解決にあたることとしている。

なお、2022年度教職課程自己点検・評価報告書を、全国私立大学教職課程協会に提出し、審査の結果、「教職課程カリキュラムと学生へのきめ細かい履修指導」とが両立して、効果的な教職課程運営となっている点が大きな特色となっている。心ある人間教育といえる。大学に設置されたインクルーシブ教育研究センターと連携して様々な教職課程教育を開催している。ICTを活用する教職課程教育が具体化され、GIGAスクール構想に対応する指導の成果をあげている。「初等教職課程と中等教職課程とを構造的に整理し、全体的にバランスの取れた記述になっている。」等のコメントと教職課程自己点検・評価完了証（令和5年3月31日）を受領している。

財務情報については、前述のようにノートルダム清心学園が情報公開規程に基づき、学園ホームページで公表している。公表にあたっては、寄附行為に定める所定の手続きを経て公表される。このように、それぞれ二重のチェックをすることにより、正確性、信頼性を確保

している。

3. 公表する情報の適切な更新

本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、大学ホームページの年度更新（4月～6月）及び当該情報に関する議決を行う最終会議体のタイミング等と連動し、最終更新を行っている。例えば、教育研究活動に関しては5月1日を基準日とするものが多く、5～6月にかけて広報室から各部署に更新データの提供を依頼している。また、「学生による授業評価アンケート」は実施主体のFD等推進委員会後に大学ホームページで公表されている。自己点検・評価結果は8月の全学自己点検・自己評価委員会後に、外部評価報告書は8月末に開催される外部評価委員会後にそれぞれ掲載される。財務情報に関しては5月の理事会後に所定の手続きを経て更新される。

⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- | |
|---|
| 評価の視点 1. 全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 |
| 2. 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の資料 |
| 3. 点検・評価結果に基づく改善・向上 |

1. 全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

2016年度の前回認証評価以後、本学では、2018年度に外部評価委員会を設置し、2019年度より毎年、定期的に外部評価委員会を開催することで、自らの内部質保証体制について、客観的な視点からチェックと改善指導を繰り返し得てきた。そして、それらに対応するなかで、全学的な内部質保証体制を体系化してきた。2020年度には「内部質保証のための全学的な基本方針」を制定し、2021年度には従来の規則・規程を見直して「内部質保証推進委員会規程」と「自己点検・自己評価委員会規程」等を制定した。さらに、自己点検・評価を具体的な改善活動につなげるために、内部質保証推進委員会の了承を得て、改善活動中心のPDCAシートを導入し、2021年度から実施している。同時に「組織自己点検・自己評価 PDCAシートによる改善取組マニュアル」（資料 2-6）も作成し全教職員に共有している。独自の個人自己点検・自己評価のアンケートを開始したのもこの年度からである。このように本学では、外部評価委員会の設置から、内部質保証体制の体系化、改善活動の実質化に向けた独自の取組へと、継続して内部質保証体制自体の改善を進めている。

PDCAシートによる改善の取り組みはまだ2年目（2巡目）であり、その有効性を検証するためのデータはまだ乏しいが、各部署が様々な課題を把握し、改善活動を現場で進めていることは示されている。ただ、より難易度の高い学部全体、教学全体、事務部門全体、さらには全学での改善活動がさらに進むかについて客観的な分析が必要になる。特に、本学が抱える様々な課題が、内部質保証体制のなかに網羅的に顕現されるようになっているかは重要

なポイントである。例えば、もともと部署横断的な課題であるがゆえに各種の全学的な委員会（教務委員会、学生委員会、オリエンテーション委員会、広報委員会等々）で長年、日常的に改善活動がなされてきている事柄について、新設の自己点検・評価の各委員会・部会が改善課題として取り上げないことが起こりえる。重要なのは改善が進むことであり、もしそういうことがあれば、既存の各種の全学的委員会の取り組みも点検・評価活動、改善活動として内部質保証システムのなかに位置付けて、全体として本学の内部質保証のシステムがよりスムーズに機能するようにしていく必要がある。

それゆえ全学委員会は、提出されている改善課題群を分析し、その分布や濃淡、範囲を把握し、大学の全ての活動（教学・事務全体）をカバーできる自己点検・評価体制になっているか、改善課題やその方向性は、本学の自己点検・評価の基本方針に沿っていて、中期計画を意識したものになっているのか自体を点検・評価し、内部質保証推進委員会はその改善案をもとに体制 자체をより実効的なものに刷新していく必要がある。

2. 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の資料

3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

2021 年度外部評価委員会における、従来の本学の中期計画が分かりにくいとの指摘も踏まえ、3 年間（2019～21 年度）の評価を行うとともに、目標や達成期限、達成のための手法・施策をより具体化するように中期計画を修正した。新しい中期計画においては、内部質保証体制に関わる点として、前述の 3 ポリシーの 3 階層での策定や学修成果測定のアセスメントポリシー策定が計画され、その通り改善がなされている。同じく「教育・研究の質の向上」として、個人自己点検・自己評価アンケートの実施が計画され、2021 年度からは実際に全教職員を対象に実施されている。また、「ステークホルダーへの情報公開と連携の促進」も計画されており、教職員向け学内インターネットへの方針・計画等の掲載、及び学生・保護者・同窓生への広報誌送付や大学ホームページでの情報公開を進めている。

また、IR センター改善部会では、2021 年度に内部質保証体制内の IR センターの位置づけと業務遂行を改善課題としてあげ、学務部でも、外部評価で指摘のあった①授業評価アンケート実施方法・内容の検討と②自主学習アンケートの実施を改善課題としてあげて取り組んでいる。これらの改善活動の成果は、教学・事務部門委員会を経て全体委員会に提出され、残る課題については、内部質保証推進委員会において次年度計画や次期中期計画へ反映されていく。

2. 長所・特色

外部評価委員会でも、教職員個人の自己点検・自己評価を進めるための自己評価アンケートの実施は、独自の取り組みと評価されている。現状はまだデータの蓄積が不十分で、時系列的分析やデータ解釈・利用面ではまだ検討課題が多いが、小規模大学の特徴を生かして、

自己点検・評価、改善活動を発展させる重要なツールにしていく。

3. 問題点

○組織自己点検・自己評価

規程上、既存の全学的な委員会（教務委員会、学生委員会、FD等推進委員会など）の検討課題とされ、実際に改善も進められている詳細な事項が、現状では部門・個別委員会等の改善課題に挙げられていない。また、取組み（改善項目）の濃淡が大きいため、設定基準等の検討が必要である。全学的な中期計画の方針とより一致させて、かつ学部・学科の枠を超えて、学修者目線にたった改善を進めるには、より明確に内部質保証体制のなかに位置づけるようにする必要がある。

現状、教学部門と事務部門に分けて点検・評価しているが、実際の大学運営においては両者を切り分けることは難しく、教職協働も進められている。例えば、学生支援（特別支援含む）の諸課題については、事務部門委員会下の学務部改善部会及びキャリアサポートセンター改善部会と、教学部門委員会下の個別委員会のさらに下に位置するインクルーシブ教育研究センターの改善部会とでそれぞれ別個に自己点検・評価を行うことになっているが、実際には連携が必須である。点検・評価が学修者目線で課題・機能別になされるために、今後は、内部質保証体制に既存の会議体を組み込むことも含めて体制を見直し、さらなる自己点検評価活動に基づいた質向上を推進していく必要がある。

内部質保証委員会は、全学自己点検・評価委員会で一覧化された課題の報告を受けているものの、改善指示・体制整備・支援等のフィードバック機能が十分に発揮されるに至っていない。

例えば、予算的支援もその役割としているが、現在のところ、予算計画時期との関係で、どうしても改善活動に具体的にフィットした予算的支援ができているわけではない。財務関連のスケジュールの見直しや学長裁量経費等の募集時期も含めて考える必要がある。

○個人自己点検・自己評価

個人自己点検・評価で明らかになった課題についても、今後、それぞれの課題に対するPDCAを作成するなど改善につながるような取り組みを実行していく必要がある。

4. 全体のまとめ

本学の内部質保証に関する全学的な方針は「ノートルダム清心女子大学の基本方針」の「1. 内部質保証のための全学的な方針」に示され、その手続きは内部質保証推進委員会規程及び自己点検・自己評価委員会規程において、組織体制と役割分担を明示している。学長が委員長を務める内部質保証推進委員会は、本学の内部質保証の推進に責任を負う組織であり、教学担当副学長をトップとする全学委員会が各委員会・改善部会、及び教職員個人の自己点

検・評価活動報告全体を集約し検証している。部門・個別の各自己点検・自己評価委員会は当該レベルでの自己点検・評価、改善活動を進めてPDCAシートを作成するとともに、下位の委員会・改善部会の活動の成果（PDCAシート）を集約し、全体を一つの報告書にまとめて上位委員会に提出する。全学委員会は各報告書・PDCAシートを取りまとめ、また、個人自己点検・評価アンケートの結果も踏まえて、毎年、本学の自己点検・評価報告書案を作成し、内部質保証推進委員会が外部評価委員会に提出し、チェックと改善提言を受けてさらに全学的な改善を進め、次年度の計画にも反映させていく。

3つのポリシー及びアセスメントポリシーは、建学の精神と教育理念をもとに、中期計画も踏まえつつ、学長を委員長とする委員会において全学、各学部・研究科、各学科・専攻の3階層で一貫性あるものとして整備してきた。その過程には内部質保証体制のなかの外部評価委員会や教学部門委員会の指摘・改善活動も大きな役割を果たしていた。他方、既存の全学的な委員会による自己点検・評価、改善活動の内部質保証体制への組み込み、教学・事務部門に分かれる体制、予算的支援、また、個人自己点検・評価活動の活用については、さらなる改善が必要である。

なお本学は、「建学の精神・教育理念」はもとよりビジョン2039、各基本方針、中期計画、教育研究活動、自己点検・評価報告書、財務、その他の諸活動の状況等を積極的にホームページで公開するとともに、一部は刊行物の発行も通じて、社会に対する説明責任を果たしている。

【基準3：教育研究組織】

1. 現状説明

- ① 大学の教育理念に照らして、学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の組織の設置状況は適切なものであるか。

評価の視点 1. 大学の理念と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成との適合性

2. 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
3. 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
4. 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

1. および2. 大学の理念・目的と学部・研究科構成及び付属機関との適合性

大学設置基準上必要な施設・付属機関を含め、本学では、建学の精神と教育の目的に基づいて、学長諮問会・評議会での検討と理事会の承認をもって教育研究組織及び付属機関を設置してきた。1949(昭和24)年4月に学芸学部(英文学専攻・家政学専攻)1学部体制で発足した本学は、現在、2学部6学科、2研究科7専攻、附置図書館、2研究所及び6センターとなっている。2024年4月からは2学部2学科(国際文化学部国際文化学科、情報デザイン学部情報デザイン学科)の設置が承認されており、4学部8学科となる。

この教育の理念・目的の下に、「ビジョン 2039」の大学ビジョン、教育ビジョン、研究ビジョン、社会貢献ビジョンに基づいた教育・研究・社会連携・社会貢献、学生生活支援を実現するにふさわしい教育研究組織の見直しを進めてきた。例えば、英語英米文学専攻への博士後期課程設置、地域連携センターの地域連携・SDGs推進センターへの改組、特別支援教育研究センターのインクルーシブ教育研究センターへの改組、国際交流センターの改組・施設充実、人間生活学部保幼小学修支援センターを学務部教職支援センター(現教職課程センター)統合などである。2023年度の大きな教育研究組織見直しの取組みとしては、2024年4月からの新学部新学科設置を伴う新たな学部改組を前進させたことが挙げられる。これは、大学として、情報化・グローバル化が進む社会においてこれまで以上に活躍できる人材を養成する学部構成とすることを目的としたものであった。学長は、定例の学長諮問会において教学組織の適切性を確認し、組織の新設・改組・廃止は理事会の承認を経て実施している。

文学部は英語英文学科、日本語日本文学科及び現代社会学科で構成されている。文学部の設置目的は、「言語文化をはじめとする人間の文化的営為の研究を通して、人間について広くかつ深く洞察すること」にあり、この目的は、本学の教育理念である「事象の背後にある人格価値の探求」、あるいは「共感能力の育成」に、文化研究の側面から適合しようとするものである。

文学部各学科の「人材育成等の目的」をみると、英語英文学科は英語運用能力・英米文学等の学修・研究を通じて学生個々人の全人的人格形成をはかっている。また、国際コミュニ

ケーションコースを設置して、より具体的・実践的に教育理念を追求している。日本語日本文学科は日本語を核とする日本文化の研究を通じて、そして現代社会学科は現代社会のあり様を社会学的・歴史学的に探求することを通じて、本学の理念・目的の実現に貢献している。

人間生活学部は、人間生活学科、児童学科及び食品栄養学科で構成されている。人間生活学部は本学の教育理念をもとに「人間生活に関する科学的考察と「人間らしい生活」の実現を目指す価値的考察との学際的統合」であるところにその特色をもっている。すなわち、生活全般に関して「何がどのようにあるか」を問うとともに、絶えず「いかにあるべきか」を問い合わせ、生活を運営する実践的技術を体得するのみならず、生活の質や生きることの価値を考える研究教育が行われている。このことは、知識の背後にある人格価値への気づきを求めるキリスト教教育に則るものであるとともに、新時代を切り開く創造性に富んだ人間力を求める現代社会の要請にも応えるものである。

人間生活学部各学科の「人材育成等の目的」をみると、本学の理念・目的を踏まえた上で、人間生活学科は人間の視点から、あるいは生活者の視点から、生活の多角的考察を行う。なお、同学科は社会福祉士の受験資格取得課程を開設し、現代の福祉問題に実践的に対応している。児童学科は心理、医学、教育、文化、芸術等の多角的な視野で子どもの成長・発達の考察を行う。幼稚園、小学校教諭及び特別支援学校教諭の教員養成課程を持つとともに、保育士養成課程も持ち、保育や児童教育のエキスパートを養成している。食品栄養学科は、管理栄養士養成施設の指定に基づき、管理栄養士の養成を行っている。本学部は、いずれの学科も資格・免許取得の課程を有するが、その教育内容には実践的技術の修得にとどまらず、常に生活の主体である人間への眼差しを忘れる事のないよう、多くの配慮を行っている。

本学大学院は、文学研究科と人間生活学研究科の2研究科からなる。

文学研究科には、修士／博士前期課程に日本語日本文学専攻、英語英米文学専攻、社会文化学専攻の3専攻が置かれ、博士後期課程に日本語日本文学専攻の1専攻を置く。それぞれの教育研究上の目的は、研究科における人材育成等の目的に示されている。

英語英米文学専攻では、本学の理念・目的、中期計画に基づいて、2023年度から博士後期課程を新たに設置した。本課程では、グローバル化に伴う多様かつ複雑な課題の解決の一助となる普遍的な人間と文化の研究を人文・社会科学の観点から行い、また、社会的要請に応えるため、国際的感覚と異文化間コミュニケーション能力を身につけ、高度な専門知識と国際的水準の理論的・実証的研究を遂行する力をもって、広く国際社会へ貢献できる人材を育成することを目的とする。特に、英米文学・英語学言語学・国際コミュニケーションの領域において、それぞれの専門分野を牽引する研究者、並びに国際語としての英語を用いて日本と海外との学術交流・文化交流に貢献しうる高度専門職業人を養成することを旨とし、主に高等教育機関等における研究者とトランスファラブルスキルを身についた専門的職業従事者という2つのキャリアパスを想定した教育を行う。

人間生活学研究科では、大学院学則第2条に基づき、修士課程に人間発達学専攻人間発達

学コース、同専攻臨床心理学コース、食品栄養学専攻、人間生活学専攻の3専攻2コースを置き、博士後期課程に人間複合科学専攻を置く。修士課程の3専攻は、それぞれ学部の児童学科、食品栄養学科、人間生活学科の上にたち、博士後期課程の人間複合科学専攻は、修士課程3専攻を統合してその上に設置されたものである。

それぞれの設置目的は、人間生活学研究科各専攻における人材育成等の目的により明らかである。

2研究科の各専攻・コースの人材育成等の目的をみると、それぞれの専攻が、本学および本学大学院の教育理念・目的を踏まえ、それぞれの学部学科の学修の上に、また博士後期課程では修士課程のそれぞれの専攻の学修の上に、より高度な専門知識と研究能力を身に付ける教育を行うことを記している。ここに、本大学院各研究科各専攻・コースの、本学の理念・目的および学部教育組織との適合的な連関性と、学術の進展に対応する姿勢をみることができる。人間発達学専攻臨床心理学コースは、日本臨床心理士資格認定協会の「一種校」として臨床心理士養成課程であるとともに、国家資格としての公認心理師を養成するコースである。

本学は、教育理念に、開かれた大学として社会に貢献することを掲げており、それを達成するために教育研究機関、各種連携機関、生涯学習機関等を設置し、社会との連携・協力の推進に努めている。具体的に本学の教育研究組織としては、学則第3条および第5条に基づき、2つの研究所と6つのセンターが設置されている。

キリスト教文化研究所は、建学の精神の基盤にあるキリスト教文化とそれに関連する文化全般の研究を行い、本学の教育理念の深化と学内外への発信の任を担っている。2023年度は、伝統的学内行事（4月に入学感謝ミサ（2023年度は入学感謝 祈りの集い）、10月に大学祭オープニングミサ、11月に追悼ミサ、12月にアドヴェントの集い（点灯式・アドヴェントコンサート）、クリスマスミサ、3月にフッド授与式）に加えノートルダムデー聖書の集い、定例ミサの実施、学生の活動（カトリック研究会・ひとつぶ会）や聖歌隊の支援、教員と学生による聖書勉強会を行い、学生がキリスト教に触れる機会を増やしていく。また、附属幼稚園・附属小学校の保護者対象に「カトリック教育の会」も年間5回実施した。

児童臨床研究所は人間生活学部に属し、乳幼児・児童の問題に関する学際的研究およびそれに関する諸活動（講演・研修会、研究所報刊行等）を行っている。また、付設の清心こころの相談室では、心理臨床に関わる活動及び相談業務を行い人間発達学専攻臨床心理学コースにおける学内実習施設となっている。

インクルーシブ教育研究センターは、特別支援教育に特化せず、ソーシャルインクルージョンを視野に入れ、共生社会の形成にさらに寄与できる体制を整えるため、2020年4月に特別支援教育研究センターを発展解消する形で改組したセンターである。キリスト教精神による包摂性、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと、全ての人を包摂しようとする価値観を有する人材を輩出できるよう「教職課程におけるインクルーシブ実践研

究」「全学的なインクルーシブ研究」「学生一人ひとりを大切にする」という3つの大きな視点でそれぞれに事業や学内改組に向けた取り組みを展開している。付設の学生相談室では学内コンサルテーション機能と合わせ、各学科等との連携で学生支援を進めており、2022年度は学生のニーズに応えて相談枠を拡大し、更なる充実を図った。

国際交流センターでは、海外留学および海外研修プログラムに参加する学生のサポートを行っている。本学では、海外に留学することにより、異文化を知り、自己及び自国を再認識するとともに、国際的視野を持つことのできる人材を育成することを目的とし、協定大学等との協定に基づき、海外で学ぶ機会を提供している。2022年度には、国際交流センターを学務部内から、学生ラウンジに近いスペースに移転させ、新たに国際交流関連授業を実施できるセミナー室等も設けることで、国際交流と大学教育との一体化を具体化する場とした

英語教育センターは、本学の英語教育の担当部署として、本学英語教育の充実・発展の役割を担っており、英語を実践的な道具として使いこなし専門分野で活躍できる人材の育成を行っている。

地域連携・SDGs推進センターは、本学の理念・目的、及び社会的要請・国際的環境等を踏まえ、2019年度に地域連携センター（2014年度設置）を改組したセンターである。当センターは、総合的な地域貢献活動と「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成、及び関連学術研究・人材育成に取り組むことを目的としている。本学園は、現在、世界にネットワークをもち、国連公認NGOとしてSDGs制定・推進に貢献し、国際的に活動するナミュール・ノートルダム修道女会を設立母体としており、地域連携・SDGs推進センターは同修道女会の国連オフィスとも連携を取りながら、国連SDGsの本来的理解の発信、ジェンダー平等（SDG5）の実現に向けた取り組みを進めている。

産学連携センターは、本学の教育・研究理念に沿って、大学の教育・研究においては、生きがいをもって社会生活を遂行することができる手段と力量を学生に附与すること、また、大学の知を世の中に伝え渡すとともに、大学における研究によって得られた知を直接社会へ還元することによって、人々に幸せをもたらすことを目標とし、産学連携活動を推進している。

生涯学習センターは、岡山の地における唯一のキリスト教系大学（ミッション・スクール）として、混迷する現代社会にあって、いのちの尊厳や生きる意味の追求など、キリスト教精神に基づく価値観を発信することを使命とし、宗教的情操を重んじる本学ならではの学びの場を地域社会に提供することとしている。

3. 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

本学では、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年5月7日文部科学省令第二十五号）の改正等の趣旨を踏まえ、大学の教育理念に照らして全学的に教職課程を実施する体制を整備するため、中核となる組織として教職課程センターを設置し、その

機能を活用しながら教職課程における教員養成の目標の達成を図っている。教職相談室や教職学生閲覧室、対策講座、ボランティア活動支援、卒業生支援の会など、センターの活動・施設については大学ホームページでも公表している。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

評価の視点 1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

1. および2. 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価、点検・評価に基づく改善・向上

本学では、2019 年度以来、学外委員からなる外部評価委員会を開催し、客観的な視点から教育研究組織の適切性について評価を行い、改善活動につなげている。例えば、2019 年度外部評価委員会において、学部収容定員増について指摘・提言があり、学内に将来構想検討委員会を立ち上げ検討を重ねた上で、答申を踏まえ学長が理事会に定員増を提案し、決定されている。

また、2021 年度外部評価委員会の指摘や、中期計画期間の 3 年経過時の自己点検を踏まえ、中期計画を期限・指標を明確化する修正を行ったことで、英語英米文学専攻への博士後期課程設置の期限も具体的に定められ、実際に 2023 年度からの開設に至っている。

その他、地域連携・SDGs 推進センターの改組が、新たな中期計画にある「3. 研究教育研究環境の充実」の下で行われ、産学連携センターとともに「産官学、地域連携による体験型学修、研究に対する組織的支援」を進め、共同研究等を拡大し、また、地域連携体験のイベントや事業を全学生に提供するなど、改善を進めている。

2. 長所・特色

○理念を体現する組織

キリスト教文化研究所は、本学の理念を体現する組織であり、学長が所長を務める付属機関である（近年では 2011-16 年度、2018 年度、2021-23 年度の所長を学長が務めている）。大学の附置研究所として 1975 年に、本学の設立母体であるナミュール・ノートルダム修道女会の創立者、聖ジュリー・ビリアートの精神並びに、建学の精神を深く浸透させるための研究と活動を柱として設置された。建学の精神の基盤にあるキリスト教文化とそれに関連する文化全般の研究を行い、本学の教育理念の深化と学内外への発信の任を担っている。本学では、学内行事を通した理念・目的の浸透を大切にしているが、入学感謝ミサ、大学祭オープニングミサ、追悼ミサ、点灯式とクリスマスミサ、フード授与式といった本学の核とな

る学内伝行事を実施するのがキリスト教文化研究所である。また、研究所の教員による授業として、全学部1年生必修の「人間論」や選択必修の「キリスト教学I～XVI」、より専門的なキリスト教文化研究所開講科目（キリスト教文化特講、キリスト教文学特講など）群も開講されている。

このように大学の教育理念をまさに体現する基盤的組織を有するのは本学の特色だといえる。

3. 問題点

本学では、確固とした建学の精神と教育の目的、また、近年であれば長期に及ぶ2039ビジョンをベースにして（外部評価も踏まえつつ）、付属機関を設置・改組してきた。それは望ましいことではあるが、特に学修者目線にたって、理念や目的がどの程度実現できているのかを客観的に点検・評価する必要がある。本学ではアセスメントテストや卒業生アンケート（2022年度から卒業時アンケートに改称）がまだ始まった段階だが、IRセンターの機能・体制強化も含め、信頼性の高いデータの適切な分析に基づく教育研究組織の点検・評価と改善を実施していく必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神と教育の理念・目的に基づいて学部・研究科、研究所・センター等の教育研究組織を設置してきた。近年では「ビジョン2039」や中期計画、そして外部評価を踏まえ、学部定員増や英語英米文学博士課程の設置、地域連携・SDGs推進センター、产学連携センター、インクルーシブ教育研究センター等の改組・設置など、教育研究組織の見直しを、理事会の承認を得て実施してきている。それらの見直しによって本学の理念や目的、ビジョンが、実際に学修者目線からどの程度実現できているのかについては、信頼性の高いデータの収集分析に基づき点検し、改善していく必要がある。

なお、キリスト教文化研究所は、学内伝行事を実施し、全1年生必修授業等を担当するなど、本学の理念を体現する重要な組織基盤であり、そのような組織を有するのは本学の特色だといえる。

【基準4：教育課程・学習成果】

1. 現状説明

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1. 課程修了にあたって、学生が修得することが求められている知識、技能、態度等当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表しているか。

本学では、学則第1条において教育の理念・目的を「キリスト教精神に基づいて、女子学生に広い教養を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、誠実で有能な真の自由人の育成」と定めている。また、ビジョン2039の「教育ビジョン」においては「自らの生きる世界の中で、真に大切なことを見分け、愛を持って他者に寄り添い、社会に奉仕していくことのできる人格を育成する」と定め、「世界に知的なまなざしを向けると同時に、他者との関わりを謙虚に見つめ、与えられたものの可能性を信頼しつつ自ら判断し、身近なところから他者とともに、世界を平和でよりよくすることに貢献できる女性」を「輩出したい人物像」としている。

これらの教育の理念・目的とビジョンを踏まえて、また、文部科学省の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（2016年3月）における学力の3要素（知識、技能、姿勢等）の考え方方に沿って、本学では、全学、学部・研究科、学科・専攻の3階層で学位授与の方針を定め、大学ホームページ上で公表している。

例えば、全学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、「基本的な教養的知識、また建学の精神であるキリスト教精神に触れ、理解し、社会活動を通して自己の人格を高めようとする姿勢」、「基本的な理解力と論理的な思考力、関心のある事柄について自分の考え方や判断を適切に表現できる力」、「主体的に自らを高めることへの意欲を持ち、異なる意見や価値観をもつ多様な人々と協力して探究し、問題解決・社会貢献をしていこうとする姿勢」を有する学生に学位を授与しているとしている。

この全学的方針に基づき、全ての学部・学科において、学位プログラムごとに、「人材育成等の目的」を元に学位授与方針が定められている。大学院においても、各研究科・専攻ごとに学位授与方針を明示し、大学ホームページで公表している。

これら学位授与方針の点検・評価は、全学的なポリシー策定委員会において定期的に行い、策定・見直しがなされる場合には、学部では教授会、研究科においては研究科委員会での審議を経て、学長が決定し施行されている。大学2022年度計画のもとに、建学の精神を学則に明示（2022年度学則に規定）したことを受け、各学部・研究科及び大学全体の学位授与方針を、2022年度に制定した。

- ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1. 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）

及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

1. 教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

2022年度、大学全体としての学位授与方針の下に、全学的な教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を以下のように明示し、大学ホームページで公表した。すなわち、「専門知識の準備段階として誰もが身に付けるべき一般的な知識・技能（一般教養）にとどまらず、高度な学術的専門知識に繋がり、かつ、多様な観点を統合して世界や人間に係る深い洞察を可能とする学び」を意味する「本学が掲げるリベラル・アーツ」の考え方を踏まえ、「主に全学共通科目においてリベラル・アーツの考え方を基盤とするカリキュラムを設け」、「これらを基盤として、学科ごとに専門分野における知識と能力を修得するための学科科目を配置」し、「学びの集大成として、卒業論文を作成する」ことで、「学士課程の全体を通して、こうした学びを、各自が追究することのできるカリキュラムを編成する」としている。

この全学の方針に基づき、全ての学部において、学位プログラムごとに教育課程の体系と教育内容、「学力の3要素」（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体性と協働して学ぶ力）から構成された教育課程の編成・実施方針を定め、大学ホームページ等で公表している。

大学院においても、各研究科のポリシーと学位プログラム（専攻）ごとの教育課程の編成・実施方針が定められ、ホームページで公表されている。

学位授与方針と同様、教育課程の編成・実施方針の点検・評価についても、全学的なポリシー策定委員会において定期的に行い、策定・見直しがなされる場合には、学部では教授会、研究科においては研究科委員会での審議を経て、学長が決定し施行されている。

2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、建学の精神、教育の理念・目的、及び文部科学省の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（2016年3月）における学力の3要素（知識、技能、姿勢等）の考え方へ沿って、2022年度、全学、学部・研究科、学科・専攻の3階層における学位授与方針と教育課程の編成・実施方針、及び学生の受け入れ方針を、それぞれ一貫した形での策定が行なわれるよう整備した。各学位授与方針から各教育課程の編成・実施方針が導かれ、最後に学生の受け入れ方針が定められているようにしている。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育

課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（修士・博士）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等へのかかわり

評価の視点 2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

本学では、各学位プログラム（学科・専攻）の教育課程編成・実施方針において、前述のように教育課程の体系、教育内容、及び授業科目区分等を明示・公表し、その上で学科協議会・専攻会議において学生・履修状況等も踏まえ、開講・非開講、他学科開放の有無、順序性の想定と明示、履修推奨年度から、必修科目や選択必修科目、科目の改廃、コース区分等を含め検討し、教育課程を体系的に編成・見直しを実施している。学則改正を伴う場合は、教務委員会、教授会の審議を経て、学長の決定の上で施行される。

各学科・専攻の開講科目の一覧やカリキュラムの概要は、学生便覧と大学ホームページで明示・公表され、シラバスや時間割は学生ポータルシステムである「N サポ」上でゲストユーザーも閲覧可能になっている。このほか在学生は、N サポ上で成績等の情報も確認でき、履修登録もできるようになっている。

本学はキリスト教精神に基づくリベラル・アーツ教育の理念を実現するために、全学共通科目を、学部学科の教育課程を補完するためだけでなく、一人ひとりの学生が大学における学びの専門性を「生きることの意義」への問いに接続し、それぞれに与えられた多様な可能性を発見しつつ、社会の中での具体的な生き方へと結びつけられるように支えるための基盤的な科目として位置付けている。すなわち、全学部学科 1 年生の必修科目（「人間論」）を起点とし、10 以上のキリスト教に関わる授業群を展開する「キリスト教科目」群やアクティブ・ラーニングを基本とする「自立力育成科目 B 群」（「ボランティア実践」「自立力育成ゼミ」など）など特徴的な科目群を配置することで、4 年間をかけて幅広い分野への広がりの中で自らの関心を位置づけながら、より発展的な内容へと学習を深めていくことができるよう継続している。

○初年次教育、高大連携

初年次教育については、全ての学科において、新入生オリエンテーションの中で新入生ガイダンスを実施し、履修相談の機会を設けるとともに、学科基礎科目を必修科目とするのはもちろん、特に全ての学科で初年次に基礎的な演習科目（「Communicative English」、「文学基礎演習」、「基礎演習」、「人間生活学基礎研究」、「総合演習」、「栄養学基礎演習」）を半期又は1年を通して設置して実施している。

本学の姉妹校である清心女子高等学校のNDSU進学コースの1~3年生に向けて、学年や志望学科に応じた体験講義や大学の伝統行事等への参加などの入学前プログラムを行っている。ノートルダム清心女子大学及び学部・学科の概要について理解を深める機会となり、志望学科選択に寄与している。

○コースワークとリサーチワーク適切に組み合わせた教育への配慮等（修士・博士）

修士・博士課程においては、学位プログラムを担う各専攻を責任主体として、全ての研究科において、科目履修によるコースワークと研究指導（論文指導や実験指導等）を中心としたリサーチワークを組み合わせた教育課程を編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士・博士】
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等との関わり

1. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

○各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

本学では、全学生・教員に配付される『学生便覧』の「II 履修登録」の箇所において、1科目45時間の学修を必要とすること、「講義による授業科目（1単位とする）は、教室で15時間授業を受け、残り30時間は予習・復習等の自習をしなければならない」ということを明記している。

なお、2019年度から導入しているGPA制度については、その理由と役割については「履修に関する基本的な心得」において「個々の単位の質の向上を喚起し、計画的かつ責任ある履修を促すことなどを目的として「GPA制度」を導入しており、これを「成績優秀者に対する各種選考基準」「成績不振学生への履修指導」「退学、転学部等進路指導の実施判断基準」「履修科目登録単位上限の条件緩和」「授業科目履修の条件」など各種の客観的指標として」

用いることを明記している。

○シラバスの内容及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

2019 年度からシラバスの記述を全学的に統一し、冊子体からウェブシラバスへと移行しており、シラバスには、授業形態、担当形態、本授業の概要のほかに、カリキュラム・ポリシーとの関連、到達目標及び各到達目標とディプロマ・ポリシーの関連、成績評価の基準及び各評価基準要素と各到達目標の関連を記すようになっており、各科目と学科・専攻のカリキュラム・ポリシーの対応が明示されるようになっている。また、成績評価が各カリキュラム・ポリシーにそってなされていることも明確にしている。

シラバスには他に、単位の実質化において非常に重要な「準備学習（予習・復習）に必要な学習内容」に加えて、必要と想定される「準備学習時間」も明記するようになっている。

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す授業として、本学では、前述のように初年次から全ての学科で基礎的な演習を実施している。リベラル・アーツ教育の理念を踏まえ、対話的な授業で学生の関心を引き出し、その研究関心に基づいて自ら学びを深め発表や議論を行うことは、1年次から積極的な姿勢を引き出し、2年次以降の学びにもつながっている。

また、本学では全学科の学生が、全学共通科目の自立力育成科目 A 群及び B 群の科目を選択必修とすることになっており、全員がアクティブ・ラーニングを基本とする自立力育成科目 B 群の授業を受けることになる。2023 年度シラバスからは、アクティブ・ラーニングの有無とその手法（問題解決型学習、調査学習、グループ・ディスカッション、グループ・ワーク等）の記載が必須になり、各教員の取り組みを表に出すとともに喚起する仕組みが出来上がった。

○適切な履修指導の実施

本学はリベラル・アーツ教育の少人数・対話的な教育の理念に基づき、学生が学生生活を豊かで安心したものにする目的に「アドバイザー制度」を実施している。学生一人ひとりに対して、必ず所属学科の専任教員が 1 名、アドバイザーとなり、学生は「ア 履修や学習など、勉学に関する事」「イ 休学、復学、転学、転学部、転学科、退学など学籍に関する事」「ウ 進路など、将来の方向性に関する事」「エ そのほか、学生生活全般のこと」について、アドバイザーに自由に相談ができる。そのことは『学生便覧』に明記されている。アドバイザーは学生からの履修指導・相談に常時応じているが、特に毎年 4 月のオリエンテーション時にきめ細やかな履修指導を行っている。年度途中においても、各学生の履修状況・成績等を踏まえ、また、個々人の能力等に応じた履修指導（次年度の登録単位数の増減アドバイス等）も行っている。アドバイザーの選任方法は各学科に委ねられている。

○研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士・博士】

本大学院では、研究テーマ、目的、対象及び方法を明記した「研究計画書」に基づき研究指導を実施している。

修士課程及び博士前期・後期課程の学位授与に至るまでの研究指導に係るスケジュールに

については、毎年度、大学院学務・FD 委員会が各研究科に提示する「学位授与日程」に基づき、各研究科・専攻において「論文提出スケジュール」を作成し、大学院生に周知している。また、学位授与を円滑に進めるために、具体的な指導要領、修学の流れ及びスケジュール等を定めた「学位授与までのプロセスに関する申合せ」を、これまでの履修要領に替わるものとして作成し、2023 年度から配付している。

○各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等との関わり
学位プログラム（学科・専攻）ごとの教育の実施にあたっては、学科・専攻改善部会が全学内部質保証体制と関わることになる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学的内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2. 学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査の基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格化を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続きの明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

本学では、単位数については大学設置基準に則り、学則第 36 条において、各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準と定め、講義については 15 時間の授業で 1 単位、演習については 15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位、実験、実習、実技等については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする旨、周知統一を図っている。また、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 つ以上の方法の併用により行う授業の場合については、その組み合わせに応じて前述の基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位としている。卒業論文の評価については、学修の成果を評価することも定めている。学則 36 条に基づき、講義については 1 回 90 分の授業を 15 回行ったうえで、1 回の試験を行い、合格者に 2 単位を付与する。祝日や振替休日等で週日の授業回数が確保できない場合は、当該曜日の授業を土曜日等に振り替えるなどして、学期ごとの授業回数・試験時間を確保している。成績評価は、学則第 44 条に「履修した授業科目の単位の認定は試験等の成績による」とし、同第

45条において、成績は「秀」「優」「良」「可」「不可」で表し、「秀、優、良、可を合格」とすると定めている。その上で、各授業のシラバスにおいて、「授業の到達目標」に基づく「成績評価の基準」を明示している。なお各学科の卒業要件は、学則において明示されている。

○既修得単位等の適切な認定

単位互換制度等あるいは留学や編入学等に際し、他大学での既修得単位等を本学の単位として認定する場合は、学則第33条の2に定める「文部科学大臣が定める学修」を除き、一括認定とし、基本的に個別の科目への認定は行わない。ただし、免許・資格に関する科目、及び学則第33条の2に定める「文部科学大臣が定める学修」など、既修得単位等の学習内容と相当の科目はこの限りではない。認定する場合は、当該学生の申し出に基づき、所属学科が科目区分への認定の妥当性等含め検討したうえで、単位認定の申請を行い、教務委員会、教授会が審議を行い、適切に既修得単位の認定を行っている。

○卒業・修了要件の明示

大学学則第37条及び大学院学則第19条に卒業・修了に必要な単位数を明示している。

○成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

全学的な成績評価基準に基づき、シラバスに記された到達目標の達成水準に合わせて授業担当教員が成績評価を行っている。学位論文等については学科・専攻全体での合議を経てなされている。学位プログラム（学科・専攻）ごとに学科協議会・専攻会議を開催し、改善部会として自己点検・評価を行っており、単位修得状況や通算GPA等も確認しつつ点検・評価を行っている。

2. 学位授与を適切に行うための措置

○学位論文審査基準と学位授与に係る責任体制・手続きの明示、審査等の客観性・厳格化を確保するための措置

本学では、「ノートルダム清心女子大学学位規則」第2条において、「学士の学位は、学則第48条第1項及び第2項に規定するところにより、本学を卒業したものに授与する」と明記し、学士の学位に別表第1の区分に従い、専攻分野の名称を付記するとしている。第12条において学長は教授会の議に基づき、学士の学位を授与するとされる。

本学では、全ての学部学生に、「卒業論文」（6単位）を卒業要件の必須科目としており、成績評価の基準は、各学科の「卒業論文」シラバスに明示している。

大学院については、ノートルダム清心女子大学学位規則第3条において修士の学位、第4条において博士の学位の授与要件、専攻分野の付記等を明記している。

研究科ごとに修士・博士論文の判定基準も明示しており、これらの基準は大学院学生便覧、及び大学ホームページに掲載・公表されている。

○学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

全学部学科共通の卒業論文については、前述のように各学位プログラムの特性にあった評価方法がとられているが、全学的なルール策定（ループリック等）について、ポリシー策定委員会において検討を進めている。

大学院では大学院学務・FD委員会を中心に、2018年に学位規則の見直しを行い、規程間の整合性を図った。また、外部評価委員会からの指摘を受けて2019年度に学位論文審査基準を見直し、研究科ごとに修士・博士論文の「判定基準に関する申合せ」を定め、大学院学生便覧に掲載するとともに、大学ホームページでも公表している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1. 各課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2. 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

　　<学習成果の測定法例>

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3. 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の適切な設定

本学では、2019年度に全学的な「学修成果の評価の方針」（アセスメントポリシー）を、アセスメント・ポリシー等策定委員会における議論を踏まえ定めている。「教育の質保証と改善を恒常に実施することを目標として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーに基づき、学生の学修成果を評価する」ために以下の3つの段階で、具体的な指標を用いて行うことを定め、2022年度に大学ホームページでも公表している。

1. 機関（大学）レベル：学生の就職進路の状況（就職率・進学率・資格取得状況等）や、各種アンケートの状況から、学修成果の達成状況を評価する。
2. 教育課程（学科・開講主体）レベル：学部・学科の教育課程における卒業要件達成状況（単位修得状況・GPA）、資格・免許取得状況、各種学生アンケートの状況、TOEICテスト等から、教育課程全体を通した学修成果の達成状況を評価する。
3. 授業科目レベル：シラバスで示された授業科目の到達目標に対する成績評価、及び授業評価アンケート等の結果から、授業科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。

■主な評価指標

	入学前・入学直後	在学中	卒業時・卒業後
機関(大学)レベル	入学試験 入学時アンケート(オリエンテーション時)	学びの実態調査 留年率 休学率 退学率・除籍率 授業評価アンケート 年度GPAの分布状況	学位授与数 就職率・進学率 教員採用試験合格率 卒業時アンケート
教育課程 (学科・開講主体) レベル	入学試験 入学期間教育プログラム取組状況 TOEIC Bridge テスト	学びの実態調査 留年率 休学率 退学率・除籍率 授業評価アンケート GPA一覧表 年度GPAの分布状況 卒業論文 TOEIC Bridge テスト TOEICリスニング＆リーディングテスト 初年次教育	国家試験合格率 (社会福祉士国家試験 合格率) (管理栄養士国家試験 合格率) 教員採用試験合格率 就職率・進学率
授業科目レベル	TOEIC Bridge テスト	成績評価 授業評価アンケート	

本学では、リベラル・アーツ教育の理念に基づいて、全ての学科学生に、4年間の学びの総仕上げとして卒業論文を義務づけており、また、いずれの学科においても少人数ゼミ方式での指導、及び卒業年次の口頭試問・卒業論文発表会などの審査を行っている。

他方で、学位プログラムごとに卒業論文のテーマや内容、資料・データ、論証等の流れは大きく異なり、分野特性に応じた学修成果を測定するための重要な指標となる。それゆえ各学位プログラムの学問的特性に応じて、学修成果をより的確に測定するために学位授与方針に基づいたアセスメントポリシーを設定し、学修成果を適切に把握・評価する必要があるが、第1段階として、ポリシー等策定委員会において、全学的な学位授与方針を踏まえ、各学科で共通する評価手法として、全学科で実施されている卒業論文等のループリックを用いた評価等を検討している。

次に、各学位プログラム(学科)の分野特性に応じた評価指標や評価手法を検討していくことになる。

なお、全学生を対象に主体的な英語学習をサポートしている英語教育センターでは、英語I B～VII B の必須の授業で実施している TOEIC テストについて、当センターの年報で毎年、平均点、最高点、500 点以上の人数等の受験結果を報告している。さらに、経年での得点結果を分析・掲載し、英語学習の効果検証に活用している。

2. 学修成果を把握及び評価するための方法の開発

学修成果を把握・評価する手法の前提となる、学修成果を評価するための指標については前項で述べたとおりアセスメント・ポリシー（学士）を策定・公表しているが、運用方法が確立しているのは一部指標に止まっており、ディプロマ・ポリシーを達成したかどうかを測る方法が明確になっていない。このような現状ではあるが、前項に挙げた各課程の分野特性に応じた指標（卒論評価のルーブリックや TOEIC）以外に、ディプロマ・ポリシーの達成度や学修成果を把握・評価する一端を担う方法として以下に挙げる。

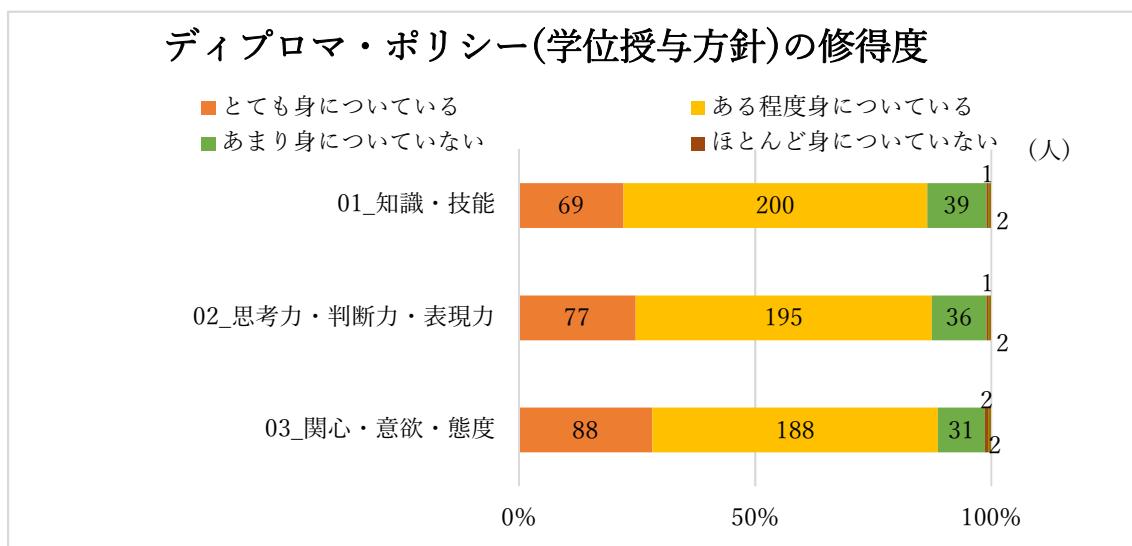
○卒業時アンケート

卒業時アンケートは、従来から、卒業を控えた2・3月に4年生自身に本学での学びや学生生活を振り返ってもらうために実施している。設問では、入学時の志望度や正課内及び正課外の教育活動やキャリア形成に資する各種活動への取り組み度、大学の各環境・支援等に対する満足度、入学時の各期待への現在の認識、各学科のディプロマ・ポリシーに掲げる能力の修得度（自己評価）、大学生活を通じて身に付けた力、卒業後の進路選択に関わる事、本学に対する考え方や評価等を聞いている。

なお、各学科のディプロマ・ポリシーの修得度を自己評価するにあたり、その前提となるディプロマ・ポリシーの認知度について、別途2022年度から実施し始めたアセスメントテスト「GPS-Academic」における大学独自設問（全15問）において、カリキュラム・ポリシーに対する認知度も確認している。これについては、後述する。

卒業時アンケートの回収率は、2021年度40.6%（201/495名）、2022年度71.9%（360/501名）、2023年度80.2%（311/388名）であった。

先に挙げた各学科のディプロマ・ポリシーの修得度（自己評価）について、以下に示す。



「とても身についている」と「ある程度身についている」を合わせた数値は、「知識・技

能」86.5%、「思考力・判断力・表現力」87.5%、「関心・意欲・態度」88.7%であった。前年2022年度は順に84.2%, 86.1%, 85.6%であった。なお、自己評価による修得度とGPA(4年間通算)との相関はなかった。

卒業時アンケートに質問として設定しているものの、現状、学生(回答者)が、ディプロマ・ポリシーに示された力について身につけるべき水準も含めて理解できているかや、身についたかどうか具体的な判断基準を持てているかどうかは疑問であり、回答にあたってはアウト・感覚的な判断を求められていることも予想される。これは、学修者本位の教育を実現していくうえでは課題である。

○修了時アンケート

修了時アンケートは、2023年度から実施している。2023年度は、回収率77.8%(7/9名)であった。進学動機や学修・研究時間、身についた力などを聞いている。教育内容(カリキュラム)や研究環境に対しては概ね高評価であった。

ディプロマ・ポリシーの認知度を確認したところ、「知らなかつた」が1名、「あることは知っているが内容はよく分からぬ」が5名で、「知っており内容も理解している」は1名のみであり、ポリシーの周知・浸透に課題があることが分かった。研究科についてはアセスメントポリシーを策定できていないので、ポリシーの浸透と併せて取り組んでいく必要がある。

○GPS-Academic

GPS-Academicは、学生のキャリア形成支援を主目的とし、キャリアサポートセンターが主となり実施するものであるが、就活対策を超えて、自身のキャリア形成に役立てられるほか、学修成果の可視化にも活用できるアセスメントテストである。2022年度は、試行的に1~3年生を対象に実施し、31.1%(1年生:34.4%, 2年生:29.3%, 3年生:29.3%)に止まった。翌年度からは1・3年生を対象に実施することとし、2023年度は1年生は4月~6月、3年生は12~2月にかけて案内・実施した。1年生に対しては学年進行後に沿って実施される他の調査との相関も視野に入れ、案内を強化した結果、89.4%(2学科で100%)の受検率を得た。3年生は、39.5%(1学科で80%超)と伸び悩んだことから、2024年度はオリエンテーション期間(1年生は4月、3年生は3月~翌年度4月)に大学で一斉に実施することとした。

なお、1年生においては、2022年度まで実施していた「入学時アンケート」をGPS-Academic(内のアンケート)に統合している。

学生に対するフィードバックとして個人結果の見方や今後の活用について説明会を行っているものの参加率が思わしくないことが課題である。

教職員を対象としたFD研修会を毎回実施し、結果の報告と活用事例(他学)の紹介を行っているがこちらも参加率に課題がある。

アセスメントとしての活用については、2023年度新入生の受検率が高かったので、3年次（2025年度）の受検結果と比較することで成長度を確認することができる。ただし、具体的にどの教育プログラム・内容の効果があったかを特定するためには、アセスメントで測れる能力とディプロマ・ポリシーの関係、また、各能力を育成する科目の構成（順次性や比重等）を明らかにしておく必要があり、現時点では、そこまでの協議が行えていない。

3. 学修成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学修成果の把握・評価のための手法として、2021年度事務部門委員会では、「学生の成長の可視化を通じての学生支援の在り方の検討」を課題として、実際にアセスメントの導入を検討し、2業者の説明を受けていたが、その後、GPS-Academicの実現に至った。また、2021改善部会（IRセンター）では、「IR新体制下における（今後の）業務の明確化と活動の活性化」を改善課題としてあげ、入学生、卒業時アンケートの業務分担、質問事項を見直した。その結果、卒業時アンケートの改善や、入学時アンケートのGPS-Academicへの統合などが進められた。全学的な課題である学修者本位の教育の実現に資する学修成果の可視化においても、まずは受検率の向上という課題から取り組み、協力・連携組織が少しづつ拡大している。

⑦ 育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1．適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

- ・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2．点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の学位プログラム（学科）ごとの教育課程の適切性の検証、改善の取り組みについては、各学科協議会が責任主体であるが、全学的な調整機関として学務部長が委員長を務める教務委員会が検証主体となり、学則等の改正に関わるような改善の場合は教授会でも審議がなされ、最終的に学長が承認して実施される。また、全学共通科目についても全学共通科目委員会が検証や改善の取り組みを行い、学則改正に関わるような場合は教務委員会、教授会を経て学長の承認を得ることになる。

また、大学院においては、各専攻会議が教育課程の適切性の検証や改善の取り組みの主体であるが、調整機関として大学院学務・FD委員会があり、研究科委員会が大学院学則改正含め全体をチェックしている。

○中期計画の修正

新しい大学中期計画の「2. 教育・研究の質の向上」においては、大学、学部、学科、研究科、専攻の三方針の具体化や学修・教育成果の具現化・可視化が計画されたため、アセスメントポリシーを策定し、大学レベル、教育課程レベル、授業科目レベルで学修成果を測定する指標を定め、GPA-Academic の導入も実施するなど改善を進めた。また、中期計画の「2. 教育・研究の質の向上」においては、①FD の充実として、授業効果の評価システムの導入を計画しており、授業評価アンケートへの教員フィードバックという形で実現している。

本学では、FD 等推進委員会が年 2 回（第 1・2 期）、授業評価アンケートを実施し、全学的な分析を実施し、その結果を大学ホームページで公表しているが、学修成果の達成状況を質問項目の中に加え、また、大学院科目も調査対象としたこと、従来は授業の最終回等に実施していたが 2022 年度第 2 期からは授業改善を迅速かつ効果的に行うために実施期間を柔軟化し、現在実施中の授業へのフィードバックを含めた期の途中での実施、また、アンケート結果を踏まえ教員がコメントを記入することで学生へのフィードバックも行うように実施要項を改定するなど、改善を進めた。

2. 長所・特色

○リベラル・アーツ教育の理念に基づく 4 年間の取り組み

本学では、全学部学科において、共通して初年次演習、卒業論文を導入し、全学的にキリスト教科目「人間論」の必修、キリスト教学の選択必修、専門科目と並立する全学共通科目（教養科目・自立育成科目）、そして、アドバイザー制度、先輩学生による協力学生制度、学士候補生（卒業論文仮題目の提出者）を対象としたキャップ・アンド・ガウン授与式等を実施している。それらは、学生の積極的な学修姿勢、4 年間を通して自身の生き方を見つめ深める機会の提供を果たし、結果として非常に低い退学者率、高い就職率を実現しているが、これらの取り組みは全体として、本学の「キリスト教精神に基づき「知の全人的統合」を図る」リベラル・アーツ教育の理念に基づくものであり、一体のものである。通常、専門教育の補完として位置付けられることの多い全学共通科目もまた、本学においては、「それぞれの「学科科目」の学びを包み込む」ものとして位置付けられ、実際に全学的な演習科目やアクティブラーニング型授業、また、ハイレベルな語学教育等も実施されているが、それも「知の全人的統合」を図るという理念に基づく本学の特色である。

3. 問題点

○全学的な委員会と内部質保証体制

部署・学科横断的なテーマについては、教務委員会、FD 等推進委員会という既存の全学的な教育課程・学修成果測定関連の委員会が点検・改善を行っているが、PDCA サイクルを回す改善部会や個別委員会は部署ごとに立てられており、また、部門委員会は教学系と事務系に分かれているため、部署横断的な学修成果測定の活動が、内部質保証体制のなかにあら

われにくくなっている可能性がある。既存の全学的な委員会を、教学・事務部門を超えた連携自己点検・自己評価委員会（連携委員会）とするなど、内部質保証体制のなかにより組み込んでいく必要がある。

○IRデータの活用

アセスメントポリシーに示している指標のうち、入学時アンケート（GPS-Academic に統合）と卒業時アンケートを IR センターで実施している。IR センターでは、アンケート結果を分析しレビューとともに本学ホームページ（IR 活動ページ）に掲載し、教職員に活用を促しているが、各学科・部門での閲覧に留まっている。

アセスメントテストや複数の学生調査の具体的活用方法について、学科等の教学部門と協議共有し、適切な仮説検証と改善を行っていく必要がある。

（4）全体のまとめ

本学は、建学の精神、教育の理念・目的、及びビジョン 2039 に基づいて、大学全体としての学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、及び学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）を策定し、公表している。また、学部・研究科としての学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、及び学位プログラム（学科・専攻）の各方針も定め、学生便覧に掲載するとともに大学ホームページ等で公表している。

本学では、各学科・専攻が責任主体となり、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位プログラムにおいてふさわしい授業計画を策定し、必修・選択必修科目等を考慮したうえで、カリキュラムを体系的に編成、実施している。学科の教育課程の編成・実施方針は、教育課程の体系と教育内容、学力の 3 要素、専門分野、授業科目区分等から構成され、基礎科目と専門科目等の整合性を明確にしている。さらに全学共通科目が 4 年間の学びを包み込むものとして位置付けられ、また、全学科でも初年次向けの演習と卒業論文が必須とされている。修士・博士課程においてはコースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程を設置している。学位プログラムごとの教育課程の編成・実施については、学科・専攻が責任主体となり、各学科・専攻の改善部会が点検を行い、毎年、改善活動を教学部門に報告しつつ実施している。

成績評価と単位認定は学則等の規程に則り実施され、単位の実質化を図るための措置も GPA 制度含めも採用している。既修得単位認定も適切になされている。

学位授与については、学則及び各学部・研究科、学科・専攻の定めた規定に基づいて適切に審査を行っている。「ノートルダム清心女子大学学位規則」に基づいて、審査基準と責任体制・手続きが定められ、大学院においては研究科ごとに学位論文の判定基準を明示・公表するなど、審査の客觀性等を確保するための措置もなされている。

本学では、学修成果を評価するための指標をアセスメント・ポリシー（学士）として策定・公表しているが、運用方法が確立しているのは一部指標に止まっており、ディプロマ・ポリ

シーを達成したかどうかを測る方法についてはまだ明確にきていない。今後は、学修者本位の教育の実現に向け、学位プログラムごと 3 ポリシーの連関の精度を高めつつ、ディプロマ・ポリシーの達成をもって教育の質を保証できるよう、PDCA サイクルによる点検・改善の取組を実質化させていく。

なお、リベラル・アーツ教育の理念に基づく全学共通科目の位置づけ、初年次から卒業論文に至る 4 年間の取り組みは、本学の特色である。

【基準5：学生の受け入れ】

1. 現状説明

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1. 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2. 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表>

本学では、全学レベル、学部・研究科レベル、学科・専攻レベルの3ポリシーを一貫した観点から策定し、全て大学ホームページで公表している。

まず、全学的な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）では、「教育理念に共感し、国際化した社会のなかで自立した女性として実践的に活動することを目指し、そのための幅広い教養と高い専門性、柔軟な思考力と的確な判断力を身に付けようと希望する者の入学」を願うとしている。

その上で、各学部・研究科においても学生の受け入れ方針を定め、公表している。例えば、人間生活学部では求める学生像として、「本学のリベラル・アーツ教育の理念に共感し、知的探求を通じた人格形成に強い意欲を有する者」「人間生活の事象に潜むさまざまな問題や課題に興味をもち、多面的な視点から深め、課題解決を志向することができる者」「自ら主体的に考え、学ぶ意欲をもつとともに、他者の意見や価値観を尊重し、相互理解に努める態度を有している者」「多様な人々と協働して社会に参加・貢献する意志を有している者」を明示している。

また、2024年度に開設した国際文化学部国際文化学科においては、「グローバル社会を分析対象とする諸理論の基本と諸地域の実態を、学際的手法によって講究するとともに、表象文化の学びを通じて日本文化を深く理解して自らのアイデンティティを確立し、グローバルな思考と視座から、社会情報系科目の学びを活用して社会の諸問題をグローカルに改善・解決し、社会の平和と持続的な発展に貢献する人材の育成を目指す。」としている。

最後に、学位プログラム（学科）ごとに、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、学生の受け入れ方針が定められ、大学ホームページ及び入学者選抜要項等で公表されている。

例えば、児童学科の場合、「子どもという存在を理解し、また、子どもの成長に貢献するためには、幅広い知識と教養が必要である。高等学校等での学習に幅広く関心をもって取り組んでいること」。「子どもと子どもを取り巻くさまざまな社会現象に関心をもち、多面的な視点から思考を深め、自分の考えを分かりやすく伝える表現力をもっているこ

と。また、高等学校等での学習を通して、問題を解決するための思考力や判断力をもっていること」。そして、「自ら主体的に考え、学ぶ意欲をもつとともに、他者の意見や価値観を尊重し、相互理解に努める態度をもっていること」を明示し、公表している。

大学院の入学者の受け入れ方針についても、各研究科及び学位課程（専攻）において、それぞれ求める学生像を挙げて大学ホームページや入学者選抜要項等で公表している。例えば、文学研究科では、「本研究科におけるリベラル・アーツ教育の理念に共鳴し、各研究分野に対する強い探求心をもつ者」、そして、「各自の専門研究の深化を図るとともに、多角的な視野に立って広く深く考察する洞察力、問題解決能力を獲得することに意欲的な者」である。また、人間生活学研究科博士後期課程人間複合科学専攻では、「精神機能論、保健栄養論、生活文化論にかかる専門的な知識と研究能力をもつとともに、多様な研究課題に取り組む意欲をもった学生を求める。また、本専攻では、学生に本学の建学の理念であるキリスト教に関する豊かな知識をもつことも求めている」と定め、大学ホームページ等で公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2. 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3. 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4. 公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜制度の適切な設定

本学では、各学科の学生の受け入れ方針に沿って、学科が責任主体となって各選抜区分（「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜（「共通テスト利用選抜」を含む）」）ごとの入学定員の配分案を作成し、入試委員会及び教授会において承認を受けて決定している。

本学の入学者選抜については、「ノートルダム清心女子大学入学者選抜規程」第2条に「修学に必要な能力・適正等を合理的に総合して判定する」と規定し、「一般選抜及び特別選抜」として行うことを定めている。また、同規程第3条で、一般選抜は一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜からなることを規定し、第4条では特別選抜は総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜及び外国人留学生特別選抜からなるとしている。

それらの規定に基づき、2023年度入学者選抜からは、募集人員を年内が6割、年明けが4割と、年内に比重を置くこととした。総合型選抜においては、高等学校における諸活動

についてアピールする「口頭型」と「筆記型」とに分けて選抜を実施し、受験生の適性をより判断できるよう工夫した。学校推薦型選抜においては、「姉妹校・カトリック校」「指定校」及び「併願」を実施している。さらに、一般選抜においては、多様化する受験生に対応するために解答方式としてマークシート式を採用して、3教科型、2教科で実施した。「共通テスト利用選抜」についても、2月に5教科型及び2教科型を、3月に2教科型を実施した。

なお、2024年度から国際文化学部国際文化学科及び情報デザイン学部情報デザイン学科での募集を開始したが、設置認可が2か月遅れの2023年10月末となったことから、10月に実施予定であった総合型選抜を11月の学校推薦型選抜と同時に実施せざるを得なかった。また、2月に総合型選抜面接型及び学校推薦型指定校Ⅱ期を、3月には総合型選抜面接型Ⅱ期をそれぞれ新たに設定して、定員充足を目指した。

2. 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

入学時及び4年間の費用や各種奨学金についての情報は、大学ホームページや「Campus Guide」、入学者選抜要項等に明示している。また、災害救助法が適用された地域の受験者に対する入学検定料等の特別措置については、入学者選抜要項及び大学ホームページに明示している。

3. 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

ノートルダム清心女子大学入学者選抜規程第5条では「入学者選抜に関する基本事項を審議するため、入試委員会を置く」とし、第6条では「入学者の選考は、入試委員会に諮り、教授会の議を経て学長が合格者を決定する」と定めている。その入試委員会は、「ノートルダム清心女子大学入試委員会規程」第2条において、「入学者選抜の基本事項」「入学者の選抜方法に関する事項及び入試制度に関する事項」「学生募集に関する事項」「各入学者選抜実施要項に関する事項」「入試問題の作成及び採点に関する事項」「入学者の選考に関する事項」を審議すると定められている。委員長は学長であり、副学長、学部長、学科長、学務部長、入試広報部長及び研究所等から1名が構成員となる。委員の3分の2以上の出席をもって成立し、「出席委員の過半数」をもって議決し、可否同数のときは委員長がこれを決すると定められている。委員会には、選抜要項や選抜実施要項、入試問題等に関する事柄を扱う入試運営委員会を置き、副学長が委員長を務める。入試運営委員会の中に入試部門、入試実行、入試事務等の部門が置かれ、入学者選抜が適切に実施されるように、連絡調整を行っている。

入試委員会規程第7条には、転入学、編入学及び学士入学に関する規定も設けられている。次に、同規程第9条に「入学者選抜の実施に関する特別の事項を審議する」入試運営委員会の設置を定め、第11条に入試運営の実務に当たる入試実行部門の設置を定めている。さらに、大学入学共通テストについては、「ノートルダム清心女子大学大学入学共通

テスト実施委員会」が担当している。

大学院の入学者選抜は、「ノートルダム清心女子大学大学院入学者選抜規則」及び「大学院入学者選抜規則運用申合せ事項」に基づいて実施されている。大学院の入学者は、大学院入学者選抜規則において「一般入学者、学内推薦入学者、社会人入学者、外国人留学生入学者」と定められ、大学院入試委員会を設けて必要事項を審議すること、大学院入試運営委員会において入試運営を行うことが明記されている。

4. 公正な入学者選抜の実施

各選抜区分の募集人員や選抜方法等については、責任主体である各学科が各学科協議会において、入学後の学修状況（成績等）を踏まえて原案を作成し、学長を委員長とする入試委員会において確認のうえで、教授会を経て学長が決定する。合否判定については全学的な方針・計画及び学部・学科間のバランスを踏まえ、学長主導で副学長、入試広報部が関わる形で大枠の判定原案を作成し、その原案を各学科での確認を経たうえで入試委員会に諮り、両学部合同の教授会の議を経て学長が決裁している。

具体的な入学試験方法・募集人数・出願資格、また、各学科の学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに、入学者選抜要項や「Campus Guide」、大学ホームページに掲載され、志願者への周知を図っている。

総合型選抜（専願及び併願）及び学校推薦型選抜においては、志望理由書や活動申請書、面接・プレゼンテーション・口頭試問によって、アドミッション・ポリシーに関する志願者の理解度や大学での学びの意欲、学力の程度を確認している。加えて、社会人等に対する特別選抜を実施している。

大学院においては、各入学者選抜の募集人員、出願資格、選抜方法は「大学院入学者選抜要項」（一般入学者及び社会人入学者に対応）に明示されている。大学院入学者選抜規則に基づき、筆記試験・面接試問等によって実施され、合格判定は、専攻の原案をもとに研究科委員会合同会議の審議を経て、学長が決定する。

5. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学者選抜において障害等、配慮を要する志願者については、関係学科・部署の教職員と当該志願者及び保護者と面会して要望を確認し、合理的配慮の具体的な事項について協議し、次のとおり実施している。

入学者選抜において配慮を要する志願者については、インクルーシブ教育研究センターを中心に関係学科・部署の教職員と当該志願者及び保護者と面会して要望を確認し、合理的配慮の具体的な事項について協議することとしている。2021年度は学内バリアフリーの充実と相まって、社会に発信できる対応となった。また、2021年度には、副学長を委員長とする「障害学生支援委員会」を立ち上げ、「障害のある学生に対する支援 基本方針」に

について議論し、実態に即応できるような改正を行った。そこでは、入学者選抜における合理的配慮の内容については同委員会での意見聴取を踏まえ、入試委員会によって決定することを定めている。合格者に対しては、入学後の学生生活を支障なく送ることができるよう、要望等を聴取しながら、関係各部署が連携しながら必要な措置を講じている。

また、2021年11月には「LGBTQ/SOGIの基礎知識：多様な学生の受入れについて」のFD・SD研修会を開催し、2022年度からの多様な学生の受入れについて学内での共通理解を図りつつ、「多様な学生（トランスジェンダー女性）受入れガイドライン」の策定に着手した。そして、本ガイドラインは2022年5月11日に制定され、同6月1日に「2023年度からの多様な学生の受け入れについて」学長メッセージとして大学ホームページに公開した。

＜入試広報活動、学生募集における教職員の取組＞

入学者選抜制度については、6月初旬に高校・予備校等の進路指導担当教員等を対象にオンラインを併用した「入学者選抜説明会」を実施し、当該年度における選抜方法や募集人員、各学部・学科の特色等について説明を行っている。本学において実施するオープンキャンパス以外に、岡山県内外の入試相談会においても広報活動を実施している。また、入試広報部職員による高校訪問（入学者選抜制度の変更点等や本学の教育の特長の説明）に加えて、教員が高校に出向き、生徒に学科ガイダンスや模擬授業を行い、高校教員に対しては学科の特長を説明する取組も実施している。

また、オープンキャンパスでキャンパスナビゲーターとして活躍する本学学生に対しては、事前研修を行い、ホスピタリティや客観的視点、伝える力等を培い発揮できるようにしている。6月OCにおいては、コンサルタントの視察があり、高校生等の受け入れ態勢等について改善すべき事柄の指摘を受けた。その後、来学者に対する一層の接触対応向上を図り、参加者からは「入試や大学内の施設についての説明が分かりやすく、より一層通いたくなった」「すれ違うと、先生や学生の方が挨拶してくださり、とても素敵な学校だと思いました」等の感想があった。参加者には事後にも大学情報を提供することで志願者の獲得につなぐ取組を継続した。

12月からは、日本能率協会と学生募集力強化及び入試制度改革に関する支援業務に係る業務委託契約を結んで、専門的知見を踏まえた入試広報活動を展開することとした。期間は、2024年3月までとしたが、2024年6月に年度内の契約に延長した。

加えて、大学ホームページの「受験生サイト」を積極的に活用し、入学者選抜制度等について広く周知している。

＜入学者選抜におけるCOVID-19への対応＞

新型コロナウイルス感染症については、2023年5月に法的位置付けが第5類へ移行されたが、学力検査等の実施に当たっては、換気の励行、別室の準備、隔席、不要な会話の自粛等の指示を継続した。監督者に対しても留意事項を確認するとともに、健康管理に細心の

注意を払った。

- ③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1. 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

2024年度入学者選抜における入学定員に対する入学者比率は、文学部0.75、人間生活学部0.93、国際文化学部0.53、情報デザイン学部0.51であり、4学部を合わせると0.76である。

本学では、大学入試制度改革の動きの中で、2021年度入学者選抜から指定校制度を廃止し、総合型選抜に2段階選抜方式を採用するなど、受験生の入学適性を詳細に見極める選抜方式を採用したが、かえって受験生には負担増を感じられ、加えて折からの新型コロナウイルス感染症等の影響も受け、定員充足状況が悪化した。

そこで2023年度選抜においては、指定校制度を復活させ、学校推薦型選抜に併願を新設し、新たに一般選抜においては、2教科で受験できる仕組みや2月に選抜を実施する共通テスト利用選抜を新設した。しかし、一般選抜において前年度より合否判定ラインを厳しく設定したことや他の私学における年内入試への比重が急速に加速したこと、さらには女子大学への志願者自体が減少していることなどの要因から、入学者は451名にとどまった。

2024年度に向けては、国際文化学部国際文化学科（募集定員100名）及び情報デザイン学部情報デザイン学科（募集定員90名）を新設するとともに、時代に即応できる新たな施設を整備することとして、新たな志願者の掘り起こしを期して募集活動を開始した。しかしながら、新設学部の設置認可が2か月遅れの10月末となったことから、選抜の実施時期の見直しや、新たな選抜区分の設定を行う必要があり、高校現場への混乱を招いた。また、2023年度の18歳人口について岡山県における2021年度のそれを100とした場合、95

（2022年度98）と前年度に比べて大きく減少した時でもあり、大学入試全般に易化が進んだとされ、入学者数が停滞する要因ともなった。

大学院については、志願者確保のためにOCにおいて説明会を新たに実施した。大学院各研究科・専攻の収容定員に対する在籍学生数比率については、2024年度入学者選抜では、文学研究科博士前期・修士課程の入学者比率が0.44（前年度は0.56）、また、人間生活学研究科修士課程では0.10（前年度は0.40）である。博士後期課程には3名が入学した（前年度は4名）。前述のように各研究科・専攻の個別委員会・改善部会が自己点検・評価と改善に取り組んでいるが、引き続き入学者の確保が課題となっている。英語英米文学専攻

においては、「学部・大学院5年制プログラム」を2021年度から施行し、2023年度は学部生2名が本制度を活用して大学院でも学修を行っている。

- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

1. および2. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価、及び改善・向上

学生の受け入れの適切性については、ビジョン2039及び中期計画の重点目標「4. 入学生の十分な確保」を踏まえ、毎年、入試委員会を中心に検討を行っている。例えば、各学科及び入試委員会における議論を通して、2023年度入学者選抜から指定校制度を全面的に復活させるとともに、学校推薦型選抜に併願を設け、受験機会を拡大するなどの制度変更を行った。

また、在学生による母校の高等学校訪問も実施し、学生生活の魅力を母校教員等に伝えている。清心女子高等学校のNDSU進学コースについては、高校3年間を見通した入学前プログラムの充実に取り組んでいる。

学生の受け入れに関する諸課題については、各学科改善部会や入試広報部改善部会も自己点検・評価を行い、改善活動に取り組んでいる。その報告は、教学部門・事務部門委員会を経て全学委員会に提出され、外部評価委員会にかけられている。

2023年度から、IRセンターが実施する入学生アンケートにおける志望動機や受験のきっかけ等の項目についての活用を始めている。例えば、今年度入学生を対象としたアンケートでは、年内選抜の専願で入学した学生の、本学受験のきっかけとして「オープンキャンパスで大学の雰囲気が感じられたこと」が63%を占め最も多いことから、大学施設を紹介するキャンパスツアーにおいては、コンサルタントの助言を得つつ、自分の言葉で学内説明ができるよう学生スタッフの事前研修、育成にも力を入れている。今後も、高校生にとってよきロールモデルを示すことができるような取組を強める。

あわせて、新設学部を含む本学の認知、オープンキャンパスへの来場促進、出願行動へとどう結び付けるかが課題となるが、メール配信、WebDM等の活用も視野に入れながら計画的に実施し、本学の認知度を向上させる取組を強化する。

大学院についても、各研究科改善部会において大学院の在り方について自己点検・自己評価を行い、奨学金制度充実等の施策を通して各専攻が志願者増に向けた改善活動（文学研究科におけるオープンルームの取組等）を実施している。また、英語英米文学専攻においては、「学部・大学院5年制プログラム」を2021年度から施行し、これまでに4名が本制度を活用して大学院でも学修を行っている。さらに、2023年4月1日には英語英米文学専攻博士後期課程を開設した。

2022年度から導入しているGPA-Academic（アセスメントテスト）に、2023年度からは入学生アンケート等を統合して実施している。現在はデータの蓄積中であるが、2024年度入学生については、本学の受験を検討し始めた時期として、年内選抜での入学者のうち4割を超える学生が「高3生進級から夏休み期間中」と回答していることからも、オープンキャンパス等の広報活動の一層の魅力化に努める。

今後は、IRセンターとも連携を強めながら、本学受験の検討開始時期やアドミッション・ポリシーの認知、受験した他大学の入学者選抜も含め入学者選抜全般についての自由意見等と選抜区分別や学科別等とを結び付けて分析するなど、より信頼性の高いデータに基づく自己点検・評価、改善活動を進める。

2. 長所・特色

特になし

3. 問題点

2024年度入学者選抜においては、可能な限り合格者を増加させて入学者を確保する施策が展開されたが、少子化や新設学部の設置認可の遅れ等の要因から、前述のように入学者が募集定員710名に対して542名にとどまった。

大学院においては、2024年度においても入学定員を確保することができなかつたことなど、引き続き入学者の確保が課題となっている。各学部においては、学問研究の魅力を学生に伝えるとともに、OC等を活用して広く広報を行う必要がある。

4. 全体のまとめ

本学は、全学レベル、学部・研究科レベル、学科・専攻レベルでそれぞれ3ポリシーを策定し、公表している。学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）では、求める人物像や能力を明示し、大学ホームページ、学生便覧、入学者選抜要項等において公表している。説明会やオープンキャンパスにおいても、詳細に説明を行っている。学生募集及び入学者選抜における適切な制度、体制整備と公正な実施については、学長を委員長とする入試委員会をトップとして、各学位プログラムを担う学科・専攻と実務を担う入試広報部とが連携しつつ実施している。本学の学部入学者選抜制度は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜（共通テスト利用選抜を含む）に区分され、多岐にわたる入学者選抜を設け、多様な価値観や様々な学習履歴を持った学生を受け入れている。大学全体として、合理的な配慮に基づいた公平な入学者選抜を実施するとともに、授業料及びその他の費用や経済的支援に関する情報提供を適切に行っている。女子大学として「多様な学生（トラン

スジェンダー女性)受け入れガイドライン」を定めたことも本学の特徴である。

適切な入学定員の設定については、収容定員に基づく在籍学生数の適正な管理に課題がある。中期計画に基づいて、入試委員会・入試広報部を中心に制度改革に取り組むとともに、各学部・学科も改善部会・個別委員会において改善課題として挙げて改善に取り組む。

アセスメントの結果から学科別、選抜区分別の学生の特長等を把握し、学内共有しつつ、今後ともカトリック大学、女子大学としての特長や教育内容についての広報を積極的に行う。加えて、入学者選抜制度の不断の見直しにも取り組む。

また、2024年度に開設した国際文化学部及び情報デザイン学部については、引き続き新たな教育研究の魅力を発信するとともに、高等学校との信頼関係を強固にして入学者の確保に努め、岡山県内唯一の女子大学としての地位を確固たるものとする。

【基準6：教員・教員組織】

1. 現状説明

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1. 大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
- 2. 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携の在り方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1. および2. 大学として求める教員像の設定、及び各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針 の適切な明示

本学では、キリスト教精神に基づく聖ジュリー・ビリアートの教育理念を実現するため、「ノートルダム清心女子大学の各基本方針」の「3. 求める教員像及び教員組織の編制方針」に基づいて、大学として求める教員像を設定し、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示し、大学ホームページ上で公表している。

まず「大学として求める教員像」とは、「キリスト教的価値観を教育理念の基盤としている本学の教育を理解し、協力できる者」「岡山県内唯一の女子大学としてリベラル・アーツ教育を実践している本学において、教育を担当するにふさわしい教育上の能力があり、その向上に努める者」「女子大学の教員として、論文指導を含め一人ひとりの学生に対し進んで貢献する熱意があり、それを体現できる者」「本学の伝統の継承と発展・成長のために、大学運営に協力的・主体的な行動ができる者」、そして「本学の教育、研究、社会貢献及び大学運営活動等において、積極的に学生と関わり、職員と協働できる者」である。

この教員像に基づいて、大学全体としての「教員組織の編制方針」は以下のように示されている。

- 一 大学設置基準等の関連法令を遵守するとともに、リベラル・アーツ教育を実践している本学において、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら、各学部・研究科の教育研究上の目的等を実現するために必要な教員を配置する。
- 一 教員の募集にあたっては、広く人材を求め、年齢及び性別構成を配慮する。
- 一 教員の採用、昇任等にあたっては、本学の諸規則及び方針に基づき、公正かつ適切に行う。
- 一 教員の資質向上を図るため、組織的・多面的なFD及びSD活動を行う。

この全学的な編成方針を前提として、各学部・研究科は、「教員組織の編制方針」を設定している。例えば文学部は、「文学部の教育上の目標を達成するため、教育課程との整合性を重視しつつ、深い洞察力を持って人と文化、人と社会を考察し、専門的な見地から 人間

存在の意義を追求できる教員を配置する」とし、加えて「教員免許、学芸員等の資格課程に配慮し、適切な教員配置を行う」としたうえで、「教員の構成、人事及び資質向上については、本学の「教員組織の編制方針」に基づき、公正かつ適切に行う」と明示している。

また、大学院の人間生活学研究科では、「人間生活学研究科の各専攻の専門領域における高度な研究能力と実践応用能力を備え、本学の教育理念とリベラル・アーツ教育の伝統の上に立ち、人間と人間生活を精神活動、身体維持活動、文化活動という人間活動の3側面からとらえて、その具体的な姿と体系性を追求できる教員を配置する」とし、「修士課程では高い問題解決能力を、博士課程では高度の研究能力を持つ人材を育成できる教員を配置する」としている。いずれの編制方針も教職員に明示され、かつ大学ホームページで公表されている。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

- | | |
|-------|---|
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none">1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数2. 適切な教員組織編制のための措置<ul style="list-style-type: none">・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性・各学位課程の目的に即した教育配置・国際性、男女比・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮・教育研究上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置・教員の授業担当負担への適切な配慮3. 教養教育の運営体 |
|-------|---|

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学では、教員組織の編制方針に基づき、2023年5月1日現在、大学設置基準において必要な専任教員数、文学部19名、人間生活学部22名に対して、本学は以下のとおり文学部32名、人間生活学部46名と上回っている。そのうち教授も必要な基準数22名に対して、36名と基準を十分に満たしている。学部学科ごとの基準数もそれぞれ満たしており、大学全体及び学部学科ごとの専任教員数は適正に配置されている。

学科所属の専任教員1人当たりの在籍学生数(S/T比)は、下表に示す通り、2023年5月1日現在、全学で20.0名、文学部で20.8名、人間生活学部で23.8名となっており(研究所、センターの教員は全学には含め、学部には含めていない数)、私立大学としては平均的あるいは平均以上の適切な水準となっている。

専任教員1人当たりの在籍学生数(S/T比) (2022年5月1日現在)

学部等名	教授	准教授	講師	助教	計	在籍学生数	S/T 比
文学部	18	11	6		35	733	20.9
人間生活学部(副学長2含む。助手4除く)	18	24	5		47	1102	23.4
キリスト教文化研究所(学長1含む)	3		1		4		
英語教育センター	1	4	1		6		
国際交流センター	1				1		
計	41	39	13		93	1835	19.7

専任教員1人当たりの在籍学生数(S/T比) (2023年5月1日現在)

学部等名	教授	准教授	講師	助教	計	在籍学生数	S/T 比
文学部	20	10	2		32	666	20.8
人間生活学部(副学長2含む。助手4除く)	19	21	5	1	46	1,097	23.8
キリスト教文化研究所(学長1含む)	3		1		4		
英語教育センター		4	1		5		
国際交流センター	1				1		
計	43	35	9	1	88	1,763	20.0

※新学部新学科開設室(教授2)除く

2. 適切な教員組織編制のための措置>

○教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

本学では、教員の組織的連携体制と教育研究に関わる責任を明確化するために、全学的な委員会組織等を配置・整備している。大学は学長によって代表され、学長を補佐する機関として、学長の他に副学長、研究科長、学部長、及び教育課程の編成に関する専門的な支援スタッフをもって構成する学長諮問会を置いている。学長諮問会は、学長諮問会細則に基づき、「大学全般にかかわる事項(教育課程の編成に関する全学的な方針を含む、規則の制定・改廃、研究科・学部の組織等に関わる事項、その他重要事項)」、及び「総合審査等人事」や「人権被害」、「IRセンター、産学連携センター」に関わる事項を審議する。

評議会は副学長が議長となり、学長が教授等の資格審査、学部・学科・専攻の新設・改廃、諸施設の新設・改廃等について決定を行うにあたり、審議し、学長に意見を述べる。また、教授会は学部長が議長を務め、学長が学則・規程、研究・教授、教育課程、学生の入学等、学業成績、学位授与等について決定を行うにあたり、審議し、学長に意見を述べると定められている。

学部・学科を横断する全学的な委員会として、入試委員会、教務委員会、FD 等推進委員会、全学共通科目委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会、広報委員会、予算委員会などを置き、各学科から選出された委員等が委員を務め、全学的な方針の下、学部・学科間の調整を行っている。

また、大学院には、大学院委員会が置かれ、大学院の企画・管理、教員資格審査、学則、研究科間調整等について審議し、学長に意見を述べる。構成員は学長、副学長（大学院担当者）、研究科長、専攻主任、コース長等であり、議長は研究科長が務める。そして、研究科ごとに研究科委員会が置かれ、学則・規程、教育課程、授業教員、学生の身分、試験、修了認定、学位授与等について審議し、学長に意見を述べる。議長は研究科長が務める。研究科・専攻を横断する組織として大学院入試委員会、大学院学務・FD 委員会等が設置され、入試に関する事項、及び教育課程・実施、学位授与等の学務事項、FD 推進の企画等について審議を行っている。

○各学位課程の目的に即した教員配置

本学では、全学的な教員組織の編制方針を踏まえ、学部・研究科ごとに教員組織の編成方針を定めている。この方針の下、「人事委員会運営規則」「専任教員選考に関する規則」「専任教員資格審査基準」に基づき、専門審査委員会、総合審査委員会、評議会、理事会のチェックを経て教員組織編制が実施されている。

○国際性、男女比

国際性については、外国人教員数は 7 名 (8.0%) となっている。2017 年度まで外国人教員客員講師（常勤）として有期雇用をしていた 2 名については、2018 年度より専任教員として再雇用されている。英語を母国語とする教員の雇用により、全学的な英語コミュニケーション能力の向上を目指している。男女比は、大学全体では男性 46 名 (48.9%)、女性 48 名 (51.1%) で女性の比率が男性よりも高く、特に人間生活学部では男性 22 名 (43.1%)、女性 29 名 (56.9%) とより高い比率である。2023 年度現在、学長（理事長兼務）が女性で、管理職・経営陣の約 4 割 (36%) が女性（学長、副学長 2 名中 0 名、学部長 2 名中 1 名、学科長 6 名中 2 名が女性）であり、ジェンダー平等が図られている。ジェンダー平等は、ビジョン 2039（組織運営ビジョン）にも明記され、かつ大学を含む学園全体として行動計画も策定し実施している。

○特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

年齢構成については、大学ホームページで公表しているとおり、61 歳以上の層が文学部で 28.1%、人間生活学部で 26.0% と若干高い傾向があるが、今後、定年等の補充人事において適正な年齢構成に配慮した配置に取り組んでいくこととする。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

大学院担当教員は、大学院学則第9条において、「(教員組織) 本大学院には、教授、准教授、講師、助教その他必要な教員を置く。教員は、主として本学学部、研究所等の教員をもって充てる。」と規定している。これにより、学部の教員が兼務しており、大学院設置基準に定められている必要教員数は充足されている。また、大学院担当教員の審査については、人事委員会運営規則及び大学院担当教員資格審査内規に基づき、専門審査委員会、大学院総合審査委員会、大学院委員会で厳格に実施されている。

○教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の国内研修・海外研修については2023年2月に学長諮問会で内規を見直し、年間に認められる人数枠を、国内研修は原則1名を4名まで、海外研修は原則1名を2名までとしたうえで、半期も認めるなど柔軟な研修期間の設定を行っている。

3. 学士課程における教養教育の運営体制

リベラル・アーツ教育を教育理念に掲げる本学において、教養教育の中核を担う科目群が「全学共通科目」(キリスト教科目・教養科目・自立力育成科目・外国語科目・健康科目・情報科目から構成)である。これらの運営組織としては全学共通科目委員会が設置されており、各科目群主任(センター職員を含む)や、各学科選出の教員で構成される。委員会では、科目の数や内容の妥当性、学生の利便性向上等について吟味・議論するなど、教職員が全学的・横断的に連携して運営に当たっている。当該科目群の目的は、本学の教育理念であるキリスト教精神に基づき、専門的な学びの基盤となる広汎な知識・教養を身につけるとともに、それらを自らの人生の意義に結びつけ、他者に共感・奉仕できる人格を育成することにある。そのためキリスト教科目は本学の伝統・歴史を理解するキリスト教文化研究所の教員が主に担当し、また、教養科目は人文・社会・自然科学の配置に目配りしながら、専門教育の基礎となり、幅広い知識習得や人格育成に繋がる科目を選定する。自立力育成科目は学内外の適任者を広く招き、国際的な視野を養う科目をはじめ、キャリア教育・リカレント教育を視野に入れた科目も設置する。また、急速に進む情報化社会に必要なリテラシーや専門的スキルを修得する情報科目や、言語だけではない豊かなコミュニケーションを学ぶ外国語科目は、何れも本学のセンター教職員が中心となって担当する。さらに健康科目では実技によるバランスのとれた身体づくりに加え、生涯の健康保持・増進に裨益する講義を必修としている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点	1. 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きと規程の整備
	2. 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

1. 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きと規程の整備

2. 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学において、教員の新規採用・昇任等の必要が生じた場合は、「学校法人ノートルダム清心学園寄附行為細則」及び「ノートルダム清心女子大学人事委員会運営規則」（2021年3月改正）に基づき、本学「教員人事に係わる選考手順について」（2021年3月改正）に従い選考を行う。

例えば、学科・専攻等において新規採用の必要が生じた場合は、①学長及び学部長・研究科長と協議し、人事の方針（専門分野）を内定する。②学科長・専攻主任は、学科協議会・専攻会議等において人事方針を協議し、結果を学長に報告する。学長は、必要があると認めた場合には再度学科長・主任と協議し人事方針を決定する。③学長諮問会において当該年度の新規採用計画を人事計画案として定め、学長は理事長に計画案を提出し、理事会の承認を得る。④学科長・主任は、学長に対し専門審査委員会の設置を申請し、審査委員候補も合わせ具申する。⑤学長は、専門審査委員会の設置を評議会・大学院委員会に諮り決定し、委員を任命する。⑥学科長・主任は委員会主査として専門審査委員会を招集し、採用条件及び選考方法について協議し、決定する。⑦専門審査委員会は、募集を開始し、「専任教員資格審査基準」「大学院担当教員資格審査内規」に基づいて選考を行う。教員の公募は、主としてJREC-IN Portal サイトで行っている。⑧専門審査委員会を通過した候補者について、学長を主査とする総合審査委員会は総合的見地から審査を加え、可とした者について、評議会または大学院委員会の審議に付す。評議会での審議を経て、学長が決定する。

非常勤講師の新規採用にあたっては、各学科・専攻が学部長・研究科長が協議の上、学長に申し出たうえで、総合審査会に諮り、評議会または大学院委員会の審議を経て、学長が決定する。

教員の昇任についても、本学では、「ノートルダム清心女子大学専任教員選考に関する規則」において、教員資格審査における「選考の方針」、及び教授・准教授・講師・助教・助手の資格を定めたうえで、「専任教員資格審査基準」において研究業績の評価、及び教育・管理業務・社会活動の評価の方法について具体的に明記している。また、それらの点数化の基準・手法は、それぞれ専任教員資格審査基準別表 1・2・3 に詳細に定めている。

- ④ FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1. FD活動の組織的な実施

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

1. ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

本学では、中期計画の「教育・研究の質の向上」の第1に「SD、FDの充実」を挙げ、また、教学担当副学長を委員長として、学務部長、学部長等から構成される「FD等推進委員会」を中心に組織的にFD活動を実施している。同委員会は、本学の教育理念の実現に向け、FD活動を積極的に推進し、本学の教育活動の質向上と発展を図り、FD等推進委員会は「FD推進のための企画・立案及び実施に関する事項」「学生による授業評価アンケートの企画・実施・分析に関する事項」「FD活動に関する情報の収集と提供に関する事項」を審議する。

全教員対象のFD研修会では、建学の精神、DPにそったシラバス作成、自己点検・自己評価と内部質保証の関連、研究倫理、合理的配慮を必要とする学生・その他多様な学生支援などを扱い、組織的な研修機会を提供し職務の関係で参加できなかった場合に備えて録画動画を後日配信することも行っている。

日付	研修内容	出席状況 講師（所属）
2023年9月13日	「GPS-Academic 受検結果（2023年度1年生）の報告と活用」	62/93(66.7%) 世登典子氏(株式会社ベネッセアイキャリア大社接続事業本部) *対面、後日オンラインデマンド配信
2024年2月13日～2月26日	研究FD「研究紹介「病気になる新しいメカニズムを明らかにし、病気にならない新しい食品成分を探す!!」」	20/93(21.5%) 食品栄養学科教授 小林 謙一先生 *Google フォームでのオンラインデマンド配信
2024年2月14日	「GPS-Academic 受検結果（2023年度3年生）の報告と活用」	52/93(55.9%) 世登典子氏(株式会社ベネッセアイキャリア大社接続事業本部) *対面、後日オンラインデマンド配信

他方、大学院学務・FD委員会においては、新たに授業評価アンケートの実施は決めているが、FD研修会等は2018年度以来、実施できていない。2023年1月の大学院・学務FD委員会においてこのことを検討し、各専攻に実施案を示すとともに、専攻からの要望意見も参考に、2023年9月、FD研修会を実施した。

日付	研修内容	出席状況
2023年9月20日	テーマ：「本学大学院のさらなる発展をめざして」 専攻、研究科を越えて、本学大学院の今後のあり方を考えていくために情報共有の機会をもつために以下を実施した。 ⑦専攻主任からの現状および課題報告 ⑧キャリアサポートセンター長の話 「大学院修了生の進路について」 *アンケート実施 (Google フォーム)	37/57 (65%) *対面実施

○授業評価アンケート

FD 等推進委員会では、「授業評価アンケート」の実施を行い授業改善に取り組んでおり、その結果も大学ホームページで公開している。2020 年度からインターネット方式(N サポ)に変更し、2021 年度に「学生による授業評価アンケート実施のガイドライン」を「学生による授業評価アンケート実施要項」と改め、質問項目に学修成果の達成状況を加え、また、大学院科目も授業評価の対象とした。2022 年度に、学生による授業アンケートを①期の途中に実施可能、②結果を受けた教員コメント記入による学生へのフィードバックを必須とする実施要項の改定を行った。2023 年度の実施は、第 1 期が 7 月 24 日～8 月 8 日、第 2 期が 11 月 20 日～12 月 3 日である。

「自主学習アンケート」については、2022 年度から文部科学省の全国学生調査を参考にして、「学びの実態調査」と名称変更し、内容を大幅改訂したうえで実施している。学生個々の学習状況・学修成果を把握・分析する性格が強く、卒業時アンケート、アセスメントテスト (GPS-Academic) への統合も検討している。

2023 年度に実施された外部認証評価の際に、学科独自の FD 活動について集約できておらず情報を出し切れなかったことが反省点としてあるため、今後は FD 活動について学科 FD の状況を吸い上げ、報告、共有できるよう体制の見直しを検討する。さらに、第 4 期大学認証評価の基準 2 と基準 4 に教学生の意見を取り入れる視点が追加されることから、学修者本位の員育への転換・更なる推進のために、2024 年度に向けて学生が FD 活動に参画する体制作りも合わせて検討し、具体的な学生 FD 活動を始める予定である。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、建学の精神、教育の理念・目的、ビジョン 2039、大学の中長期計画に踏まえ、教員の教育・研究・社会活動等を推進し、その評価は「専任教員資格審査基準」にそってなされている。

研究活動の評価は、研究著書、原著論文、紀要論文、啓蒙図書の件数及び学会賞、特許、また、講演、科学研究費補助金はじめとする学外資金の獲得状況等に基づいて、詳細な点数基準を定めて実施している。

また、教育活動、運営活動、社会活動等については、同審査基準別表 3「大学教員の採用・昇格における教育・管理業務・社会活動の評価得点表」においてなされている。すなわち、教育面では学部の教育実績（卒業論文指導件数、授業科目数・演習等の科目数等）、大学院の教育実績（指導院生数、修論・博論数、授業・演習数等）、課外活動（大学認定クラブ、サークル等の部長・副部長・監督・顧問等、学園祭実行委員会顧問）、管理運営面では大学の管理・運営業務（管理職、委員長、委員、入試委員長等長、問題作成委員）の年数・回数、そして社会面では、大学が中心となる社会教育活動（高校等への講演、公開講座、公開講義、教育懇談会等）、学会・学術活動への貢献（学会長、副会長、理事、編集委員会、各委員、大会実行院長、座長、役員、審査員等）、審議会・委員会活動への参加（国・地方の審議員・委員、国家試験委員等）などを、重み付けしつつ点数化して客観的に評価を行う。教授（65 点）、准教授（50 点）、講師（35 点）、助教（20 点）ごとに昇任や採用のための基準点を設

けている。

- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

○外部評価の指摘を踏まえた中期計画の修正

本学では、2019年度以来、毎年、自己点検・評価報告書をもとに、学外の委員からなる外部評価委員会を開催し、客観的な視点から教員組織の適切性について評価を行い、改善活動につなげている。第2章で前述のように、外部評価委員会は本学の内部質保証体制に組み込まれており、2021年度外部評価委員会において、従来の本学の中期計画が分かりにくいとの指摘があり、目標や達成期限、達成のための手法・施策をより具体化するよう大学の中期計画を修正した。新しい大学中期計画（2022年度修正版）の「1. 建学の精神、教育理念の浸透促進」において、教職員の大学行事への参加の促進を掲げ、「入学宣誓式、卒業関連行事等への理事長を含む教職員の出席について、年間計画を作成する」とし、コロナ禍において行事自体が中止になることも多かったが、年度計画を立てて点検・実行している。また、同中期計画の「2. 教育・研究の質の向上」において、FDの充実、教職員評価制度の導入検討・実施、准教授・教授昇任における博士学位の条件化、個人自己点検・自己評価アンケートの導入等を定めて、それぞれ年度計画に沿って実施を行っている。

○専任教員資格審査基準

採用・昇任にあたっての専任教員資格審査基準については、本学の中長期的発展のため、教育の充実とともに研究能力・水準の向上を図るため、その可視化が不可欠であり、そのために採用・昇任の判断基準をより明確にする必要があることから、2021年度に学長諮問会において検討・協議を重ね、見直した。具体的には、各職階の採用、昇任に関する条件を明確化させ、各自で昇任基準を満たす条件が判断できるよう、基準の細則を設け、点数化した。各教員が新しい専任教員資格審査基準を満たしていくために、大学としてサポート体制を拡充・整備する必要があることから、2022年度に教員の国内研修・海外研修の内規を見直した。内容としては、1年間に認められる人数枠の拡充（国内研修は原則1名を4名まで、海外研修は原則1名を2名まで）、柔軟な研修期間の設定（1年以内のみであったが半期も認める）等である。また、新たな基準の設定に際し、2022年度～2025年度の4年間を移行期間とし、一定の条件を付して資格審査することとしている。

なお、この基準の別表に定める細項目等については、今後、課題等が生じることが想定されるため、隨時検討を重ね、教員の教育研究業績が適正に評価されるよう見直していくこととしている。また、本学の研究水準のさらなる向上に資する目的で、2021 年度に「専任教員の研究活動推進に関する申し合わせ」を策定し、2022 年度の研究活動に対して適用する。昇任時、博士学位取得時、学内助成金の交付期間終了時等に研究発表会を学内で行うこととした。また、前年度の研究業績書を学長に提出することを明記した。

○各改善部会、各個別委員会、各部門委員会での自己点検・評価、改善

本学では、内部質保証体制のなかで、各改善部会、個別委員会、部門委員会において教員・教員組織について自己点検・評価を行い、改善を進めている。例えば人間生活学部個別委員会においては、「学科間の問題共有」が 2021 年度の改善課題とされ、児童学科の FD 研修会を学科共通で実施するなどの取り組みを行っている。また、事務部改善部会では、2021 年度に「教職員の労働時間管理の効率化」を改善課題とし、実際に勤怠管理システムを 2022 年度中に全学的に導入するに至った。これらの改善活動の成果は、教学・事務部門委員会を経て、全体委員会に提出され、残る課題については、内部質保証推進委員会において次年度計画や次期中期計画へ反映されていく。

○前回認証評価での指摘への対応

2016 年度の認証評価で「教員組織の適切性の検証については、各「学科協議会」や「学長室会議」で行っているものの、その権限、手続きは明確ではない」と指摘されていることを踏まえ、2019 年度から学長諮問会のもとに、教員組織の適切性の検証と将来計画を検討する将来構想検討審議委員会を立ち上げ、大学・大学院の改組、中長期計画策定等について検討を行い、第一次答申として学長に提出した。その後、2020 年度の全学自己点検・自己評価委員会及び学長諮問会において、既存の学内規程を見直した案を評議会で審議し、2021 年度から新しいルールの下で運用することとなった。2020 年度には、教育理念に基づいた「求める教員像及び教員組織の編制方針」を全学、各学部・研究科レベルでそれぞれ策定し、大学ホームページで公表している。

（2）長所・特色

○ジェンダー平等

専任教員の半数以上が女性であり、ジェンダーバランスのとれた教育環境を構築している。また、理事長・学長はほぼ一貫して女性であり、近年は学部長・研究科長 2 名のうち 1 名は女性であり、学科長・専攻主任のほぼ半分も女性である。ジェンダーバランスの重要性については 2039 ビジョンに明示され、学園の女性活躍推進の方針にも示されている。

○教育、運営、社会貢献に関する活動の評価・点数化

本学では、ビジョン 2039 及び新中期計画を踏まえ、教員の採用・昇任時における資格評価を、「専任教員資格審査基準」に基づいて、研究業績でなく、教育活動、管理業務活動、社会活動についてもそれぞれ客観的に点数化し、教授・准教授・講師・助教ごとに基準点を定め実施している。それによって研究活動のみならず、教育活動や運営管理業務、社会活動への教員の取り組みを促進している。

（3）問題点

○学科・専攻の教員像、教員組織の編制方針

教員像、編制方針が、大学全体、各学部・研究科・学科では定められているが、専攻では定められていないので、今後、策定していく。

○学部 FD 活動

FD 活動について学科 FD の状況を吸い上げ、報告、共有できるよう体制の見直しを検討し、併せて、学修者本位の員育への転換・更なる推進のために、学生が FD 活動に参画する体制作りを検討、具体的な学生 FD 活動を始めていく必要がある。

○大学院 FD

大学院において、授業評価アンケートなどは実施されているが、FD 研修会等は 2018 年度以来、実施されていない。2023 年 1 月の大学院・学務 FD 委員会においてこのことを検討し、各専攻に実施案を示すとともに、専攻からの要望意見も参考に、2023 年 9 月、FD 研修会を実施した。今後、計画的に継続して実施していくことが課題である。

（4）全体のまとめ

本学では、「求める教員像及び教員組織の編成方針」を定め、公表している。この方針の下で、適正な専任教員数の確保と配置、学長諮問会、評議会、各委員会等の教員組織編成がなされている。教員の国際性・ジェンダー平等も図られている。教養教育については本学のリベラル・アーツ教育の理念から重視しており、全ての学科から選出された委員と各科目群主任とからなる全学共通科目委員会において運営を行っている。教員の募集、選考、採用は規程に基づく基準・手続きで実施されている。また、詳細な専任教員資格審査基準・別表に基づいて研究・教育・運営管理・社会活動全般にわたる客観的な評価と昇任審査がなされている。FD 活動としては、教学担当副学長を中心に FD 研修会や授業評価アンケートを全学的に実施している。

【基準7：学生支援】

1. 現状説明

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活をおくることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1. 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、建学の精神、教育の理念・目的、及びビジョン2039における「教育ビジョン」（自らの生きる世界の中で、真に大切なことを見分け、愛を持って他者に寄り添い、社会に奉仕していくことのできる人格を育成する）を踏まえ、学生一人ひとりが安心して学業に励み、豊かで有意義な学生生活を送れるように、「学生支援に関する方針」を定めている。

本方針では、「ノートルダム清心女子大学は、キリスト教精神に基づく聖ジュリー・ビリアードの教育理念を実現するため、全ての学生が社会生活を遂行する手段を供するとともに、知性と道徳の面で学生が成長する機会を作り、学生が能力を十分に発揮させができるよう、以下のとおり学生支援に関する方針を定める」として、「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」「障害のある学生支援」についてそれぞれ具体的な方針を定め、公表している。

まず「修学支援」の方針としては、「本学独自の伝統行事等を通して、学生が豊かな文化に触れると共に、主体的に学修に取り組むことができるよう支援」し、「豊かな人間性を基本に、各自の才能を最大限に引き出す高度な専門性を持った授業を展開する」とともに、「バランスよく知識と教養を身につけるために、授業だけでなく、学生相談や履修指導を受けられる環境を保持」し、さらに「学生一人ひとりの個性や能力に合わせて丁寧に学べる教育環境の整備に努め」、「多様な学生の声に耳を傾け、それぞれに充実した学生生活を送ることができるよう、教職員が連携して適切な対応を行う」としている。また、「生活支援」の方針は、「安心できる学修環境」と「安全な学生生活」を構築し、学生が自主的な活動を積極的に行えるよう支援」し、「成人期を迎える女性ならではの配慮も含め、学生一人ひとりが快適、安全、安心かつ経済的に安定した学生生活を送れるよう支援する」と定められている。

次に「進路支援」の方針については、「リベラル・アーツ・カレッジとして、教育・研究を通して真の自由人の育成を志し、社会生活を遂行する手段を供するため、生涯のキャリアを支える力を育む授業を実施する」とし、「希望する就職・進路の実現に向けて、一人ひとりの就職活動をきめ細かく支援」すると明示している。

最後に、「障害のある学生支援」の方針は、2021年度に副学長を委員長とする「障害学生支援委員会」を立ち上げ、「障害のある学生に対する支援基本方針」について議論し、実態に応じたかたちで改正、「本学に在籍する全ての学生が、障害の有無にかかわらず、相互に

人格の独自性を認め合い、その可能性を信頼しあいながら安心して学ぶことができる環境を整備する」とした。

このように定めた方針は、大学ホームページにおいて公表している。

また、近年の新たな取り組みとして、多様な学生の受け入れの観点から、トランスジェンダー女性（戸籍上男性であっても性自認が女性である人）の受け入れについて、検討委員会において時間をかけて議論を行い、2023年度から受け入れを開始した。

このことは、FD研修会において教職員に知識・情報を共有したうえで、大学ホームページに、「多様な学生（トランスジェンダー女性）受入れガイドライン」（2022年5月制定）を学長の声明とともに公表している。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか、
また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1. 学生支援体制の適切な整備

2. 学生の修学に関する適切な支援の実施
 - ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育の実施
 - ・正課外教育の実施
 - ・留学生等の多様な学生に対する修学支援の実施
 - ・障害のある学生に対する修学支援の実施
 - ・成績不振の学生の状況把握と指導方法
 - ・留年者及び休学者の状況把握と指導方法
 - ・退学希望者の状況把握と対応
 - ・奨学金その他の経済的支援の整備
 - ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
3. 学生の生活に関する適切な支援の実施
 - ・学生の相談に応じる体制の整備
 - ・ハラスメント防止のための体制の整備
 - ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
4. 学生の進路に関する適切な支援の実施
 - ・キャリア教育の実施
 - ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
 - ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
 - ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備

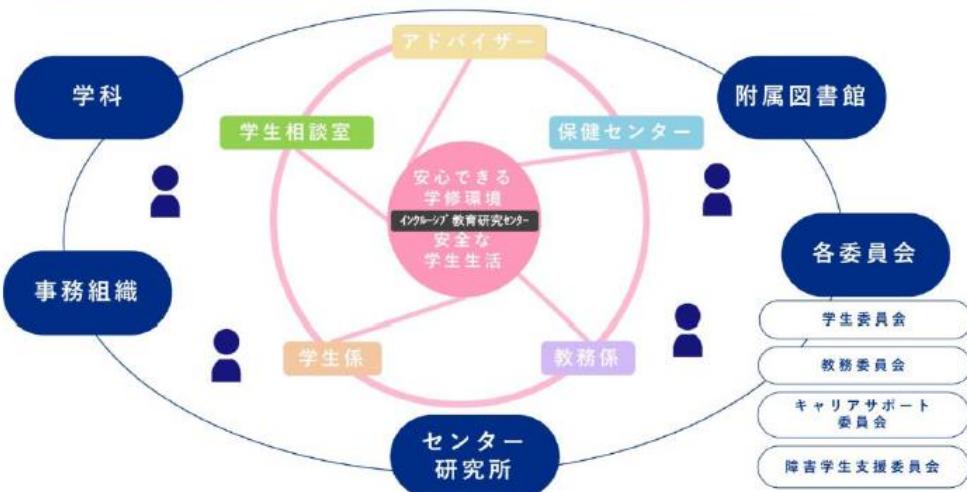
本学の修学支援体制は、前述の「学生支援に関する方針」を踏まえ、教職協働でなされている。まず本学はリベラル・アーツ教育の少人数・対話的な教育の理念に基づき、学生が学生生活を豊かで安心したものにする目的に「アドバイザー制度」を実施している。アドバイザーの役割は本学の「アドバイザー制に関する規程」に定められ、また、学生便覧にも明示され、共有されている。すなわち学生一人ひとりに対して、所属学科の専任教員が1

名、アドバイザーとなり、学生は「履修や学習など、勉学に関するここと」「休学、復学、転学、転学部、転学科、退学など学籍に関するここと」「進路など、将来の方向性に関するここと」「そのほか、学生生活全般のこと」について、アドバイザーに自由に相談ができるようになっている。

このようなアドバイザーリードをベースとして、各学科から委員が選出される教務委員会、学生委員会、附属図書館運営委員会、全学共通科目委員会に加えて、合理的配慮に伴う支援を検討する障害学生支援委員会、ハラスメント全般について対応するハラスメント人権被害対策委員会、進路支援を行うキャリアサポート委員会などの委員会体制を整備し、また、各学科とアドバイザー教員の活動と連動させながらきめ細かい情報共有を行い、課題解決に取り組んでいる。具体的な支援を行う担当部署としては、学務部、情報センター、就職支援を行うキャリアサポートセンター、健康管理を行う学務部保健センター、障害学生や要支援の学生をサポートするインクルーシブ教育研究センター、学部合同研究室などが、組織的に連携を取りながら様々な多様化する支援に取り組んでいる（下図）。

このような体制については、大学ホームページの「学生一人ひとりに対応した修学・生活サポート」のページにおいて、「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」、「障害のある学生への支援」、「多様な学生の受け入れについて」、「学生と教職員との協働」「ボランティア」に分けてわかりやすく公表している。

教員と職員が協働した全学的な支援体制

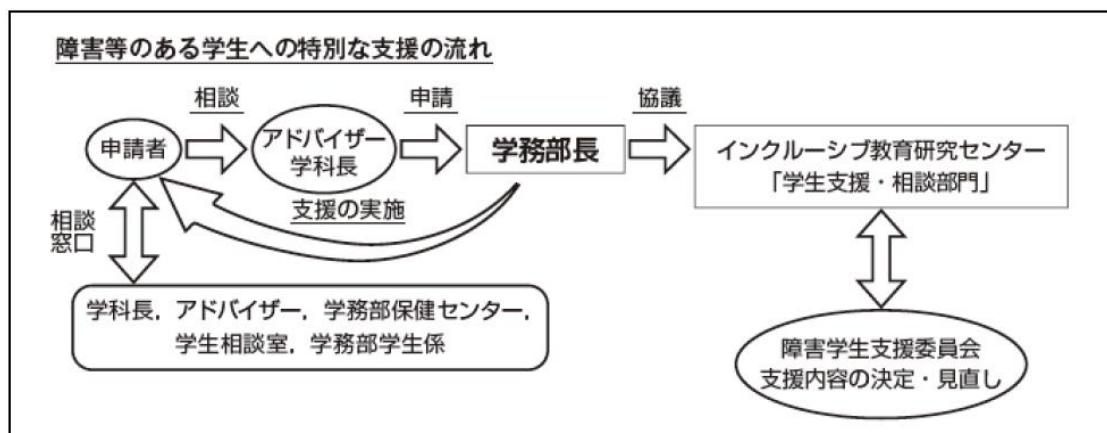


2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

○全学的なアドバイザー制度

アドバイザーは学生からの履修指導・相談に常時応じているが、特に毎年4月のオリエンテーション時にきめ細やかな履修指導を行っている。年度途中においても、各学生の履修状況・成績等を踏まえ、また、個々人の能力等に応じた履修指導（次年度の登録単位数の増減アドバイス等）も行っている。アドバイザーは、自学科学生の成績、履修登録状況については教学支援の学生ポータルシステム（N サポ）で閲覧できるようになっている。成績不振者にはアドバイザー側から働きかけて、面談や履修指導を行い、特に入学初期段階や卒業に関わる4年生について、深刻なケースとアドバイザーが判断した場合には、学科協議会においてその学生の状況を共有し、改善策を検討する。学期途中であっても、語学授業等についての授業への出席状況をアドバイザーが把握し、学修が進んでいるか確認している。

また、精神的な不調や見た目にわからない障害や病気を抱える学生など、必要に応じて、保健センター、学生相談室、インクルーシブ教育研究センターと連携を取り、専門的なアドバイスを受けた上で学務部も交えて対策を検討し、当該学生および場合によっては保護者とも面談を行っている。「要特別配慮願」を申請するかも含め、状況が改善するように働きかけを行っている。



○成績不振の学生や卒業延期者、休学者、退学希望者への対応・支援

成績不振の学生の状況把握と指導方法については、学部務教務係から年度ごとに単位修得状況・成績・GPAを、各学科教務委員を通して各学科に提供している。学科・アドバイザーが学科協議会等において確認し履修指導を行う。特に卒業要件の確認は3・4回生において重点的に行っている。卒業延期者やその可能性のある学生については、学科と学務部教務係が状況を把握し、学科協議会において共有している。

休学者についてもアドバイザー教員が適宜状況を確認し、学科で共有し、復学に際しては学科長とアドバイザーが教授会で説明し、審議のうえ、学長が決定する。退学希望者の状況把

握と対応については、アドバイザーと学科、学生係が対応し、アドバイザー教員及び学科は学生と面談して事情・理由を把握し、退学願い申請後は、教授会において学科長がその理由を示したうえで、審議の上、学長が決定している。

○補習的教育や正課外教育

学生の能力に応じた補習教育、補充教育の実施については、制度的に実施しているわけではないが、アドバイザーが学生一人ひとりの成績や生活を踏まえ能力を理解し、学科で共有するとともに適宜、履修指導や学びの上でのアドバイスを行っている。

また、正課外教育の実施については、大学の地域連携・SDGs 推進センターから包括連携先の地方公共団体、企業、協同組合、NPO 法人から提供される、幅広い学びに資するようなイベントや事業について全在学生に案内し、フォローしている。その中には SDGs の講演や国連大学の英語シンポジウム、地域活性化の取り組みへの学生参加、パブリックコメントの実施などが含まれている。それらは実績報告書に掲載され、学生のレポートも掲載されている。また、公開講座である「清心フェリーチェ (felice) 講座」は在学生の受講は無料であり、聖書・キリスト教文化の講座群、インクルーシブ講座群、SDGs 講座群の講座が用意されている。また、本学同窓会が在学生向けに実施している公務員等の資格講座も受講することができる。

○自宅外学習・オンライン教育

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援については、ノート PC の貸し出し等を行った。原則、対面授業になった現在においても、特別の事情を抱えている学生については、引き続き、オンラインでの授業受講を学長が特別に許可している。第 5 類に移行した新型コロナの感染者については引き続き出席扱い制度が存在しており、適用することで学生に不利が生じないようにしている。

○多様な学生、障害のある学生の修学支援

多様な学生に対する修学支援の実施については、インクルーシブ教育研究センターと保健センターを中心に専門的なサポートが行えるようにしている。また、2023 年 10 月に FD 研修会「トランス女性の受け入れについて」をオンデマンド実施し、本学の LGBT 学生の受け入れ方針に関する理解を深め、現在の LGBTQ を取り巻く環境について情報共有を行なった。

障害のある学生に対する修学支援の実施については、所属学科とインクルーシブ教育研究センター、学生係、保健センター、施設企画管理部が連携して、キャンパス自体のユニバーサル化を進め、各授業においてはサポート学生がノートテイクや移動支援などを行う。それとともに、各授業担当教員にも連絡、どういった対応が必要か一人ひとりに合わせて学生と対話しながら検討した。

インクルーシブ教育研究センターやその他関連部署との連携により修学支援を行った個別の例として、特定のニーズのある学生に対しては、本人、保護者、インクルーシブ教育研

究センター、保健センター、学務部、学科教職員との面談を行い、必要な支援について検討した。特別配慮申請を本人が希望しなかった場合、各部署及び各授業担当教員と情報共有し、特別配慮に代わる修学支援を行った。また、聴力障害のある学生については、インクルーシブ教育研究センターや学務部教務係と連携しつつ、学科への情報共有を行い、座席の指定や明瞭な発声を行う等の支援をしている。

○奨学金他の経済的支援の実施、及び授業他の費用と経済的支援の情報提供

奨学金その他の経済的支援については、各種奨学金を用意し、キャンパスガイドや選抜要項に明示するとともに、大学ホームページで公表している。また、本学が、国の「高等教育の修学支援新制度の対象機関に承認されていることも明示・公表されている。在学生に対しては学務部学生係からNサポや掲示板で直接、案内をするとともに、4月のオリエンテーションにおいて説明を行い、別途説明会等も実施している。また、受験生等には、キャンパスガイドに情報を掲載するとともに、奨学金の情報をまとめた冊子も別途作成して配布している。

授業その他の費用については、学部・大学院の授業料、納入期間、納入方法を明示し、分納・延納制度や休学期間中、卒業延期等のケースについても、大学ホームページで公表している。

3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

○学生の相談に応じる体制の整備

本学では、学生が修学だけでなく「学生生活全般のこと」について自由に相談できるアドバイザーリング制度を整備している。その上で、各部署、学科と連携を取りながら学生の要望に則した組織的な対応を実施している。学生の心身面のサポート、保健衛生に関する指導や助言、悩みなどの相談に関しては保健センターと、インクルーシブ教育研究センター内の学生相談室が学内各所と連携を取りながら行っている。学生相談室は、学生から相談を受けると、学生支援相談連絡票を用いて共有し、学科ごとに学務部へ「要特別配慮学生の報告」を提出し、学生の修学面と生活面の両面を支えていくシステムになっている。

○ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント全般に関しては、ハラスメント人権被害対策委員会を設置し相談に応じている。ハラスメント相談に関するリーフレットを作成、新入生全員に配布している。また、学内の保健センターと学生相談室で相談があった場合は、本人の意思を確認して、ハラスメント相談員へ繋ぐようにしている。

○学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康等については、保健センターとも必要に応じて連携を取りながら、インクルーシブ教育研究センター内の学生相談室において、コーディネーター1名（本学公認心理師・臨床心理士有資格の教員）、相談員3名（公認心理師・臨床心理士有資格者）が対応している。開室日を週5日、相談枠を20時間としてきめ細かい相談体制を設けている。開室日には相談員が在室し、修学、進路、学生生活、人間関係など多岐にわたる相談に対応している。学生相談室便りを年4回発行し、メンタルヘルスに関する情報、夏期冬期休暇の期間の公的な窓口などを全学生に周知している。相談員の資質向上を図るために、月に1回ケースカンファレンスを開き、相談室利用学生の対応について検討している。学生相談室の活動（開館日・時間など）についてはパンフレットを作成し配布するとともに、コーディネイター・カウンセラーからのメッセージ等を大学ホームページで公表することで、安心して学生が相談できるように努めている。

○人間関係構築につながる措置の実施（学生交流機会の確保等）

本学では、4月の全学的オリエンテーションの期間に、各学科で、新入生の歓迎会や交流の機会を設けている。アフターコロナで活動の機会が増えてきたクラブ・サークルの活動のサポートし、全1年生を対象としたスポーツデーなどの親睦を深める機会を提供している。また、2023年度はカトリック女子大学スポーツ大会を本学主催で行うなど、他大学学生と交流する機会も盛んになってきている。

4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

○キャリア教育の実施

本学では、リベラル・アーツ教育の理念に基づいて、4年間を通して生きる意味を考えるための教育を展開する。それは大学全体のカリキュラム・ポリシーにも反映されており、基本的には、本学の全ての科目が、人生・キャリアを深く考える契機になることを目指している。その傾向は特に全学共通科目において明確であり、「キリスト教精神に基づき「知の全人的統合」を図る」ために各学科科目の学びを「包み込む」ものとして、「総合的な判断のできるバランスのとれた人間性の育成」をめざしている。とりわけ自立力育成科目群は、現代社会への幅広い視野や、対話的思考力を養う科目として、「生涯を通じての社会との結びつきを深く意識させる豊かな「キャリア教育」としてのリベラル・アーツ教育」を実現するものである。その中で特に自立力育成科目は、「激変する現代社会の中を、自立した一人格として生き抜く力を育む科目群」であり、そのA群は、「社会情勢に積極的に目を向け、国際的視野から思考し判断する力を養う講義科目」として政治や経済、法学、国際情勢、科学、ボランティア、また、キャリア教育としての人材育成論、キャリアデザイン基礎、キャリアデザイン応用等の科目を揃えている。B群はアクティブ・ラーニング（双方向式授業や少人数演習形式）を取り入れた主体的な学びの実践で、国連SDGs、平和、ジェンダー、多文化共生、生命倫理等について、ディスカッションやグループワーク、発表、対話を通じ、社会への関心を深めるものである。

○学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアサポートセンターの設置等）の整備、及び進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

進路支援に関しては、各学科のアドバイザー教員と連携を取りながらキャリアサポートセンターが中心となって就職支援している。場所は学生が利用しやすいラウンジの一部に設置されており、ラウンジ内に設けてある掲示スペースを有効に活用することで、学生に多くの情報発信を行い、就職に関する情報の視認性を高めている。

センター内には、プライバシーに配慮した個別面談ブースを設置し、学生に対する個別相談・個別指導など、希望する就職・進路の実現に向けて、一人ひとりの活動をきめ細かく支援する環境を整えている。また、資料や書籍の閲覧スペースを拡充し、少人数のセミナー・勉強会を随時開催、センター内の状況を実際に目にする機会を増やしている。学生が自由に

使うことのできるパソコンやプリンターを備え付け、企業別ファイル・公務員ファイル・就職試験報告書、及び卒業生へのアンケート結果などの多様な資料や、また、進路・就職に役立つ貸出可能な最新刊を含めた書籍やDVDも用意しており、自発的な就職活動を支援する体制も整備している。なお、2022年2月からは、就職関連図書の中でも利用率が高い書籍などを、本学附属図書館の「NDSU電子図書館（LibrariE）」にも公開することで、学生の利便性の向上を図っている。

現在、スタッフは専任職員3名、外部からのキャリアカウンセラー3名で構成されており、その業務は、進路相談・就職活動に関する悩み相談・職業選択に関する相談など多岐に渡っており、必要な場合には、学生相談室と連携した対応も取っている。支援としてはエントリーシートや履歴書の添削、模擬面接など、学生の就職と就職活動にかかわる全てのニーズに即応することである。この他、Nサポを使い、求人票の受付情報や会社説明会の開催案内などを都度学生に通知している。計画的な支援として、低年次から4月のオリエンテーションの場を使い、キャリアガイダンスを行うなど学生のキャリア形成意識の醸成を図っている。3年生の4月からは、具体的な就職活動や就業意識を醸成するためのガイダンスも行っている。

この他、必要に応じ適時業界研究・企業研究などのセミナーを開催するとともに、インターンシップや企業見学会等の参加勧奨を行っている。なお、毎年『キャリアサポートブック』を作成し、3年生に配付している。2023年度には、実際の就職スケジュールや学生の就活状況を鑑み、キャリアサポートセンターの利用方法や就職支援の具体的な内容、自己分析・企業研究の方法等を掲載した本編を8月に発行し、インターンシップ応募時に参照できるようにした。直近の就職決定状況や過去3年間の個別企業・学科別就職者数等の就職データ集めた資料編を1月に発行し、企業・職業選択の参考にできるようにしている。

本学では、一学年500名程度という規模に加え、前述の細かいフォローワー体制を敷くことにより、学生一人ひとりの状況を把握しやすいという環境を作り出している。このメリットを最大限に活かしたキャリア支援を行うことで、学部生に関しては、13年連続98%以上という高い就職率を維持しており、専門性を高めた大学院修了生の進路に関しては、本人の希望を基に、研究や専門性を活かした就職が実現できるよう対応している。

○アセスメントテストの導入

2022年度からは、一人ひとりの学生をより支援できるよう、1年生及び2、3年生を対象にアセスメントテスト（GPA-Academic）を試験的に導入した。学生に対するフィードバックとして個人結果の見方や今後の活用について委託会社による解説を行った。学生からは、自己分析や自己PR作成をしやすくなったなどの感想も寄せられた。また、センターでの面談時に持参する学生など、「受検」を契機に、就職活動を始めるという波及効果も見られた。さらに、受検者が就職活動について相談する場面では、客観的な指標を基に学生を多面的にみることができるために、今まで以上にアドバイスをしやすい状況となった。本格導入となつた、2023年度は、1・3年生を実施対象とし、1年生は4月～6月、3年生は12～2月にかけて案内・実施することで、受検率は、1年生が89.4%、3年生が39.5%という結果となつた。さらなる受検率向上を目指し、2024年度はオリエンテーション期間（1年生は4月、3年生は3月～翌年度4月）に大学で一斉に実施することとした。

2023年度以降は毎年度1年生及び3年生に実施することで、成長を可視化できることを目指している。

○教職・保育職に関するキャリア支援

教職・保育職を志望する学生に対する支援として、各学科の教職課程担当教員が段階的なきめ細かい指導を行っている。教職課程センターでは、教職相談員を中心に新型コロナウィルス感染症拡大時にもオンラインを活用して教職に関する幅広い相談や指導を行っており、教職採用試験のサポートにも力を注いでいる。さらに、事務手続きに関しても免許・資格取得に関する申請など幅広い支援を行っている。2023年度の教職・保育職教員採用試験の合格者数は102名であり、本学の合格実績は特筆に値する。

このことは、本学において教育者養成を重視していることを意味しているが、教育者養成を重視することは、本学の設立母体であるナミュール・ノートルダム修道女会の活動方針に即したものである。修道女会の創立者聖ジュリーは、その社会的活動の中で女性が教育者になることを希求しており、その理念が本学の教育者養成に受け継がれている。

5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生の正課外活動（クラブ・サークル等）は、体育系クラブ14団体、文化系クラブ26団体、ボランティアサークル4団体、同好会12団体の計56団体が活動をしている。これら団体の代表者を学務部学生係が招集し、クラブ代表者会議を開催している。学務部学生係は「課外活動実施マニュアル」や「課外活動会計処理マニュアル」を作成し、学生が課外活動を安全に行うための指針や大会を催す際の招待状の書き方、施設利用に関する事項や予算処理の方法等に理解を深めるため、各クラブに配付している。

大学は毎年、課外活動や社会貢献等において顕著な実績を出した学生や団体に対して「優

秀奨励奨学金」に推薦することで学生の活動の後押しを行っている。

この他、京都ノートルダム女子大学の呼びかけで聖心女子大学と本学の3大学が幹事校となり、カトリック女子大学総合スポーツ競技大会を毎年12月に実施している。この3大学の他、白百合女子大学と清泉女子大学の2大学も加わっており、スポーツを通じてカトリック女子大学同士の学生や教職員が交流をすることで親睦を深めている。

2023年度は本学主催でジップアリーナを会場に開催され、参加大学から延べ220名余りの学生が集い競技を楽しんだ。また、学生は競技に参加するだけでなく、大会の運営にも自ら関わった。

また、学生が主体となって行う委員会活動の一つに大学祭実行委員会がある。この委員会は、毎年11月上旬に開催する大学祭の企画・運営を行う。同委員会は4年生を除く各学科の学生から選出され、上級生から下級生へ大学祭の業務が継承されていた。

一時、新型コロナ禍により開催が途絶えていたため、この継承が危ぶまれたが、歴代の大学祭実行委員の努力により2022年度に復活し、2023年度も大学祭テーマ「glittering」と名付けて、引き続き盛大に開催された。

6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

○学生（入学予定者）への対応

障害のある学生（入学予定者）からの入学前段階での相談については、インクルーシブ教育研究センターが窓口になり、入学後の学修や生活に関して入学予定者本人と家族の相談を事前に行うとともに、学長指名による「インクルーシブ学内支援チーム」を結成し、学内他部署間連携による支援の充実を図っている。

重度障害のある入学予定者のケースでは、在学生を対象として2月頃から障害学生の学修を支援する有償での障害学生サポートーを募集し、障害制度研修と実践研修を兼ねた「障害学生サポートー養成研修」を行い、障害に対する支援者を養成するシステムとして位置付けた。この障害学生サポートーは各学期に1~2回、インクルーシブ教育研究センター員と面談して支援に対して検証する機会を持ち、授業介助やノートテイクや移動支援などの実際の聴き取りを行う。合わせて障害学生本人からも支援に関する聴き取りをし、支援される側の意思を確認しながら、本人ありきの必要な支援の在り方について協議を重ねている。また、障害学生の相談支援員と支援に関しての詳細な打ち合わせのもと、日常の身体介護を複数の外部機関と契約して介護計画を組み、介護ヘルパーを派遣してもらう介護システムを構築し、障害学生が安心して学修や課外活動に取り組めるような仕組みも新しく導入した。

7. 大学内のアメニティーの充実と障害のある学生支援のインフラ整備

中長期計画にもあげられているが、以前から学生の要望が多かった自習・休憩スペースについて、2024年の新学部新学科開設に向けて建設中の新棟に、大型モニター3基を備えたトリニティコモンズ（汎用フロア）やパソコン用電源・高速Wifi環境を整備したラウンジ

を設置して、学生の自習・休憩スペースを充実させる計画である。また、学生生活を快適にする環境整備にも注力し、学内コンビニエンスストアの設置やパウダールーム等のアメニティ施設も充実させる予定である。

さらに、学生サービス向上（ワンストップサービス）を目的に、学生サポートの関係部署（学務部など）を新棟へ移設することも検討中である。

- ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

2. 点検・評価に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

○外部評価の指摘を踏まえた中期計画の修正

本学では、2019年度以来、毎年、自己点検・評価報告書をもとに、学外の委員からなる外部評価委員会を開催し、客観的な視点から学生支援の適切性について評価を行い、改善活動につなげている。第2章で前述のように、外部評価委員会は本学の内部質保証体制に組み込まれており、2021年度外部評価委員会において、従来の本学の中期計画が分かりにくいとの指摘があり、目標や達成期限、達成のための手法・施策をより具体化するように中期計画を修正した。新しい大学中期計画の「5. 進路・大学生活の支援の強化」において、「①本人の意向が達成されるように進路支援を最大限の努力で行う。②大学内のアメニティーの充実と障害のある学生支援のインフラ整備を図る。③メンタルヘルス支援及び多様な学生（トランジションナーなど）の受け入れ態勢の充実。④課外活動に対するきめ細かな支援」を定め、いずれについても計画的に進めており、②学内の大規模なバリアフリー化工事が完成し、インクルーシブ教育研究センターを中心とした支援体制の構築も進み、計画は順調に達成した。さらに、新学部開設に合わせて建設される新棟に、汎用フロア・ラウンジ・学内コンビニエンスストアなどの整備を行う計画を盛り込むなど、一層の充実を図っている。また、③については受け入れ方針を策定・公表し、2023年度から実際に受け入れを開始した。また、情報センターでは専任職員の配置を増員し、情報系機器に関する支援体制を強化した。

○各改善部会、各個別委員会、各部門委員会での自己点検・評価、改善

本学では、内部質保証体制のなかで、各改善部会、個別委員会、部門委員会において学生支援について自己点検・評価を行い、改善を進めている。

これらの改善活動の成果は、教学・事務部門委員会を経て、全体委員会に提出され、残る課題については、内部質保証推進委員会において次年度計画や次期中期計画へ反映されていく。

（2）長所・特色

○アドバイザー制度

本学では、学生一人ひとりがかけがえのない尊い存在であるという観点から、アドバイザー制度を設け、専任教員が各学生からの様々な相談事について対応窓口になっている。履修相談や学籍異動に関するだけでなく、健康問題、人間関係、心配事や悩み事、大学生活全般に関わることについて個別の相談に応じている。特にサポートが必要なケース（障害等、特別なニーズ）については、アドバイザー教員が学科で共有するとともに、保護者、学務部、保健センター、学生相談室、キャリアサポートセンター等とも連携して対応している。

前回の認証評価においても本学における、アドバイザーを基盤とした教職協働による手厚い学生支援体制を「長所として特記すべき事項」として評価いただいていたが、障害や特別なニーズを有する学生への支援を、インクルーシブ教育研究センター（学生相談室）等の専門的スタッフと連携しつつ実施するなど、本学における学生支援の基盤として発展させている。

（3）問題点

○全学的な委員会と内部質保証体制

第4章で前述のように、既存の全学的な学生支援関連の委員会（ここでは学生委員会、図書館運営委員会、キャリアサポート委員会など）が部署・学科横断的なテーマについて点検・改善を行っているが、PDCAサイクルを回す改善部会や個別委員会は部署ごとに建てられており、また、部門委員会は教学系と事務系に分かれてしまっているため、部署横断的な学生支援の活動が、内部質保証体制のなかにあらわれにくくなっている可能性がある。既存の全学的な委員会を、教学・事務部門を超えた連携自己点検・自己評価委員会（連携委員会）とするなど、内部質保証体制のなかにより組み込んでいく必要がある。

（4）全体のまとめ

本学では、「学生支援に関する方針」を定め、公表しており、この方針の下で、アドバイザー・学科を中心に、学務部、インクルーシブ教育研究センター、キャリアサポートセンター等が連携する学生の修学支援体制をとっている。アドバイザーと学科は学務部やセンターからの情報を踏まえ、成績不良学生や多様な学生、障害のある学生に対応・支援を行っている。学費や奨学金他の情報は大学ホームページ等で公表しており、学生の学生生活全般についても相談に乗り、支援を行っている。ハラスメント防止や心身の健康相談等については対策委員会や学生相談室、保健センターが連携をとって実施している。

キャリア教育はリベラル・アーツ教育の理念に基づいて全学的に実施しており、より専門的科目も全学共通科目で開講している。また、学生のキャリア支援を行うためのキャリアサ

ポートセンターを設置し、様々なイベントや学生支援を実施している。また、アセスメントテストも開始し、様々なアンケートを統合するとともに、学生の4年間の学びを把握しようとしている。その他、クラブ・サークル活動の支援や個別学生のニーズに対応する支援も実施している。

以上の活動の適切性については、外部評価、及び各改善部会・個別委員会・部門委員会における自己点検・自己評価が内部質保証体制のなかで実施されている。中期計画の修正、及び新中期計画に基づくインフラ整備、多様な学生の受け入れ態勢、大規模なバリアフリー化などの実施、インクルーシブ教育研究センター改善部会やキャリアサポート改善部会でのPDCAシートに基づく改善活動が実施されている。

特色としては、全学的なアドバイザー制度を中心とした手厚い学生支援体制があげられる。

既存の全学的な学生支援関連の委員会が部署・学科横断的なテーマについて点検・改善を実施しているが、PDCAサイクルを回す改善部会・各委員会は部署ごとで教学系と事務系に分かれているため、内部質保証体制に改善課題があらわれにくくなっている可能性があるので、委員会を体制に組み込む必要がある。

【基準8：教育研究等環境】

1. 現状説明

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究環境に関する方針の適切な明示

本学では、建学の精神、教育の理念・目的、及びビジョン 2039 における「教育ビジョン」「研究ビジョン」「組織運営ビジョン」を踏まえ、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めている。すなわち、「ノートルダム清心女子大学は、キリスト教精神に基づく聖ジュリー・ビリアートの教育理念を実現するため」に「大学設置基準等関係法令を基本として、学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、施設及び設備を維持管理するとともに、安全性、利便性及び衛生面を考慮し、効果的な整備に努める」として、「教育研究等環境の整備」、「附属図書館」、「情報環境」、「研究環境」、「教育研究支援体制」「研究所・センター等の整備」についても方針を定め、公表している。例えば、「附属図書館」は、「本学の掲げる教育理念を実現するために「使命と目標」を掲げ、教育・学習、研究及び社会貢献の各活動を、多方面から支援できる環境を整備する」とし、また、「情報環境」については、「学生や教職員の情報環境として、学生向けの開放パソコンや教職員の研究用・業務用情報端末、及び学内ネットワークを快適に利用できるよう整備」し、「情報セキュリティポリシーに準拠した上で、教育・研究活動の充実を図るとともに、ICT を活用した授業の支援及び情報基礎教育の実施のため、教育研究システム等を管理運用する」と定めている。

「研究環境」については、「教員の研究環境を整備するため、教員研究室等施設面の整備及び研究費の確保に努めるなど、各種の研究支援体制を整備、充実させる」とともに、「研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止の取り組みとして、「ノートルダム清心女子大学研究活動における不正行為の防止等に関する規則」等を遵守する」とした。その「教育研究支援体制」については、「教育の充実と研究の質の向上を図るためには、諸規則に基づき、教室内外での教育補助者、研究及び実習等の補助者等を配置し、教育研究支援体制の整備」を行うとする。最後に、「研究所・センター等の整備」についても「カトリック精神に基づく伝統的な行事や本学の強みを活かした研究を行うため、学内に研究所・センターを整備し、学生及び地域の人々が学ぶ意欲を支援する」としている。

このように方針を定め、大学ホームページにおいて公表している

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1. 施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器・備品を整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1. 施設・設備等の整備及び管理

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、施設企画管理部を中心に中期的な事業計画をもとに単年度事業計画（案）を策定し、学長決裁を経て計画の推進を行っている。

本学は岡山県岡山市にあり、校地面積 74,818 m²を有している。学生収容定員(2,840 人)に対する設置基準上必要な校地面積を満たし、運動場等、大学設置基準上で必要な施設・設備を整えている。校舎面積 40,794 m²も設置基準上必要な校舎面積を満たしている（大学基礎データ表 1）。キャンパスにはノートルダムホール本館、ノートルダムホール東棟・西棟・中央棟、ジュリーホール、ロゴスホール、セント・ヨゼフホール（以下、ヨゼフホールと略す）、カリタスホール、トリニティホール、ルチアホール、動物実験棟、附属図書館、体育館（記念館）、クラブ棟（テレジア館、ザビエル館）があり、教室（講義室 60 室、演習室 14 室、実験実習室 42 室）、研究室 149 室が配されている。校舎・敷地内には、学生食堂、バイク置場、駐輪場等も設置されている。

ノートルダムホール本館（登録有形文化財指定）には、学長室、学務部（2024 年 6 月にトリニティホールに移動予定）、入試広報部、総務部、保健センター、学生相談室、及び講義室、食品栄養学科研究室、管理関係の部署が設置されている。ノートルダムホール東棟には教室、共用パソコン室、聖堂、博物館学ホール、英語教育センター、情報センター、広報室アーカイブ及び教員個人研究室が、同西棟には教室、食品栄養学科研究室・実験室、調理実習室が設置され、同中央棟には、キリスト教文化研究所、児童臨床研究所、教室、小聖堂（オラトリー）、会議室、特殊文庫及び法人事務局等が設置されている。ロゴスホールには、教室、英語英文学科研究室、給食経営管理実習室、臨床栄養実習室が置かれ、ジュリーホールには学生ラウンジ、売店、キャリアサポートセンター、及び教室、人間生活学科・児童学科・日本語日本文学科・現代社会学科の教員研究室と全学合同業務センター、学生合同研究室、院生研究室等が設置されている。クビリーホールには教室、児童学科研究室、ピアノ教室が配されている。ヨゼフホール A 棟には、生涯学習センター・地域連携・SDGs 推進センター、及び講座に使用する教室、大ホール、特別展示室、歴史展示室が設置され、B 棟には、教室、学生ラウンジ、国際交流センターが設置されている。カリタスホールには学生食堂、大ホールが設置されている。トリニティホールには、教室、研究室、自主学習用スペース、情報デザイン学科が利用する PC 教室、実験室、演習室、多目的スペース（トリニティコモ

ンズ)、学生ラウンジ、売店が設置されている。

○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

本学では、情報センター委員会における検討・承認に基づいて、情報センターが中心になって 1998 年より学内の情報ネットワークを構築し、逐次、改善や拡張を行ってきている。順次マルチメディア教室導入を推進し、2019 年度中にほぼ全ての教室に対してマルチメディア対応を完了している。2021 年度には各教室についての無線 LAN 整備を実施した。これにより、教員が教室で授業を行う際、自分のノートパソコン等の活用が容易になるとともに、学生は学内の多くの場所で Wi-Fi 接続が可能となり、空き時間に好きな場所で学生自身のノートパソコン等によるインターネットを活用した学習、いわゆる BYOD を活用した教育・研究・学習が可能となっている。2022 年度には BYOD に対応した印刷システムを導入したことにより、学生は印刷物での提出が必要なレポート課題を自分のパソコンから学内で印刷できるようになった。加えて、学生の自主的な学習を促進する環境として、共用パソコン室を 3 教室設置しており、学生が学内でオンライン授業受講が可能となるようパソコン室の各パソコンに Web カメラを設置した。

2023 年度には共用パソコン設備のリース期間満了に伴い、まず栄養教育実習室（115ND）のパソコンの更新を行い、栄養計算ソフトを最新版に更新した。また第 30PIT 教室のパソコン更新の際に最新の地理情報システム（GIS）を導入した。この GIS の利用により、人文地理学の研究活動の中で、地域に関する位置情報と属性情報をもとに地図を作成し、地域にかかる課題を可視化することに役立てられるようになっている。

本学が接続するインターネット回線については、2020 年の新型コロナ感染拡大によるオンライン授業の実施に対応するために回線の増強を行った結果、通信速度は、学術情報ネットワーク（SINET）100Mbps、電力系光回線 600Mbps となっていた（計 700Mbps）。その後、新型コロナ感染は落ち着き、授業は原則的に対面授業となったが、学生や教職員の Wi-Fi 利用が浸透したことと、教育・研究活動でのインターネット利用が定着したことから学内の通信量は増大傾向が続いている。また 2024 年度の新学部設置に備えるため、2023 年度に通信契約の見直しを行い、通信費用を抑えながらもさらなる通信回線の増強を行った。その結果現在は学術情報ネットワーク（SINET）1000Mbps、電力系光回線 300Mbps となっている（計 1300Mbps）。

このような ICT 環境の整備により、英語教育センターではリスニングの効果を高めるため Call 教室や課題において e-Learning 教材（Reallyenglish）を導入したり、また、Google フォームを利用して速やかに学生の理解度を可視化し課題提出に利用する教育実践も可能となったりしている。

情報セキュリティの確保に関しては、学内 LAN の上流にファイヤウォール機器を設置し、外部からの不正なアクセスを遮断すると共に SPAM メールを検出する仕組みを導入してい

る。同じく LAN の上流に UTM（統合脅威管理）装置を設置し、インバウンド、アウトバウンドの不正な通信を監視・遮断する仕組みを導入している。

- COVID-19 への対応・対策

2020 年 4 月の緊急事態宣言発令を受けて授業や学生指導の遠隔実施が必須となったことで、授業に関しては学務部教務係及び新たに発足した遠隔授業支援チームが協力して、2020 年度中にネットワーク環境、ICT 機器、備品等の整備を実施し、また、学生調査に基づいて様々な支援も行った（資料 8-3, 7-7）。まず 2020 年 4 月には、在学生自宅パソコン環境調査を実施し、学生の遠隔授業受講にかかる通信料金の支援策を講じ、学生へも通知を行った。また、遠隔授業の受講に必要なパソコンを持っていない学生へのパソコンの貸出も開始した。5 月には、遠隔授業が数回実施された時点で、遠隔授業受講環境について学生への調査を実施し、講じるべき措置について検討した。6 月には教員が授業をリアルタイムで遠隔配信するために、Zoom アカウントを大学として購入し、また、授業の資料配付をコンビニエンスストアのネットプリントサービスで実施できるように整備した。

その後、夏季休暇期間中に、学生が学内でも遠隔授業を円滑に受講できるように学内 Wi-Fi 環境を増強する一方で、12 月には、遠隔授業を実施するためのノート PC 又は通信環境を持たない非常勤講師向けに、ノート PC とモバイルルーターを購入し、貸し出しを行った。2021 年 3 月には、ハイブリッド授業を実施するための環境整備として授業用の WEB カメラと三脚等を購入し、貸出しを開始した。また、学生への広報連絡には学生ポータルシステム（N サポート）を、授業支援にはクラウド型教育支援システム（manaba folio, Google classroom）とリアルタイム遠隔授業システム（Zoom, Microsoft Teams 等）を導入し、教員・学生向けに各種マニュアル作成、説明会の実施、Q&A を掲載したホームページ作成等を行い、各種遠隔授業実施のための整備を行った。

○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学では、施設企画管理部が全般的な施設・設備の維持管理を担当している。中核となるインフラ関係設備、人身に関するエレベーターや空調設備電気等の点検・整備については各専門業者に外部委託している。本学は歴史的建築物が多いため、各専門業者に委託することで、維持保存を含めたより専門的な調査が可能となり、事故や大改修を未然に防ぐとともに、改修等に係る年次計画を立案できる点においてメリットが大きい。

安全性については、歴史的建造物の安全性を確保しつつ、歴史と伝統を継承することも本学卒業生への使命と考え、中長期的にバランスの取れた計画を進めており、多様な学生の受け入れ拡大を踏まえ、その必要性並びに機能性を精査しながら、適宜、スロープ、段差解消機、エレベーター等の設置・点検保守・整備を行っている。その他、壁面・天井等の剥離・崩壊の点検・整備等を定期的に行っており、2024 年度については、ノートルダムホール東棟の壁面の修繕を行う計画を立てている。

また、女子大学という特性を踏まえ、防犯面も強化している。監視カメラを構内に設置し、警備員が 24 時間常駐し映像で目視確認するとともに、監視カメラの増設、学内全体の機械警備の導入、火災報知機の 24 時間監視可能なシステムへの連動などを進めている。その他、講義室について年次計画を立て照明機器の LED 化を実施している。

衛生問題についても、講義室等の清掃は清掃業者に委託し、歴史建築物と衛生面の両立を図っている。

○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

本学には国の登録有形文化財（ノートルダム本館・東棟）含め、歴史的な建築物が多く、特殊な硝子窓やステンドグラスも設置されている。ノートルダム清心学園中期計画においても「本学の歴史・大学史の持つ強みを共有」すること、「所有する国の登録有形文化財の価値を発信」するとし、「社会貢献ビジョン」においても「ノートルダムホール等の歴史的建造物を地域の宝として適切な保存に取り組む」としている。こうした歴史ある建築物を維持、その理念を学生に伝授しつつ、かつ、構内のバリアフリー化を推進するにあたっては、新旧建築法の関係からかなりの困難を要し、例えばエレベーター設置においても、設計図面作成には調査が必要になり、計画変更を余儀なくされる場合もあった。

その中で、学内バリアフリー化を 2019 年度末から進めてきた。2021 年 4 月から、車椅子使用学生が入学することを機に、法人と大学で連携を図り組織的に取り組んできた。大学内においては、学長のリーダーシップの下、施設企画管理部を中心に、インクルーシブ教育研究センター、当該学生の所属学科、附属図書館、学務部など関係部署の教職員と協議を重ね、企画・立案・実行を使用者目線で整備している。特に、企画・立案の際には、車椅子使用生徒を受け入れている普通科高等学校へ現地調査に赴くなど、常に学生の目線に立つことを重視している。これまで棟と棟を結ぶ段差をスロープに変更し、エレベーター設置不可の建物には車椅子利用者用段差解消機を設置した。附属図書館棟には外付けの 3 階エレベーターを設置し、1 階の女子トイレを多目的トイレに改修している。

福利厚生施設の中で、学生食堂の充実に対する要望は強かったため、2020 年度に協議を重ね、2021 年度に学生食堂を改修し厨房設備を拡充しサービス向上を図った。また、食堂業務委託先を変更し、単価契約から管理費契約に移行した。栄養面を重視する業者を採択し、学生の日々の健康管理の支援も担うことが可能となった。なお、教職員及び学生も利用できる。

2024 年 3 月にトリニティホール（外構部分除く）とルチアホールが完成し、2024 年度 4 月から運用開始しており、バリアフリーを念頭に、建物間及び建物内の接続通路の段差を無くし、トリニティホールには 4 基、ルチアホールには 1 基のエレベーターの設置、車いすの利用が可能なみんなのトイレの設置等を行った。また、福利厚生施設として、学生の要望の高かったコンビニエンスストアをトリニティホール 1 階に設置した。

○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

図書館 1 階には、可動式の机・椅子を配置した自主学習用のグループワークエリア、パーソナルエリア、プレゼンテーションエリアなどからなる「ラーニング・コモンズ」が設置されており、学習・研究目的のために共用パソコンも備え付けられている。2 階には 5 つのグループ学習室が用意されている。また、「語学学習コーナー」(1 階) は、図書館と英語教育センターとの協同で設置、語学学習のための資料が利用でき、「A. V. ブース」(2 階) では DVD、CD などが視聴できる。その他、学生希望図書制度を定め、図書・資料の購入希望を受け付けている。

また、2022 年度にヨゼフホール B 棟に移設され、全面改装された国際交流センターには、学生が利用できる共有フロアに小グループでの作業スペースを複数設け、また、海外と連携可能な大型モニターを置く、アクティブ・ラーニングの講義室も設置している。

附属図書館 3 階の英語教育センターにも、全学生が主に英語学習自習スペースとして、用途を分けた 2 つの施設がある。英語の図書・資料を利用することができ、学生同士で交流しながら自学自習できる「セルフスタディ・ルーム 1」と英検や TOEIC 等の資格試験問題集や PC、リスニング専用スペースを備え、個人ブースに分かれて集中して学習できる「セルフ・スタディルーム 2」がある。他にも英語教育センターの施設として、英語学習相談室、CALL ER Reading Room, English Writing Center を学内に備えている。英語学習相談室では、「英語学習に関する悩みや不安」、英語の学習法や留学前の英会話練習、TOEIC 等のスコアを伸ばすための学習法などをセンター教員に相談することできる。また、ジュリーホールラウンジに「English Lounge」も設置されるなど、学生の自主的な学びを促進する環境を整えている。

ヨゼフホール B 棟には、1 階の国際交流センターの他に、2・3 階には小規模の演習室もそろえ、演習型、アクティブ・ラーニング型授業の増加に対応している。また、A 棟には、公開講座・生涯学習講座(清心フェリーチェ講座)や地域連携活動で使用する教室が配置され、学生の自主的な学びや社会貢献活動を促進するための環境整備を行っている。

学生の研究活動支援のため、学部では学生合同研究室、大学院では院生研究室を整備している。

トリニティホール 6 階に、自主学習用の半個室のブースを 9 席設置し、学生が自由に利用できるようにしている。同じくトリニティホールの 1・2 階を除く各階に、余裕を持たせたコモンスペースを設け、机と座席を配置し、積極的に学生が主体となって利用するスペースを増やし自己形成を図る学びができる環境を整えている。

2. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の情報倫理確立に関しては、情報センターが中心となっている。情報センターは、「情報通信機器を利用した教育研究を支援し、その教育的効果を学生の実習により一層確実なものにするとともに、広い視野にたって情報通信機器による教育研究のための環境を整備

すること」「事務業務の円滑かつ効率的な遂行のための支援と環境整備」を目的としており、近年では、全教職員を対象としたセキュリティ講習会を開催するとともに、学内イントラネットを用いた注意喚起も頻繁に実施している。2016～2018 年度は新任職員対象のセキュリティ講習会を、2016～2019 年度は情報セキュリティや情報倫理に関する講習をそれぞれ実施し、2019 年度は全教職員を対象に、外部コンサルタントを講師とした情報セキュリティ講習会、2020 年度からは新型コロナの感染拡大の中で業務や教育・研究を行うためにクラウドサービスの有効利用が必要となったが、個人情報流出等の事故を防ぐための注意喚起を行っている。

学生に対しては、1 年生の多くが受講する授業「情報メディア演習」の中で、情報リテラシー・情報倫理に関する講義も行っている。また、図書館では、特に新入生を対象に 4 月に図書館利用に関する講習を、全学科の協力を得て実施している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
(附属図書館)

評価の視点 1. 図書資料の整備と図書館利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子媒体等を整備しているか
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数・開館時間等）の整備

評価の視点 2. 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1. 図書、学術雑誌、電子媒体等の整備

本学では、建学の精神、教育の理念・目的を踏まえ、基本方針の「教育研究等環境の整備に関する方針」において、2016 年 9 月に「附属図書館は、本学の掲げる教育理念を実現するために「使命と目標」を掲げ、教育・学習、研究及び社会貢献の各活動を、多方面から支援できる環境を整備する」とする方針を定め、附属図書館サイトにおいて公表している。方針には教育・学習支援、研究支援、環境整備、情報発信、社会貢献の 5 つの項目を設け、それぞれに目標と具体的な方策を掲げ実践している。2023 年度に取り組んだ内容は以下のとおりである。

○各種資料等の整備

蔵書冊数(電子ブック、製本雑誌を含む) (2022 年度末現在)

和漢書 281,201 冊

洋書 88,638 冊

合計 369,839 冊

蔵書は、2022年度末で約37万冊を超え、書架の収納可能冊数（約31万冊）を超過しており、2023年度は、利用がない複本の除籍を積極的に行い、更に2000年以前に発行された図書について教員の協力のもと、資料的価値を鑑みて除籍可能な図書を選別した結果、1.1万冊を超える除籍を実施し、37万冊を切ることができた。しかし、いまだ蔵書数は収納可能冊数の119%となっており、狭隘化が深刻な状態と言える。また、2023年度は新学部設置に伴う図書と寄贈図書を約2,500冊受け入れ、年間の購入図書も3,000冊を超える数を受け入れたことから、1万冊を超える除籍を行ったが、実際には5,000冊近い減少に留まった。しかし、蔵書の生まれ変わりも図書館の大きな役目であることから、当面年間1万冊超を目標に除籍を進めていきたい（「2023年度附属図書館蔵書及び利用統計」参照）。

蔵書については「ノートルダム清心女子大学附属図書館資料収書方針」に従い、本学の教育理念であるリベラル・アーツの学びを念頭において、教員の多彩な研究を支える図書や学部学科、大学院に関する専門書のみならず、幅広い分野の本で構築することを継続している。蔵書構築を支える選書については、「ノートルダム清心女子大学附属図書館選書基準」に基づき、図書館長を筆頭に、各学科等の委員で構成される附属図書館運営委員会（以下「委員会」）による選書、館員による選書、教員の研究費による購入、学生希望図書の購入で行われている。このうち委員会が実施する委員会選書は、学生の学習・研究用資料の充実を目的として1987年度から継続しており、教員との連携や大学全体で蔵書の構築を共有するという点で重要である。

2023年度は前年度に引き続き、電子ブックの充実を図り419冊を購入した。狭隘化した図書館では、引き続き、電子ブックの購入を強化していきたい。また、24時間いつでも貸出返却ができるNDSU電子図書館（LibrariE）を2022年2月から導入し、2024年5月現在の閲覧可能冊数は759冊と昨年より40冊程減少しているが、2022年11月から英語の多読書の購入を増やしたこと、2022年度の貸出数593件から2,715件と大幅に増加した。また、本学独自で教職関連の雑誌や教員採用試験問題をNDSU電子図書館で閲覧できるようにしていることで、2023年度は600件に近づく閲覧数となり、2022年度から160件を超える増加となった。今後も電子で多読書の充実を図っていくと同時に、学生が気軽読める電子図書を増やしていきたい。教職関連の雑誌や教員採用試験の電子での提供についても引き続き力を入れ、学生支援につなげていく。

なお、2022年度は消防法の指導により視聴覚資料コーナーについて大規模な除籍や移動をおこなったが、2023年度は劣化したマイクロフィルムの大規模な除籍をおこなった。

○学術コンテンツや他館とのネットワークの整備

当館が所蔵する図書や製本雑誌は目録システムに随時登録しており、未所蔵の資料についてはILLシステムを利用して、他館から借用や複写の取り寄せが可能である。また、岡山県大学図書館協議会に加盟しているため、学生や教職員は学生証等を持参することで他館を訪問利用（閲覧・貸出・複写）することができる。さらに、私立大学図書館協会西地区部会中国・四国地区協議会や日本カトリック大学連盟図書館協議会にも加盟し、相互利用

サービスを充実させることで、学生・教員の学習・教育・研究活動を支援している。このほか、岡山県図書館協会に加盟し、地域の公共図書館や学校図書館とも図書館間の連携をしており、図書館の一般開放はしていないものの、一般の方からの問合せに対応している。

○電子資料（データベース類）の利用環境整備

学部・大学院の構成、利用者の要望を受け入れながら、和文、欧文雑誌の論文データベースや新聞記事データベース等約20種を導入している（附属図書館Webサイト参照）。これらは、本学構成員を対象とした、キャンパスのIPアドレス管理による学内限定での利用である。

学外利用については要望が多いため、VPNや学認といったリモートアクセス環境の整備について、情報教育支援センターと引き続き検討していきたい。VPNや学認が未整備の図書館への対応として、学外利用が可能になるよう開発されたデータベースもあり、2023年度の7月から1社と契約し、学外からアクセスできるようにした。今後も学外からアクセスができるデータベースが出た際には、導入していきたいと考えている。

○利用環境の整備

2023年度から、図書館運営委員会において館内見学を実施し、逼迫した棚の狭隘化とセキュリティの脆弱さやバリアフリー上の問題点などを共有し、解決策を模索している。

また、夜間開館時、学生アルバイト（2名）に加え、一般アルバイト（1名）を継続して雇用し、学生だけでの不安の解消につなげている。今後も、防犯対策の強化を行い、学生の安全性確保の一助となるよう、防犯やバリアフリー対策を強化していく。

なお、防犯面の整備が課題であるため2021年度以降は平日の閉館時間を19時としている。

2. 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館における学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する職員については、ノートルダム清心女子大学附属図書館規則第4条に、司書の配置を定めており、新規の蔵書の受入や整理、利用者への提供・指導、除籍については、原則館内で一貫して行っている。しかしながら、新学部の開設に伴い5年計画の受入図書について、受入や整理・装備を委託し、完成年度まで継続する。新学部が開設されたことで受入図書等の増加が見込まれる一方、専門的知識を有する館員を含む館員数が減少していることから、利用者サービスの維持・向上につながるように、2024年度から通常の新規購入図書の受入や整理作業の一部も外部委託していきたいと考えている。また、各種図書館協会による研修の受講や利用者との関わりを通して習得した知識・スキルを、図書館サービスに還元している。

○博物館学ホールの整備と利用環境の整備

本学に 1981 年に設けられた博物館ホールは、学芸員課程の博物館実習（特に美術品の取り扱いや写真の撮り方の実習等）施設として設置された。2007 年度に、白を基調とした明るい展示ホール（博物館学ホール）に改装し、ゼミ活動にも利用されている。本学の歴史を代表する写真、現カリタスホールの下から出土した弥生土器、アントニン・レーモンドの建築設計図等も展示している。

- ④ 教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1. 研究活動を促進させるための整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念時間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA), リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

○大学としての研究に対する基本的な考え方の明示

本学では建学の精神と教育の理念・目的に基づき、ビジョン 2039 の「研究ビジョン」を、「多様な研究成果を生み出し、地域、日本、そして世界へ還元することを通じて、全ての人が取り残されない平和で豊かな社会の実現に貢献する」と定めている。具体的には、「研究成果」においては、「世界に開かれ外部と有機的に連携しつつ、人に関わる研究を軸に、多様な分野で国際的な研究成果をあげる」とし、また、「目指す姿」においては「社会から寄せられる多様な期待に応えることによって、中四国におけるカトリック女子高等教育機関のパイオニアとしてふさわしい研究拠点となる。地域課題の解決、ジェンダー平等の実現などに対し、多様な専門性を活かした学際的なアプローチにも積極的に取り組む」としている。その上で、「教育研究等環境の整備に関する方針」において、「教員の研究環境を整備するため、教員研究室等施設面の整備及び研究費の確保に努めるなど、各種の研究支援体制を整備、充実させる」と定めている。これらのビジョン及び方針は大学ホームページにおいて公表しており、これらを踏まえ、本学では、研究支援体制を整備している。

○研究費の適切な支給

研究支援体制としては、学部・研究所等においては、共通経費、研究室経費、個人研究費、引率旅費を各教員に支給、また、研究科においては、専攻経費、個人研究費を支給することにより学内経費による研究支援を行っている。2022 年度において、研究室経費 非実験系

80 万円、半実験系 100 万円、実験系 130 万円、個人研究費 助教以上一人 55 万円、助手 25 万円、実験実習助手 16 万円を支給している。その他引率旅費を各教員に支給している。この研究費については、毎年、学長が指名した委員 4 名以上で構成する予算委員会で当該年度の各種積算基準について原案を作成し、大学評議会の承認を得て、決定されている。

また、学内公募型の競争的資金制度である学長裁量経費、学内助成（研究助成、出版助成）によって重点的な支援を行っている。学長裁量経費は、「学長裁量経費教育改革研究助成金規程」に基づき学内募集し、学長が設ける審査委員会の審査の結果、適當と認められた研究課題に対して助成金が交付される。対象となる研究の種類は、個人研究及び共同研究の 2 種類としており、個人研究の場合は上限年額 50 万円、共同研究の場合は当該年度の予算総額内の上限にて交付される。学長裁量経費採択者数と助成額は、2019 年 2 件（139.5 万円）、2020 年 1 件（87 万円）、2021 年 2 件（863 万円）、2022 年は 3 件（190.3 万円）である。

学内助成は、「研究助成金規則」に基づき学内募集し、学長が設ける審査委員会の審査の結果、適當と認められた研究課題に対して助成金が交付される。研究助成は 1 件当たり 50 万円、出版助成は 1 件当たり見積額の 3 分の 1（60 万円を上限）として交付される。これまで毎年 1 月とされていた学内募集の時期を 2020 年度からは 4 月に時期を後ろ倒して、さらに「科学研究費助成事業または外部団体等による研究助成制度等の交付内定を受けていないこと」を規定し、当該年度の科研費不採択者が応募可能となるよう柔軟性を持たせた。学内助成採択者数と助成額は、2019 年 4 件（219.9 万円）、2020 年 5 件（251.5 万円）、2021 年 7 件（314.6 万円）、2022 年 9 件（479.8 万円）である。

なお、国内研究・海外研修は「教員の国内研修に関する規定」「教員の海外研修（留学）に関する規定」に基づき、採用から 3 年経過した教員を対象に、研究に専念する機会を与えるとともに、研修期間に給与の確保及び研修費を助成している。本研究支援を受け研修を実施した教員は、2017～2022 年では 1 名（パリ）であり、2023 年度に 1 名（国内）である。

○外部資金獲得のための支援

学内 e 連絡システムにより〔補助金・競争的資金〕専用の掲示板を立ち上げ、学外における研究助成等の情報を周知し、研究費の獲得を支援している。周知件数は科研費関連を除けば、2022 年度は 30 件（2021 年度は 39 件）である。

科学研究費補助事業については、毎年、学内説明会を実施し、その中で科研費取得者による解説・講演も行っている。また、講演研究計画調書作成に係る関連書籍貸し出し等の支援も行っている。本学の 2022 年度の新規申請数は 16 件（2021 年度は 15 件）、新規採択件数は 4 件（2021 年度は 3 件）、内定金額は間接経費を含めて 559 万円（2020 年度は 455 万円）であった。

共同研究及び受託研究は、産学連携センターが窓口になっている。各取扱規則に基づき、共

同研究等の申し込みを受けた場合は、全て産学連携センターワーキンググループ、産学連携センター会議において受入れの適切性等が諮られている。さらに評議会を経て、学長決裁の後、正式に受入れが行われる。2022 年度の契約数は 4 件（2021 年度は 2 件）、受入経費は間接経費を含めて 650 万円（2020 年度は 315 万円）であった。奨学寄付は、総務部が窓口となり、奨学寄付金規程に基づき、受入れに当たっては、本学研究倫理委員会に諮り、学長が決定している。2022 年度の受入れ数は 2 件、70 万円（2021 年度は 0 件）であった

○研究室の整備、研究時間の確保、研究専念時間の保障等

全ての専任教員に個人研究室を整備し、研究時間については、本学の「教員就務規則」により週 1 日の研修日を取得することを可能とし、研究活動を支援している。また、「教員の国内研修に関する規定」「教員の海外研修（留学）に関する規定」を設け、長期の研究活動が可能となるようにすると同時に半期での研修も可能として、研究活動の支援を行っている。

○研究室の整備、研究時間の確保、研究専念時間の保障等

専任教員には個人研究室を整備し、研究時間については本学の「教員就務規則」により週 1 日、研修日を取得することを可能とし、研究活動を支援している。

また、長期の研究活動については「教員の国内研修に関する規定」「教員の海外研修（留学）に関する規定」を設け、研究活動を支援している。

○ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

ティーチング・アシスタント (TA) については、「ノートルダム清心女子大学ティーチング・アシスタント取扱要領」を定めて実施している。その目的は、大学院生に教育補助業務を行わせることにより、大学教育及び大学院教育の充実並びに指導者としてのトレーニングの機会提供を図り、かつ、当該学生に給与を支給することにより、経済的支援を実施することと定めている。TA の募集にあたっては、年度当初のオリエンテーションや指導教員を通じて広く大学院生に周知し、その任用にあたっては、2 段階の審査を実施し、2022 年度は延べ 13 名（2021 年度 27 名）を任用している。学務部で TA 用のハンドブックを作成し、心構え・業務内容・取扱要領等について説明し、勤務時間には 1 人当たり月 12 コマ以内の上限を設け、研究活動、授業等に支障が生じないよう配慮している。任用完了後には、TA 業務報告書を作成・提出させている。なおリサーチ・アシスタントについては、2023 年度から導入予定である。

また、本学で少人数制の双方向的授業やアクティブラーニング形式の授業が増えるにつれ、授業支援、あるいはピアサポートないしメンター的役割の分担等が必要になると考えら

れることから、学部生のスチューデント・アシスタント(SA)を、2018 年度から導入し、「ノートルダム清心女子大学スチューデント・アシスタント取扱要領」にそって実施している。学部生に教育補助業務を行わせることにより、学生相互の成長及び大学教育の充実を図り、かつ、当該学生に給与を支給することにより、経済的支援を実施することも目的としている。2022 年度は延べ 32 名（2021 年度は延べ 15 名）を任用している。これら、SA については学内ワークスタディ制度が適用されている。

○オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

新型コロナの感染が最初に拡大した 2020 年度は、本学は年度当初から原則的に全ての授業をオンラインで行うこととしたため、学内の教職員が構成員となり「遠隔授業支援チーム」を編成した。この支援チームは遠隔授業の手順に関して検討を行い、マニュアルを作成し、非常勤講師を含めた教員に対して講習会を実施した。また、同年度第 2 期の始め（9 月）には主に非常勤講師を対象としたオンライン講習会を実施した。

その後も遠隔授業支援チームや情報センター職員が隨時、教員からの問い合わせや技術的支援の要請に対応した。2020 年 9 月からは対面授業が部分的に再開されることとなり、教員は教室で授業を行なながらそれをオンラインで同時配信するため、その支援を遠隔授業支援チームや情報センター職員が実施した。ハイブリッド型授業の実施の際、応急的な措置として、仮設の Wi-Fi ルーターを主要な教室に配置し、施設面での支援の要請にも対応した。翌 2021 年 9 月には各教室等への無線 LAN 設備の設置が完了している。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1. 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

○規程の整備

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に係るガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に基づき、本学における研究活動の健全な発展を促し、併せて公正な研究遂行を確保するため、「ノートルダム清心女子大学研究活動行動規範」を定め、研究に対する基本的な考え方を明示している。また、研究倫理を遵守するため、「ノートルダム清心女子大学研究倫理委員会規則」、「ノートルダム清心女子大学研究活動における不正行為の防止等に関する規則」、「ノートルダム清心女子大学研究活動の不正行為に関する相談又は告発の受付及び取扱いに関する規則」、「ノートルダム清心女子大学不正防止基本計画」「ノートルダム清心女子大学不正防止実施計画」、「ノートルダム清心女子大学『ヒトを対象とする研究』に関する倫理審査委員会規則」等の規程を定めている。科研費採択者へは「ノートルダム清心女子大学科研費学内マニュアル」を作成し配

布している。いずれの規則等も、学内 e 連絡システムで全教職員に共有し、研究倫理、研究活動の不正防止に努めている。

○教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

研究倫理教育の受講が義務化されて以降、本学においても 2016 年度より、CITI Japan プロジェクトが実施する CITI Japan e-learning システム（現 APRIN）を受講することとした。現在全教員が研究倫理教育を受講している。事務職員については公的研究費に携わる係員の受講を義務づけている。大学院生及び学部生については 4 月の学内オリエンテーション時に受講について案内通知しており、同時に指導教員により受講指導をしている。教員及び職員、大学院生の受講状況については受講者リストにて管理、把握している。学部学生は、指導教員の指示のもと、日本学術振興会編「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」の通読または日本学術振興会の e-Learning システム「eL CoRE」を受講することとしている。

コンプライアンス教育については、「ノートルダム清心女子大学不正防止実施計画」により全教員、科研費をはじめとする公的研究費に関わっている職員に対して毎年の受講を義務付けている。例えば、2022 年度は、ロバスト・ジャパン（株）のオンラインセミナー「研究倫理コンプライアンス」を活用し、全教職員に対してコンプライアンス研修を実施した。受講後には理解度テスト及び誓約書の提出を求めた。2022 年度休業者を除いて、全教員及び公的研究費に携わる事務職員の受講率については 100% である。

また、理解度テスト及び誓約書の回収率についても 100% である。

○研究倫理に関する学内審査機関の整備

ノートルダム清心女子大学「ヒトを対象とする研究」に関する倫理審査委員会規則を定め、ヒトを直接の対象として、個人からそのヒトの身体等に関する情報・データを収集・採取して行う研究における倫理に関する事項を審議するため、ノートルダム清心女子大学倫理審査委員会を設置している。また、動物実験を立案し、実施する場合の必要な事項を審議するため、ノートルダム清心女子大学動物実験委員会規則を定め、動物実験委員会を設置している。

本学の研究活動における不正行為防止について責任を負うものを明確にするため、前述のとおり、「研究活動における不正行為の防止等に関する規則」「不正防止実施計画」を定め、不正防止計画を全学的に推進する組織は、研究倫理委員会が担うこととしている。「ノートルダム清心女子大学研究活動の不正行為に関する相談又は告発の受付及び取扱いに関する規則」では、研究活動の不正行為に関する相談又は 告発の受付と取扱い等が規定されている。

このように、学内では研究倫理に関する学内審査機関を整備し、研究倫理、研究活動の不

正防止に努めており、これまで不正行為等は生じていない。

- ⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

○外部評価の指摘を踏まえた中期計画の修正

本学では、2019 年度以来、毎年、自己点検・評価報告書をもとに、学外の委員からなる外部評価委員会を開催し、客観的な視点から教員研究等環境の適切性について評価を行い、改善活動につなげている。外部評価委員会は本学の内部質保証体制に組み込まれており、2021 年度外部評価委員会において、従来の本学の中期計画が分かりにくいとの指摘があり、目標や達成期限、達成のための手法・施策をより具体化するように中期計画を修正した。新しい大学中期計画（2022 年度修正版）の「3. 教育研究環境の充実」において ICT を活用した e ラーニング施設充実の促進、卒論生独修用の共同ゼミ室の指定、健康に配慮した学生食堂の充実などを計画化し、計画に沿って点検・実行を進めている。コロナ禍の影響で学内のネットワークをはじめ ICT の設備の充実は急速に実現した。

○各改善部会、各個別委員会、各部門委員会での自己点検・評価、改善

本学では、内部質保証体制のなかで、各改善部会、個別委員会、部門員会において、教育研究等環境について自己点検・評価を行い、改善を進めている。例えば附属図書館では、附属図書館運営委員会にて、教員の研究及び学生の学修支援のための電子情報資源の充実及び図書館の運営に関する課題を挙げ、防犯面の懸念があることから従来の開館時間（平日 8 時 30 分～20 時）に戻さずに当面は 19 時までとして運用している。また、警備の安全確保、車椅子段差解消機やエレベーターの設置、「附属図書館資料除籍規定」の制定など整備を進めてきた。今後も課題の改善を引き続き進めていくことに加えて、全ての学生が平等に利用できる図書館を目標として改善を進める。また、情報センター改善部会では、2021 年度の業務内容の可視化とマニュアル化、部署内での情報共有システム、部署外への情報発信、に加えて、2022 年度はシステム管理業務の属人化解消を改善課題として取り組んでいる。これらの改善活動の成果は、教学・事務部門委員会を経て、全体委員会に提出され、残る課題については、内部質保証推進委員会において次年度計画や次期中期計画へ反映されていく。

○前回認証評価での指摘への対応

2016 年度の認証評価で「教育研究等の環境を、教育理念である「キリスト教精神」と「リ

ベラル・アーツ・カレッジ」としての性格を表出するものとして位置付け、整備することを基本方針としているが、方針の内容については具体的でないため、これを具現化させて、教職員で共有することが望まれる」と指摘された。これを受け、教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、大学ホームページで公表した。具体的項目として「教育研究等環境の整備」、「附属図書館」、「情報環境」、「研究環境」、「教育研究支援体制」「研究所・センター等の整備」を明示した。

2. 長所・特徴

○学内ワークスタディ制度

本学では、教職員の業務に補助的に従事し、職業意識をはぐくむとともに、学生の経済的な支援を図ることを目的に、2018年度から学内ワークスタディ制度を導入している。例えば学務部では SA（スチューデント・アシスタント）や新入生オリエンテーション補助、行事に伴う会場整備、就職サポート関係等を、入試広報部では、オープンキャンパスにおける案内役や相談コーナー、広報室では学生広報スタッフの活動に、図書館では書架整理や展示コーナーづくり、キリスト教文化研究所では、行事の資料作成や同研究所図書室の蔵書整理等の業務について実施している。「実施要領」に基づいて、対象学生は家庭の経済状況を条件とし、所管部署長による選考もなされる。

前述の「SA」制度は、少人数制の双方向的授業やアクティブ・ラーニング形式の授業支援、学生同士のピアサポートの強化、経済支援の観点から 2018 年度から導入された制度であり、授業科目ごとに任用がなされる。「SA 取扱要領」に明記しているように、身分は臨時職員であり、学部 3 年生以上で当該科目を「優」評価以上で修得済みで、かつアドバイザー教員・卒論指導教員の承諾が得られることを条件とし、勤務時間は一人当たり 12 コマ以内（集中講義期間は 15 コマ以内）に限定され、職務内容と禁止事項、選考・任用手続き、勤務管理、申請書・雇用計画書・実施報告書等も定められている。2020 年度はコロナ禍でオンライン授業が中心になったため 3 名に減少したが、2021 年度はのべ 15 名を任用している。

3. 問題点

○リポジトリ

本学の学部・学科、あるいは研究所・センター等の紀要等で大学のリポジトリに登録されていないものが一部残っているので、その登録を進める。また、利用・ダウンロード数の改善のために広報強化等に取り組む。

4. 全体のまとめ

本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、公表している。この方針に基づいてネットワーク環境や ICT 機器、バリアフリー対策、自主的な学習促進環境の施設・設備等の整備が実施されており、コロナ禍での緊急的な施設・機器対応、施設改修も実施されている。附属図書館も図書、学術雑誌、電子媒体、リポジトリの整備を行い、コロナ禍での特別な対応も実施した。研究活動支援については、研究費支給、学長裁量経費・学内助成による支援を行い、外部資金獲得やオンライン教育についても説明会や TA/RA の導入、遠隔授業支援チームによる支援等を実施している。研究倫理については規程で定め、審査機関を設置するとともに定期的な研修・受講を義務化している。

以上の活動の適切性については、外部評価、及び各改善部会・個別委員会・部門委員会における自己点検・自己評価が内部質保証体制のなかで実施されており、中期計画の修正、及び新中期計画に基づく学生食堂の新設、ネットワーク環境の充実などが実施されている。

特色としては学内ワークスタディ制度による学生の職業意識向上・経済的支援、また、SA 制度による学生の臨時職員としての採用などがある。他方、リポジトリについては掲載数・利用数ともに整備・広報が進められている。

【基準9：社会連携・社会貢献】

1. 現状説明

- ① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・地域貢献に関する方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

ノートルダム清心女子大学は、1949年 の大学開設以来、キリスト教精神に基づき、聖母マリアに倣う賢慮と誠実、寛容と忍耐の心をもって社会に奉仕できる人材の育成に努め、聖ジュリーおよびナミュール・ノートルダム修道女会の社会活動を範としつつ、大学としての社会連携・貢献活動にも努めてきた。

社会連携・貢献の方針については、「ビジョン 2039」において、「大学が多様なつながりを生み出し、よりよい社会づくりへの貢献をすることで、地域、日本そして世界から信頼される平和の器として、かけがえのない存在となる」と定め（資料：「ビジョン 2039」【ウェブ】）、そのために「地域における人と世界の結び目として、老若男女が集う場を創出」し、「集う人々の生活と、世界が接続されることで社会と自分のつながりの豊かさを発見する場」となり、そのために、「教育研究機関としての資産、カトリック修道会の教育機関としてのネットワーク資産、歴史ある建築などの文化資産など」を生かすとしている。

そのビジョンの実現に向けた中・長期的な指針である「社会連携・社会貢献に関する方針」においては、3つの連携方針を示している。すなわち、地域連携においては、地方公共団体、産業界、メディア、公益社団・財団法人、NPO 法人等との協力関係をとおして、地域社会の課題解決をはかり、产学連携においては、企業・産業界との連携を積極的に推進し、受託研究・共同研究、知的財産の創出、保護、活用を積極的に推進する。国際連携においては、海外の諸団体、国際機関、国際協力 NGO 等との協力関係を構築し、もって国際社会の諸課題の解決に貢献する（資料：「各基本方針」【ウェブ】）。これらの方針を明示し、大学ホームページで公表している。

- ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1. 学外組織との適切な連携体制

2. 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
3. 地域交流、国際交流事業への参加

1. 学外組織との適切な連携体制と取り組み

本学では、上記の「社会貢献ビジョン」及び「社会連携・社会貢献の方針」、中期計画等にもとづいて、事業体（会社・協同組合）や行政、地域との研究関連の連携（共同研究・受託研究・特許等）については「产学連携センター」が、それ以外の教育・学生活動関連の連携は「地域連携・SDGs 推進センター」がそれぞれ中心となって活動を行っている。

○産学連携センター

产学連携センター（2014年設立）は、本学の教育・研究理念に沿って、地域産業界と連携して地域社会における文化の発展及び教育、人材の育成を図り、研究によって得られた知を直接社会へ還元することにより、地域貢献に寄与することを目標としている。これら目標を達成するために产学連携ポリシーを策定し、種々の規則等の整備を図った上で活動を行ってきた（資料：「产学連携ポリシー」「知的財産ポリシー」「共同研究取扱規則」「共同研究契約等に係る秘密保持規程」「受託研究取扱規則」「产学連携表示ガイドライン」【ウェブ】）。

产学連携センターは、产学連携ポリシーに沿って产学連携活動を積極的に行い、成果物を社会へ還元するとともに、研究教育へ活かす取り組みを実施している。2022年には学生が実験やデザインに関与する形で、产学連携商品（晴々ロマン：JA岡山と連携した岡山米を使った新オリジナル精米商品）を生み出し、学生は販売にも協力した。また2023年度は総社市との共同研究において市のマスコットキャラクターの新衣裳デザインを学生が行い、制作過程にも関わった（資料：「地域連携・SDGs センター 2022・23年度実績報告書」【ウェブ】）。

また产学連携センターは、岡山県産業振興財団、岡山リサーチパークインキュベーションセンター、岡山県各県民局と連携して県内企業の情報収集を行い、また、県内の農林水産・食品・バイオ関連産業企業が多く属するおかやまバイオアクティブ研究会、岡山県食品新技術応用研究会、NPO法人中国四国農林水産・食品先進技術研究会に参画し、県内企業との情報交換も行っている。さらに上記研究会等で定期的に講演し、本学教員の研究シーズ集の周知も図っている（資料：教員研究紹介集『TSUNAGU』【ウェブ】）。

○地域連携・SDGs 推進センター

地域連携・SDGs 推進センター（2019年設置）は、前身の地域連携センター（2014年設置）を拡充し、総合的な地域貢献活動と「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成、及び関連学術研究・人材育成に取り組むことを目的としている。地域連携とSDGs推進の2つのポリシーを定め、活動している（資料：地域連携・SDGs 推進ポリシー【ウェブ】）。

「地域連携ポリシー」は、岡山・中四国地域の諸団体（地方自治体、産業界、メディア、公益社団・財団法人、NPO法人等）との連携を引き続き発展させるとともに、京阪神・関東圏・海外の諸団体、国際機関、国際協力NGO等との連携も視野に入れることにあ

る。地域連携センター時代から、これまで岡山市、総社市、赤磐市、早島町、和気町、天満屋グループ、両備システムズ、山陽新聞社、JA 岡山、NPO 法人インターフィックスと包括連携協定を締結し、様々な連携活動を実施してきた（資料：「地域連携センター／地域連携・SDGs 推進センター 2017～2023 年度実績報告書」【ウェブ】）。

また、「SDGs 推進ポリシー」は、本学園の設立母体ナミュール・ノートルダム修道女会の長年にわたる国際連合や開発途上国での活動、SDGs 制定への尽力、及び世界中の系列大学・学校での SDGs 実践等を踏まえた「SDGs 理解」と、女子大学である本学の特徴を踏まえた SDGs の達成とを推進することにあるとする。この方針の下、同修道女会国連オフィスとの連携（2019 年の前国連オフィス代表の来日講演時に会議、国連オフィスブログの翻訳、2023 年度の国連オフィス訪問など）、国連大学 SDG 大学連携プラットフォームへの参加・締結（2020 年 10 月～）と連携授業の構築と実施（2021 年 4 月～）を行い、また模擬国連への支援、全 1 年生必修授業での SDGs 講座の実施（キリスト教文化研究所との連携）、清心フェリーチェ「SDGs 講座」（生涯学習センターとの連携）の実施を進めてきた。2023 年度からは岡山市危機管理室および市消防局・消防団と連携して、ジェンダー視点を組み込んだ「防災／SDGs 講座」を開始している。

岡山県・岡山市における「SDGs 推進」の流れを踏まえ、本学の独自性（県内唯一の女子大学、国際連合で活躍する母体修道女会を有する大学）を生かし、SDG5（ジェンダー平等・女性のエンパワメント）への強い社会的要請を反映するかたちで、地域連携・SDGs 推進センターを中心に教員（委員会・審議会）、学生レベル（さんかく ウィーク、政策提言、ワーク・ライフ・バランス講座）で県・市の男女共同参画の取り組み・政策作りへ協力している。

2. 社会連携・社会貢献活動に関する活動による教育研究活動の推進

○清心フェリーチェ（felice）講座

生涯学習センター（2013 年設立）は、本学の建学の精神に基づき、岡山県唯一のキリスト教系大学としてキリスト教的価値観を、各種事業を通してひろく社会に発信するとともに、本学の知的財産を社会に還元する講座、生涯学習の場を提供し、もって地域社会の教育、文化、産業に寄与することを目的としている（資料：「生涯学習センター規則」「生涯学習センター企画委員会規則」）。

本学は 1992 年から毎年 5 講座ほどの無料公開講座（女性ライフ、文学、古典、実技、聖書）を実施してきたが、2013 年からは「清心 felice 講座」として、毎年、20～30 講座、本学における研究の成果を学外に広く紹介するとともに、学外の関係機関や地域等と連携して講座を開講してきた。講座内容については毎年、企画委員会で検討したうえで、運営委員会で了承を得て実施されている。各講座には、コーディネーター教員が配置されている。広報面では同窓会とも連携をしている。2022 年からは本学の建学の精神や社会的

ニーズにそって、聖書・キリスト教文化の講座、インクルーシブ社会・教育の講座、SDGs の講座を 3 つの柱として講座をくみたてている。郵送申し込みをオンライン申し込みに変え、公開講座（無料）を新設し、かつ生涯学習講座（有料）受講費を減額することで、新規受講者（特に高校生・大学生）の拡大を進めている（資料：「2022・2023 年度清心 felice 講座案内」【ウェブ】）。講座広報においては、同窓会、清心中学・高校、京山公民館、岡山県・市の男女共同参画推進センター等の協力も得ている。

○インクルーシブ教育研究センター

インクルーシブ教育研究センター（2020 年設置）は、前身の特別支援教育研究センター（2016 年設置）を発展解消する形で、設置されたセンターで、「共生社会形成に向けての地域との連携及び地域への発信」、「共生社会の形成に寄与できる教員養成の実践」、「インクルーシブ教育の啓発」の取り組みを行っている（資料：「インクルーシブ教育研究センター規則」）。

具体的には、「学生主導によるプロジェクト活動」をメインに、2021 年からの NPO 法人岡山県自閉症協会と共に催した、本校舎をブルーにライトアップする「世界自閉症啓発デー」「発達障害啓発週間」の啓発活動や「アスのワニプロジェクト」とのコラボレーション企画を続けている（資料：「インクルーシブ教育研究センターにおける取組み」【ウェブ】）。また、本学附属幼稚園や公立幼稚園に学部生を派遣し、インクルーシブな保育を行える保育者養成を目指したサポートプロジェクト事業、本学附属小学校や公立小学校におけるインクルーシブな感覚を身につけた教員養成を目指した「小学校サポートプロジェクト事業」、県立支援学校伸したい不自由のある児童生徒が本学に訪問して学生と交流する「特別支援学校プロジェクト」事業を実施した。

また「教職課程におけるインクルーシブ実践研究」においては、岡山県総合教育センターと共に催した現職教員と学部生・院生とのインクルーシブ教育合同研修会の実施や、赤磐市の進めるインクルーシブな学校づくりプロジェクトに学生と一緒に参画し、NDSU インクルーシブな学校づくり研究会を立ち上げた。研究会では、赤磐市教育委員会のスタッフや関連校長と学部生・院生が一緒に対話・協議するかたちができつつある。以上のように、学生の主体性を引き出しながら、学生と一緒に地域と連携しながら「共生社会の形成」を目指した取組を行っているところである。これらの活動をベースとして、本学と赤磐市は 2023 年 3 月に包括連携協定を締結するに至っている。

また本学のインクルーシブに関連する取組を地域に発信する場として、清心 felice 講座の「インクルーシブ講座」を開催し、特別支援教育、探究学習、私学の学校づくり、臨床心理学の 4 つの視点からインクルーシブ教育を考える 4 本の企画を実施した。

なお、インクルーシブについて学べる科目整備については、大学院人間生活学研究科人間発達論コースや全学共通科目でのシラバス変更や新規科目の立ち上げを進めてきた。今後は、既存の関連科目との関係を検討するなど、本学がインクルージョンを学べる科目群

を有することで、地域からインクルーシブ教育やソーシャルインクルージョンを学べる核と認識されるよう、整備に向けて取り組んでいきたい。

○キリスト教文化研究所

キリスト教文化研究所では、キリスト教を広い視野から研究・考察し、知的的理解を深める場として、キリスト教文化研究会を開催している（資料：「キリスト教文化研究所規則」）。2005年から毎年、1～4回の研究会を開催し、2022年度までに38回開催されてきた（資料：「キリスト教文化研究会（2005～22年度）」）。2023年度は所員の崎川修教授を講師に「大学における「祈り」の教育：「キリスト教学III」でのクリスマス準備実習を中心に」というテーマで研究会を開いた。また、専門性と独創性に優れたキリスト教関連の研究をまとめた『キリスト教文化研究所年報』を1979年より発行し続け、研究成果の発表と内外への発信を行っている。また、研究所として、『私たちの人間論』（2004年）、『新・私たちの人間論』（2022年、大学教育出版）を出版している。

2022年度からは、本学附属小学校・幼稚園の保護者が参加する「カトリック教育の会」を年5回開催している。毎回、25名から50名の保護者が本学オラトリー（小聖堂）に集い（2023年度は毎回20～30名），子育てやキリスト教に関する講話を聞き、祈りの時間を持っている。この会を通じて、地域の人々にキリスト教固有の教育観について理解を深める機会を共有している。

○児童臨床研究所

児童臨床研究所（1987年設立）は本学の精神にもとづいて中四国地方の大学で初めて開設された子どもを学際的に研究し、それを地域に還元し、地域に開かれた諸活動を行う研究所である（資料：「児童臨床研究所規程」）。開設以来、年に一度、地域貢献事業として「公開講演」、「専門講座」などの各種講演を行っている。併設の清心こころの相談室は心理臨床に関する教育研究・相談及び地域社会への心理臨床的貢献を目的としており、年齢男女問わず一般の方を対象とした心理臨床相談活動を行っている（資料：「清心こころの相談室【ウェブ】」）。この相談室では年間約420件程度の心理臨床相談を有料で受けている。この相談室は本学大学院人間発達学専攻臨床心理学コースの公認心理師、臨床心理士の資格取得に関する学内実習施設として、教育・訓練（インターン）も行う。

また、「子育てサロン『のびのびseishin』」は①地域貢献と地域の連携、②子育て支援に関する専門性の還元、③親同士の関係づくりの支援、④院生の臨床心理実習の充実を目的に2013年度より始めた。原則として、月1回、養育者と1～3歳までの子どもを対象としている。

○文化遺産と見学ツアー

本学は、教育研究機関として、また、カトリック大学としての貴重な文化資産を所有しております、その資産は全国の研究者、地域の方々に活用されている。登録有形文化財、博物館学ホールに展示される埋蔵文化財（キャンパス内（上伊福九坪遺跡）で発掘された遺物・遺構）、また、大学歴史展示室や修道女会来岡に関する特別展示室、また附属図書館の特殊文庫（黒川文庫と正宗敦夫文庫等の古典籍コレクション）、坪田譲治コレクション（岡山市出身の作家の自筆原稿、初版本等）などであり、紹介冊子「N.D.S.U. Collection 1」及び「N.D.S.U. Collection 2」も刊行している。

中四国では数少ないアントニン・レーモンド設計の校舎について、学生広報スタッフが案内する「ノートルダムホール本館・東棟見学ツアー（国の登録有形文化財）」を毎年、実施しており（資料：「清心の文化遺産」【ウェブ】）、100名近い参加がある。解説動画（上田恭嗣名誉教授（建築学））なども大学HPで公開している。また、大学歴史展示室や1924年にアメリカからやってきたシスターが岡山で女子教育を始めた時代に焦点をあてた特別展示室も公開している（資料：「清心アーカイブズ（ノートルダム清心女子大学歴史展示室）【ウェブ】」）。

3. 地域交流、国際交流事業への参加

大学全体と地域との連携・交流事業については、建学の精神、社会連携・社会貢献の方針にもとづいて、地域連携・SDGs推進センター（前身の地域連携センター）が主導してきた。その活動の全ては2013年来毎年、「実績報告書」に掲載し、大学HPで公開している。国際交流事業、特に留学等については、主に国際交流センターが担当している。

○清心コラボ（地域連携・SDGs推進センター&产学連携センター）

地域連携・SDGs推進センターでは、地域連携ポリシーとSDGs推進ポリシーを策定し、それをもとに、学年・学科を超えて学生が連携する＜全学的な社会連携活動＞を、2023年度から「清心コラボ」という名称を付与して本格的に実施するようにした。すでに総社市との連携（政策提言型インターンシップ、チュッピー衣裳デザイン、そうじや吉備路マラソンボランティア）、天満屋との商品企画活動（食品・雑貨）、岡山湯郷Belleとの連携（運営ボランティア、観戦他）、JAF（日本自動車連盟）岡山支部との連携（自転車ヘルメット着用率アップのヘアカタログ作成・効果測定他）、倉敷商店街振興連盟との連携（宵山祭運営）、NPO法人消費者ネットおかやまとの連携（SNS広告パトロール）などを実施している。

清心コラボは、通常、学科や研究室、ゼミ、授業単位に限定される社会連携活動とは別に、学部学科・学年にこだわらず清心生であればだれでも参加できる新しい枠組みであり、①完全に学生の主体性に基づくこと（単位や成績と無関係）、②学部学科バランス、学年バランス、③各学科への定期的な状況報告、④事後アンケートを実施して課題を捉

え、常に改善を行うことを重視している（資料：「地域連携・SDGs 推進センター2023年度実績報告書」【ウェブ】）。

・(株)天満屋との連携：商品企画活動

2023年4月から9月まで地域連携・SDGs 推進センターと天満屋の打ち合わせ。10月から翌3月まで2グループ（7学科8名の学生）が食品班と雑貨班に分かれて、天満屋地域連携担当のファシリテートの下、前者はおにぎり製作・販売業者と、後者はトートバッグ・雑貨制作業者とそれぞれ連携しつつ活動（月2回の企画会議および業者との打ち合わせなど）を行った。食品班は2024年3月末の商店街の祭りにおいて業者と連携して新おにぎりの製造・販売を行い、雑貨班は2024年度も継続して製品企画を続けている。これらの連携活動は、2024年1月末の天満屋グループとの包括連携協定につながった（資料：「地域連携・SDGs 推進センター2023年度実績報告書」【ウェブ】）。

・総社市との連携：

2023年2月の包括連携協定締結後、4月から地域連携・SDGs 推進センターを中心に複数の連携活動を実施した。まず総社市役所の政策提言型インターンシップ（8～9月に各自5日間）には8学科1～3年22名が参加し、2名の提言は優秀政策提言として表彰された。

また総社市のマスコットキャラクターの衣裳デザイン（地域特産品PR）企画には全学から14名の学生が参加し、そうじや吉備路マラソンの運営ボランティアには全学科1～3年生37名が参加した（資料：「地域連携・SDGs 推進センター2023年度実績報告書」【ウェブ】）。

・岡山湯郷ベルとの連携：

2022年7月から女子サッカーチーム岡山湯郷Belleとの連携が始まり、2023年5月には大学最寄りシティライトスタジアムでの試合（年に1回）に運営ボランティアや観戦の形で50名近い学生が協力した。なお2024年6月の試合には全学科1～3年生60名が運営ボランティアとして関わり、それとは別に90名の学生が試合観戦を行った（資料：「地域連携・SDGs 推進センター2023年度実績報告書」【ウェブ】）。

・一般社団法人 JAF（自動車連盟）岡山支部との連携

2023年4月にJAF側より本学に連携希望があり、2学科4名の学生で交通安全に関する活動が開始された。自転車ヘルメット着用率アップのためのヘアカタログ作りの活動は、多数のメディア、警察、自動車メーカー等から注目されている。2024年4月には清心中・高校の協力を得てカタログの効果測定も実施した。時間割の変化をふまえて半期ごとにメンバーの入れ替え・募集を行っており、現在は5学科2～3年生6名で活動を続けている（資料：「地域連携・SDGs 推進センター2023年度実績報告書」【ウェブ】）。

○国連大学 SDG 大学連携プラットフォームとの連携：国連大学グローバルセミナー

本学では、国連大学サステナビリティ高等研究所が毎年開催する「国連大学グローバルセミナー」への学生参加を支援している。学部・大学院生・社会人を対象に最先端の知見が英語で提供され、参加者はグループを作って議論し、協力してワークをこなしていく。国連大学 SDG 大学連携プラットフォーム参加大学には推薦枠が提供されるため、本学では2020 年以降、毎年 2 名を大学推薦枠（受講費用を大学が負担）として派遣している。推薦学生については、地域連携・SDGs 推進センターがセレクションを行い、修了証は学長から学生に手渡す。派遣学生には年度末にレポートを出す義務があり、いずれも地域連携・SDGs 推進センターの実績報告書に掲載されている（資料：「地域連携・SDGs 推進センター 2020～2023 年度実績報告書」【ウェブ】）。

○国際塾との連携

2020 年に 25 周年を迎えた NPO 法人こくさいこどもフォーラム岡山（インターナショナル）は、岡山県下の子どもたちが日本人としてのアイデンティティーと国際感覚を兼ね備え、グローバル社会に適応できる人材に育つこと目指している。活動の一つとして、高校生が国際問題や文化などを学び、幅広い視野や考える力を身に付けることを目的に「国際塾」（10 回程度の講座）を開いており、2022 年までに約 600 名の修了生を輩出し、2023 年度は 20 期生として 47 名（5 名は中学生）が入塾した。本学は、当フォーラムと 2014 年度に協定を締結しており、例年、「国際塾」の入塾式と卒塾式を含む講座において、会場提供に加え、講演や成果発表時の審査員・アドバイザー等を本学教員が務めるなど協力している（資料：「地域連携・SDGs 推進センター 2019～2023 年度実績報告書」【ウェブ】）。

○キリスト教文化研究所の地域・国際交流

本学が位置する岡山市はカトリック教会広島教区に属し、大学最寄りの教区拠点である岡山カトリック教会とは、ミサの司式や特別講義を依頼する連携関係にある。年間 5 回（入学感謝ミサ・大学祭オープニングミサ・追悼ミサ・クリスマスミサ・フード授与式ミサ）の学内行事ミサに加え、学内関係者向けに年に数回の定例ミサを実施し、司祭に司式を依頼してきている。また、司祭をキリスト教学の講義に特別講義講師として招き、2022 年度までは外部所員としてもお迎えするなど、地域のカトリック教会との連携強化を図っている。

また研究所内に設置された「キリスト教センター」では、学生の課外活動をサポートしている。具体的には、カトリック研究会、ひとつぶ会、手話クラブ・点字講習会等に対して、地域におけるボランティア活動への参加を促している。また、2022 年にキリスト教文化研究所直轄として編成された聖歌隊「Cuore Puro」は、ミサをはじめとする学内行事での聖歌歌唱を担当しており、毎週 1 回の練習をサポートしている。

海外のナミュール・ノートルダム修道女会のシスターによる英語授業が全学共通科目のキリスト教科目として、オンラインで開講されている。「キリスト教学VII」は5名のシスターによるもので2021年27名、2022年70名が受講している。また、2022年度開始の「キリスト教学VI」は3名のシスターと国内の外国人司祭による授業で、2022年40名が受講している。2023年度も、海外のナミュール・ノートルダム修道女会のシスターによる国際的な活動に関し、学生との双方向的な授業を実施した。全学共通科目のキリスト教科目「キリスト教学VI」では、海外の3名のシスターに加え、国内の外国籍司祭を講師として迎えた。2023年度1期には50名の履修者がいた。2023年5月には、うち1人のシスターをアメリカから招き、「聖ジュリーの精神」と題する特別講義を実施し、学生と直接対話する機会を設けた。

○国際交流センター

本学では、国際的視野を備えてグローバル社会に貢献できる人材を育成することを目的として、カトリックの協定大学等との協定に基づき、海外で学ぶ機会を与え、また、海外の大学からの留学生も受け入れてきた。国際交流センターでは、学生たちの国際感覚の育成と、国際コミュニケーションを促進してきた。2022年に国際交流センターを学務部から、学生ラウンジに近いスペースに移転させ、新たに国際交流関連授業を実施できるセミナー室等も設けることで、国際交流と大学教育との一体化を具体化する場とした。また、『国際交流センタ一年報』が発刊され、定期的な「国際交流セミナー」で学内教員による発表がなされている。外部講師も招いた研究活動と国際交流との連携の促進も図られている。海外展開する県内企業との連携もキャリアサポートセンターと協力して進めている

(資料:「国際交流センターブログ【ウェブ】」)。

2023年度は、グローバル社会に貢献できる人材育成の育成を引き続き目指す目的を達成するため、国際交流にかかる新規の取組みに着手した。これまでのカトリックの協定大学等との1年間の長期留学の支援を継続するとともに、長期留学実現の動機付けとなるような短期留学(1週間・2週間・3週間)プログラム提供に向けて邁進した。2023年度中に新規で実現したのは海外短期1週間の「グローバル・メディア・ラーニング」(韓国ソウルでの英語によるメディアと社会を学ぶ授業・フィールド研修で2023年8月に実施)、2023年度中に着手し翌2024年度の実施確定となった2週間の「ミシガン州立大学連合夏季短期留学」(国内ミシガン州立大学連合日本センターで実施する国際留学プログラム)、それに従来から実施してきた3週間の「夏季海外英語研修」(カナダ・ビクトリア大学語学研修センターでのプログラムで2023年8月実施)が出揃う流れをつくることで、学内の全学部・学科から興味をもって説明会に参加したり、参加したりできる環境を整えた。また文学部児童学科が韓国の大学との間で実施してきた「日韓文化・文学交流」オンライン交流も昨年同様に実施し成果をあげることができた(2023年)。

国際交流センターでは、地域・国際連携をより強く意識した。学内外のステイクホルダー

に対して国際交流センターの活動を理解してもらえる取組みも実現した。グローバルな考え方や視点を学生の間でも体感してもらう目的で在大阪・神戸米国総領事館の総領事をゲストに迎えセンターの支援で実施した学生企画「イングリッシュ・総領事カフェ@NDSU」(2023年7月), 大韓民国総領事を迎えて日韓の国際交流やソフトパワーを通じた外交について考えた「韓国総領事の学生対話」(2023年11月)がそれにあたる。国際交流センターを起点としたこれらの取組みはローカルTVのニュースでも取り上げられた。

2020年度は留学生派遣・受け入れを中止したうえで、カナダ語学研修は2021年度からZoomで再開し、2022年度は2名の学生を英国と台湾に派遣した。ポストコロナ期に入った2023年度において、英国と韓国との海外協定校に向けてそれぞれ1名、合計2名の学生を派遣した。またインバウンドでは、中国から2名の研究生の受入れ対応のため、該当研究科との連携により、該当研究生に対して丁寧な連絡と受入れ準備に向けた調整の役割を果たした。

○模擬国連：英語英文学科ほか

本学では、模擬国連に学生が積極的に参加し、また、キャンパスも日本版模擬国連や岡山版模擬国連の会場となってきた。2019年11月には、本学学生がドイツで開催された模擬国連世界大会に参加し、Honorable Mention for Best Delegation賞も受賞している。2020年にJUEMUN（日本版大学英語模擬国連大会）オンライン開催に150名の学生が全国から参加し、本学からも20名の学生が参加した。その後、岡山県の状況も分析し、地域連携・SDGs推進センターと連携して、岡山県への男女共同参画政策提言を、12月に実際に実施した。

2021年には岡山版模擬国連が、2022年度には日本版模擬国連が本学を会場にそれぞれ対面で開催された（西日本では神戸市外国語大学と京都外国語大学に続く3大学目：地域連携・SDGs推進センター協力）。2022年12月には、岡山版模擬国連も本学で開催された。2023年には、岡山ESDプロジェクト ユース活動支援助成を活用して本学学生10名が模擬国連世界大会（ドイツ）に参加した（資料：「地域連携・SDGs推進センター 2020～2023年度実績報告書」【ウェブ】）。

○「ユネスコ創造都市ネットワーク」〈文学〉分野加盟への貢献：日本語日本文学科ほか

本学は岡山市出身の小説家・児童文学作家「坪田譲治」(1890-1982)の生家やゆかりの地に近く、本学の附属図書館では特殊文庫「坪田譲治コレクション」を有しております、2017年度に始まった日本語日本文学科学生有志による「ツボジョーワールド探検隊」は、坪田譲治の研究及び普及活動（冊子作成・小学校配布、公民館との連携他）に取り組んできました。2020年には「ツボジョーワールドを楽しもう——坪田譲治 人と文学ゆかりの地巡り」を下電観光バス株式会社、くぼ農園、大手饅頭伊部屋、岡山市文化振興課、岡山市立石井小学校、坪田譲治研究会、古写真DB委員会と連携して実施した(37名参加)。その際

の「坪田譲治紹介冊子」を岡山県内の全ての図書館と近隣県の図書館、坪田譲治母校の岡山市立石井小学校にて全児童約450名に冊子を贈呈するなどした。2021年は2公民館（岡西公民館、京山公民館）をつなぐイベント企画をメイン行事として、岡山市立公民館公民館振興室、株式会社ウエスコ、「坪田譲治の生家への道と童話を生んだ能登川を整備する会」、大安寺中等教育学校メディア部、岡山市文化振興課、岡山市立石井小学校など多くの団体と協働して実現した。年度末の2022年3月には、ツボジョーワールドの取り組みの中心となった日本語日本文学科教員を中心に、児童学科教員（坪田譲治文学賞受賞者）、吉備路文学館館長ら産官学有志とともに、「ユネスコ創造都市ネットワーク」への加盟申請を求める提言書が岡山市長に提出され、6月には市によるユネスコへの加盟申請が実現した。

2022年度は坪田譲治没後40年であり、ツボジョーワールドの取り組みを引き続き進めるとともに、同ネットワークへの加盟に向けた取り組みの一環として、高齢者施設での文学交流会（2回）、韓国の大学生（釜山外国語大学）との文学交流会を行った。

2023年度は7年目を迎えるツボジョーワールドの取り組みが赤磐市などにも広がり、また児童学科教員との連携で日韓文化・文学交流や高齢者施設での文学交流も進められた。それらの活動も実績となり、2023年10月には、岡山市の同ネットワーク（文学分野）加盟がユネスコから正式に認められた。39回に及ぶ坪田譲治文学賞の実績に加えて、本学におけるツボジョーワールドの取り組み、20年続く日本語日本文学科での創作授業（「文学創作論」）と受講生の実績（「市民の童話賞」受賞、ノベル大賞受賞など）なども加盟に重要な役割を果たした（資料：地域連携センター／地域連携・SDGs推進センター 2017～2023年度実績報告書【ウェブ】）。

○高梁紅茶プロジェクト：現代社会学科・食品栄養学科

岡山県高梁市の特産高梁紅茶（百姓のわざ伝承グループ、代表：藤田泉氏）を用いたブランド商品開発に取り組んでいる。2012年から現代社会学科が荒廃茶園再生に取り組み、2019年から食品栄養学科も協働して消費品開発プロジェクトが始動した。地域の生産者と学生が協働しながら茶葉の収穫・加工を行い、高梁紅茶を科学的に分析し「清心×高梁紅茶」のコラボ商品開発を行っている。2019年度は「学長裁量経費教育改革研究助成金」

（本学ブランド商品の開発：高梁紅茶）、2020年度は「学内助成金」（高梁紅茶と協働した本学ブランド商品の開発）を受けて、「高梁紅茶の茶葉の生産・加工」、「高梁紅茶の食品科学的特性の把握」、「販売戦略の検討」など、学生が主体となってオリジナル紅茶をプロデュースする活動を行っている。高梁紅茶の魅力を社会に広く伝えるため、茶葉の管理・収穫・加工の補助、イベントなどのPR活動、大学祭への出展、オープンキャンパスでの活用などを行なった。

○福祉ボランティア：人間生活学科

2013年より継続的に社会福祉協議会との連携活動を実施している。中学生以上のボランティアに関心のある方に、社会福祉施設や地域のボランティアグループなどの体験活動の機会を提供する事業である岡山市社協主催「夏のボランティア体験事業」事前研修会・活動調整会議（6～7月）に、本学4年生がボランティアスタッフとして活動し、職員との事前打ち合わせから準備、当日は司会や学生によるミニ講座を担当する（5会場で実施）。2014年からは、福祉関係の団体やボランティアグループが集う岡山市社協共催（現・岡山ふれあい公社主催）「ふれあいまつり」において、2・3年生の合同チームで子ども向けの創作活動のブースを企画運営している。また、岡山も被災地となった2018年7月豪雨災害においては岡山市災害ボランティアセンター本部（岡山市社協）で学生がボランティアスタッフとして毎日活動し、その後、半年にわたり、倉敷市災害ボランティアセンター本部（倉敷市社協）で活動した。2019年には真備町の小学生を対象とした「夏休み宿題大作戦」（7～8月）を企画・実施し（倉敷市社協「地域の交流の場・新たな仕組みづくり等活動助成事業）、現在まで活動を続けている。

岡山県内NPO法人の中間支援団体である特定非営利活動法人 岡山NPOセンターとの連携も2013年より継続しており、地域生活課題について創造的な活動をしているNPO法人等の団体に参加・聞き取りを行い、学び考えたことを、ゆうあいセンターWEBマガジン及び「Volo!!」などで発信する取り組みを続けている（資料：「地域連携・SDGs推進センター 2021～2023年度実績報告書」【ウェブ】）。

○JA岡山 未来の米食育プロジェクト：食品栄養学科

2020年9月より、岡山市農業協同組合（2018年に包括的連携協定締結）と協同して、ブランド米の商品開発を目指す「未来の米食育プロジェクト」の推進を図る活動を行った。若い世代に米の価値を見直してもらい、減退し続けている米の消費量に歯止めをかけること、「地産地消」の観点から地元産の米の消費拡大につなげることを目的に、若い世代の興味を引く商品にするために、学生主体でブレンド比率の決定、商品のネーミングとパッケージデザイン、レシピの検討を行い、2022年3月に商品化し販売をするに至った。岡山米を使った新オリジナル精米商品「晴々ロマン」は、働く世代の目線で、また、エコロジーの観点から無洗米が採用されている。2022年3月には天満屋デパートで販売促進イベントも実施している（資料：「地域連携・SDGs推進センター 2020・2021年度実績報告書」【ウェブ】）。

- ③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

本学では建学の精神の下、基本方針として、全学的な「社会連携・社会貢献の方針」を定め、その下で自己点検・評価を行っている。

各研究所と各センターは、毎年、大学の理念と中期計画を踏まえて、自己点検・自己評価を行い、各運営委員会等の下、社会連携・社会貢献の適切性について改善を図っている。各研究所・センターの現状・課題・改善案は、PDCA シート（1）に記載され、翌年度初めに改善結果を取りまとめて評価し、改善が不十分な項目の対応策も記して PDCA シート（2）を作成して年度初めに上位部会・委員会に提出する。上位部会・委員会は PDCA シート（1）（2）を総括し、改善課題と今後の取組み計画をまとめた PDCA 報告書を作成する。最終的に内部質保証推進委員会に提出され、評価と提言を受けている。

特に、外部連携の中心的な窓口になる地域連携・SDGs 推進センターと産学連携センターは、「地域連携・SDGs 推進センター・産学連携センター自己点検・自己評価改善部会」を構成し、情報交換や点検・評価を協力して行うようにしている。毎年「地域連携・SDGs 推進センター・産学連携センター自己点検・自己評価改善部会」において PDCA シートにより自己点検・評価をまとめ、「図書館・全学共通科目等教育系及び免許資格系課程等教育系自己点検・自己評価委員会」へ提出、同委員会からの点検・評価を受ける形をとっている。特に共同研究や受託研究については、産学連携センターが窓口として対応したうえで、産学連携 WG が情報収集（顧問弁護士等への相談含む）と諸規則にもとづいて原案作成を行い、学長・副学長等を構成員とする産学連携センターハイブリッド会議において受け入れの適切性等が諮られている。さらに評議会を経て、学長決裁の後、正式に受け入れが行われる。

2022 年度からはステイクホルダーである在学生と包括連携先団体から客観的な評価を得るようにしている。2023 年度は①全 1 年生対象の SDGs 意識と社会連携希望に関するアンケート（4 月末）、②連携活動に参加した学生へのアンケート（随時）、③卒業時のアンケート（2 月）を実施している。また 2022 年度から包括連携協定を結ぶ岡山市の連携担当を招いて、実績報告書をもとにしたヒアリング（10 月頃）を行い、客観的な評価を得るとともに、情報交換も実施している。清心フェリーチェ講座については、2021 年度から申込み時のアンケートと受講者アンケートのオンライン化を進め、正確なデータをもとに満足度やきっかけ、新規の状況や申し込みのタイミングの分析などを行っている。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

○地域連携・SDGs 推進センター&産学連携センター

自己点検・評価に基づいて、2019 年度からは地域連携センターを地域連携・SDGs 推進センターに改組し、2020 年度には設立母体修道女会や国連大学との連携を強化し、その連携と実績をベースに、SDGs 推進に取り組む進む岡山県内の動きを一定牽引することができ

ている。

産学連携センターでは、「本学の教育・研究活動を県内中小零細企業への周知を図る」ことを改善目標に掲げ、岡山県産業振興財団との連携強化や県内中小零細企業が参画する研究会シンポジウム等を中心にシーズ周知を行い、また教員紹介及び研究シーズ紹介集「TSUNAGU」も作成した。企業・団体等からの相談件数は、2020年度の11件から2023年度は19件に、また共同研究・受託研究契約等は8件に増加した。

地域連携・SDGs推進センターでは、在学生アンケート結果を踏まえて、2023年度から学部学科・学年を超えた全学社会連携活動を本格的に強化した。また2023年度は、理事会での重点項目として、地域連携・SDGs推進センターと産学連携センターの連携強化を進めた。共通の自己点検・評価活動から、両センターの隙間で、企業・産業界との教育・学生レベルの活動が抜け落ちていることを示し、その部分を強化することで天満屋グループ、両備システムズ等との包括連携協定の締結に至った。またJAF岡山や岡山湯郷Belleといった事業体との連携も進めることができた。

学生アンケートからは、地域連携・SDGs推進センターの全学的な社会連携活動がまだ十分知られていないことがわかったため、センターのチラシを作成し、オープンキャンパス等での配布や4月の全学生のオリエンテーション時にチラシの配布を行った。また全学的な社会連携活動を強化するとともに、Twitter(X)での広報など、わかりやすい・統一的な広報を実施するようにした。学生アンケートからは他にもSDGsのなかでSDG5(ジェンダー平等と女性のエンパワメント)を取り組みたい学生の多さを確認し、男女共同参画関連イベントの広報を引き続き重視した。

岡山市担当へのヒアリングは、たとえば市主催の「大学生イノベーションチャレンジ」への本学の参加状況について客観的な評価や情報を得ることにつながり、学科バランス(新規学科の参加支援など)の取り組みにもつながった。

○生涯学習センター「フェリーチェ講座」

企画会議において毎年検討を行い、運営委員会の承認を得て講座を行っている。事務については改善部会としてPDCAサイクルを回して設備等の刷新を図っている。コロナ禍による講座中止経緯の自己点検・評価に基づいて、2021年度に講座内容・広報の大幅な見直しを行い、高等教育を終えた勤労者全体への受講者層の拡大を目指し、利用しやすいウェブサイト、SNSの活用やブログの活性化、オンライン申込、講座内容について改善を行った。

2022年度は4つの講座群15講座で、延べ1,541名の申し込み(一講座当たり102名)があった。コロナ禍前の2019年度は延べ29講座2,152人(2特別講座:著名人)の申し込み(一講座当たり74名)であったので、一講座当たりの受講者数は増加している。また、2022年度は、10代が10.8%、20代が25.3%と多く10~40代で受講者の半分以上を占めるなど(残念ながら2019年以前の属性データは存在しないが)、改善の狙い通り、年

齢もバランスされるようになっている（10代(41名)と20代(96名)のうち、96名は本学の学生である）。

従来の新聞折り込み中心を、オンライン申し込み、オンライン広報を中心としたことにより新規受講生の獲得を図ったが、例えば最多のインクルーシブ講座の受講者でいえば、全体257名のアンケートのうち8割が、2019年度以前の講座を受講していない新規受講者であり、成果があったと言える。講座を知ったきっかけについては、家族・知人からが88名で多いが、2番目はホームページからが62名、3番が学内SNSで38名、4番目がTwitterから23名、とオンライン広報の効果が明らかとなった。なお講座の満足度については、5段階尺度で、満足・どちらかといえば満足で99.6%を占めた。

2023年度は、5つの講座群17講座延べ442名の申込みがあった。受講者アンケートによれば、満足（86%）・どちらかと言えば満足（12%）と評価は高い。講座を知ったきっかけは、1位がHPであり、今年も54%が初めての受講であった。2023年度は、地域のニーズを踏まえて、あらたに「防災／SDGs講座」を設け、「地域防災を支える人材育成プログラム」の講座3回分を実施した。（講座案内では「3回すべてを受講できる方に」と限定していたため、その後、1回ごとの受講可能であることをHP上で周知したが、受講者数は10～15名に限られた。ただ、岡山市鶴消防局・消防団との連携を進めており、2024年度は機能別消防団の学生団員が受講する予定である。

○国際交流センター

留学協定校などとは、毎年、留学要領の交換など、双方向で連絡を取り合い、最新の情報を得るように努めている。留学協定については、2016年以来、更新時期を迎えるに際して、それまでの実績等を考慮して、継続と打ち切りを、双方の大学で協議してきた。北京外国语大学とは、2011年に協定を締結して以来、留学実績がなく、2022年には協定を打ち切った。一方、2017年には、トルコのアンカラ大学との間で、教員を中心とした学術協定を締結している。イギリスのリバプールホープ大学とは2021年に、イギリスの法律の改正を反映した新たな協定書を作成している。このように、時機を見て、協定関係や協定内容を見直し、また、必要に応じて新たな協定も結んでいる。

全学的な教育研究の国際化の進展においては、教員海外研修や国際学会等の開催の増加、ナミュール・ノートルダム修道女会の設置・運営大学との教員の相互交流活性化、地域での国際連携活動の可視化などの課題があり、また、学生の交換留学制度の活性化においては、連携先・渡航先の多様化（英語英文学科中心、英語文化圏、語学留学中心）といった課題があったため、学生に身近なラウンジに国際交流センター施設を設置し、留学の機会を広く学生に提供するとともに、研究会や国際交流セミナーの実施や『国際交流センター年報』の創刊を進めることができた。

とくにセンター主催「国際交流センターセミナー」は、2022年度から毎月、新設の国際交流センター施設において開催され、各センター教職員による国際交流に関するプレゼン

テーションとディスカッションが、学生も多数参加して行われた。また 2022 年度大学祭では、姉妹大学の Emanuel 大学（ボストン）とオンラインでつないだ交流イベント「Ateji-Activity」を開催した。幼稚園から大人まで幅広い世代の参加があり、本学の国際的ネットワークを周知するイベントとして機能した。

2023 年度はセンターの組織規模が縮小したことから、センター所員間の「研究交流」よりも、学生をターゲットとした実効的な国際交流活動に重心を置くようにした。また、センターで取り組んだ研修プログラム説明会や研修実施後のフォローとして、学生のリアクションが把握できるようアンケートおよびリアクションコメントをとって、センター会議で共有した上で、次の取組みに向けた改善点を議論し、それらを実践段階で反映させるようにした。またポストコロナ期に入り学生の海外研修への興味・意欲が高まってきたことを受け、それを喚起できる環境を整えたが円安の影響もあり、複数の短期研修で実現可能なグローバルな学び環境の実現に向けて工夫をつづけた（資料：『ノートルダム清心女子大学 国際交流センタ一年報 2023 年度』および「国際交流センターブログ【ウェブ】」）。

2. 長所・特徴

○設立母体修道女会、カトリックネットワークの活用

キリスト教カトリックのネットワーク（留学協定先大学、カトリック系の大学・研究所連携など）、設立母体のナミュール・ノートルダム修道女会のネットワーク（世界各地の支部・教育機関、国連オフィスなど）との協力関係を生かしたグローバルな教育研究・社会連携は本学の最大の特徴である。初代・2 代目学長（アメリカ人シスター）時代を踏まえ、2021 年度から全学共通科目のキリスト教科目に、アメリカ在住のナミュール・ノートルダム修道女会のシスター 5 名を講師に、オンラインを活用した国際的な双方向の授業を開講できたのは本学ならではの成果である。修道女会との交流（国連オフィス前代表来学と条例改正や国連オフィスブログ翻訳の相談）は、「ほんらいの SDGs」理解につながり、国連大学 SDG 大学連携プラットフォームへの参加、模擬国連やグローバルセミナーの取組み、生涯学習センターの講座内容にもつながっている。

本学は、2020 年 10 月に創設された国連大学 SDG 大学連携プラットフォーム（SDG-UP）の創設メンバーに選ばれた（28 大学：唯一の女子大。中四国では広島大と愛媛大と本学のみ）。2021 年度からは国連大学・参加大学と連携して、SDGs カリキュラム分科会の幹事大学（他に ICU と関西学院大学）として共通授業「国連 SDGs 入門」の構築を進めてきた。2022 年からは、全学共通科目自立力育成科目の枠で実施し、毎年 100 名程が受講している（資料：「地域連携・SDGs 推進センター 2021～2023 年度実績報告書」）。

○ジェンダー平等推進に関する社会貢献

県内唯一の女子大学として、また、ほぼ一貫して女性の学長・理事長（学部長・学科長等の半分も女性）であり、教員の51%が女性である（2023年度データ）という特徴を生かして、長年、地域の女性活躍・男女共同参画支援の拠点となり、特に、包括連携協定を結ぶ岡山市との連携を中心に、各部局・審議会等を通して政策提言・評価等も行ってきた（資料：「地域連携・SDGs推進センター 2019～2023年度実績報告書」）。たとえば社会連携においても、連携先団体にハラスメント規定の作成を推奨し、実際に実現してきている（複数大学の学生が集まる事業や、地縁組織と日常的な連携を行う事業などで）。LGBT学生の受け入れやインクルーシブ教育の実践などダイバーシティ教育にも力を入れている。これらのことは、国連大学SDGs大学連携プラットフォームに本学が選ばれた理由にもなっている。

○学部学科・学年を超えた全学的な社会連携活動

地域連携・SDGs推進センターでは、＜大半の在学生がキリスト教精神の下、社会貢献に関心を持っていること、学科によって社会連携活動の機会に大きな違いがあること＞をアンケートから把握し、2023年度から学部学科および学年を超えた全学的な社会連携活動（清心コラボ）を本格化した。4～12月だけで全学科の1～4年生延べ360名以上が学部学科・学年を超えて、総社市、天満屋、湯郷ベル、商店街、JAF、消費者ネットなどとの連携活動に参加しており、その内100名以上が1年生である。参加学生の9割が学科・学年を超えた取り組みであることを、また6割がゼミや授業、単位と無関係であることを評価し、99%が自分の成長・学びにつながったと高く評価している。

通常、全学的な社会連携活動は、数が多くなって学生のコントロールが難しく、とくに学科・学年で時間割等が異なるため、連携・協力活動が大きく制約されてしまう。そのため、他大学でもあまり実現できていないが、本学では①サービスラーニングを重視するキリスト教の精神や修道女会の理念に共感する学生が多く、学生間の連携がスムーズであること、②リベラルアーツ大学であり、参加学生数が膨大にならないことなどがあげられる。

3. 問題点

特になし

4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神、教育の理念・目的を踏まえた「ビジョン2039」の「社会貢献ビジョン」、及び「社会連携・社会貢献に関する方針」を明示し、大学公式ホームページ等

で公表している。各研究所、センターもそれぞれ規程・ポリシーにもとづいて外部団体と適切に連携し、報告書や紀要等を通して研究成果等を社会へ還元している。

設立母体修道女会や国連大学との国際的な連携体制、また、岡山市、JA岡山、NPO法人インターフィッズ、山陽新聞、総社市、天満屋グループ、両備システムズ、赤磐市などとの包括連携協定に基づく双方向的な連携、地域企業との共同研究や商品開発などにおける产学連携、公開講座・生涯学習講座を通した地域・OGの方々との連携体制を構築し、社会連携・貢献を進めるとともにその成果を教育研究活動にフィードバックしている。

各研究所・センターの内部で自己点検・評価を毎年行い、その上で、組織自己点検・自己評価委員会においてPDCAサイクルを回し、客観的な評価と改善を進めている。さらに、上位の委員会においてチェックを行い、その結果をもとに、地域連携や学外講座の内容を向上させている。

【基準10：大学運営・財務】

(大学運営)

1. 現状説明

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

2. 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

本学では、建学の精神、教育の理念・目的を踏まえた「ビジョン2039」において、「組織運営ビジョン」を「学生の成長を第一に教職員が協働するとともに社会と連携し、一人ひとりが活躍する組織となる」として明示し、具体的に「教育研究及び社会との連携を通じて社会・地域に貢献し続けてきた女子大学としての歴史や伝統を理解し、それらとの対話を通じて、新たな伝統を紡いでいく。学生一人ひとりを大切に育て支えるプロとして、学生との対話も含めた、協働と挑戦の恒常化を目指す。前向きなアクションと改善を繰り返しながら、成果が継続できるような仕組みを構築していく」と定めている。

その下で、大学の基本方針としての「管理運営方針」が定められている。すなわち、「ノートルダム清心女子大学は、キリスト教精神に基づく聖ジュリー・ビリアートの教育理念を実現するため」に、「学長のリーダーシップのもと、意思決定プロセスを明確にした大学改革を推進」し、「教育・研究・社会貢献の充実及び推進のため、迅速で公正さをそこなわない手続きのもと管理運営」を行い、また、「教育・研究・社会貢献を円滑に支えるため、教職員が協働して業務の効率化と付加価値向上に努め」、「教育・研究・社会貢献を支える財務的基盤をより強固なものとするために、戦略的に予算の編成を行うとともに、効率化と付加価値向上の観点から予算を管理し、公正で適切な予算執行」を行い、「大学の各部署における活動努力を適正に把握し、費用対効果の把握に努める」とする。

このように方針を定め、大学ホームページにおいて公表している。

2. 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

聖ジュリー・ビリアートの教育理念を反映した建学の精神と岡山における女子大学としての教育の理念・目的は、学則・大学院学則に明記され、学生便覧に掲載されるとともに大学ホームページにおいても公表されている。

組織運営ビジョンを含むビジョン2039は、教職員のワーキンググループの活動を基に時間をかけて全教職員が関わって学長が策定したものであり、「中期計画や単年度事業計画の策定・日常的な大学運営の意思決定などのよりどころとし、全教職員が分かち合う共有指針」

として教職員に共有され、大学ホームページにおいても公表されている。また、大学の基本方針としての「管理運営方針」、及び中期計画については、大学ホームページで公開とともに、教職員が日常的に用いる学内e連絡システム内に、従来の「規程集」ページとは別に、新たに「方針・計画」のページを設けてわかりやすく明示しつつ共有している。

さらに本学では、明示・共有だけでなく、それを一步進めて、その理解度を問う個人自己点検・評価アンケートを2021年度から実施している。2023年度において「教員」において「建学の精神を説明できる」とする者は全体の97%（2022：95%，2021：91%，以下同順）で「本学の教育目標を説明できる」は94%（90%，80%）、「中・長期計画の内容を知っている」は75%（75%，67%）である。職員も同様に90%（82%，73%），75%（68%，54%），61%（56%，53%）となっており、いずれの値も2021年度調査から徐々に上昇しているといえる。引き続き共有を図っていきたい。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか、また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1. 適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選出方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

2. 適切な危機管理対策の実施

1. 適切な大学運営のための組織の整備

○学長の選出方法と権限の明示

管理運営方針を踏まえ、学長の任免は、大学設置基準第十二条（学長の資格）に則り、学長候補者の履歴書、教育研究業績、教育研究業績の要約、学長としての抱負等の資料により審議し、「学校法人ノートルダム清心学園寄附行為施行細則」（以下、『寄附行為施行細則』と略す）第3条に基づき、理事会において出席理事の過半数の議決によりなされる。

学長の権限については、学則第6条第3項において、「学長は、全学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」と明示されているが、寄附行為細則第3条に示された事項については、学長が理事を務める、理事会での決定に基づいて執行される。例えば、「一経営に関する事項」のなかの「重要な管理組織・機関の設置、変更及び廃止」「重要な規定・制度の制定、改廃」「重要な広報及び出版の決定」、また、「二教育に関する事項」のなかの「教育に関する根本方針の決定」、大学・大学院等の設置・改廃、学部・学科、専攻・課程、研究科

研究所施設等の設置、改廃、学則の制定、改廃、設置構想後の調整、毎年の入学許可予定人員、教職員の定員の決定、そして「三人事に関する事項」のなかの学長、副学長、学長補佐、研究科長、学部長等役職者の任免、事務職員の重要な役職、教職員等の懲戒、教職員の任免や諸給与、労務、福利厚生に関する重要事項の決定、などである。

それらの項目を除いて、「管理・運営に関する業務」のうちの「教育、研究及び人事に関する業務の執行」は、寄付行為細則第6条の2に基づき、学長に委任されている。

○役職者の選任方法と権限の明示

本学における学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、並びにこれに準ずる役職者、及び事務職員の重要な役職者の任免は、いずれも寄付行為細則第3条に基づき、理事会において出席理事の過半数の議決によりなされる。

副学長の権限は、学則第6条第4項において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるときはその職務を代行する」と定められている。また、評議会運営細則第3条に基づき、副学長は、「評議会」を招集し、その議長を務め、学長が学則第10条に記載される事項について決定を行うにあたり、評議会としてその事項を審議し、学長に意見を述べる。また、学長補佐の権限は、「職制に関する規則」第4条において、「学長に命ぜられた事項について調査研究し、学長を補佐する」とともに「学長、副学長に事故ある時はその職務を代行する」とされる。

学部長の権限は、学則第6条において「学部に関する校務をつかさどる」と明示されている。また、「職制に関する規則」第8条において、学部長は、本学の校務全体をつかさどる学長・副学長の命を受けて、所属学科、センター、研究所間の調整を図り、必要な助言を行うこと、学部の教育課程の編成を学長に具申すること、所属教職員の人事を学科長に諮ったうえで学長に具申することが定められている。また、職制に関する規則第9条の学科長権限を踏まえ、学部長は、学長・副学長の下で、所属学科の学科長に対して、当該学科の教育課程の編成、立案、運営、学生指導、学科人事、予算立案・運営、協議会の招集等を指示することが示されている。

大学院には、大学院学則第10条にもとづいて研究科長が研究科ごとに置かれる。研究科長は、大学院研究科委員会規則第6条に基づき、「研究科委員会」を招集し、議長となり、その研究科委員会の役割は大学院の学則・規程、教育課程等に関する事項について学長が決定を行うにあたって審議し学長に意見を述べることにある。また、研究科長は、両研究科長の合意に基づいて研究科委員会合同会議を開催することができる。

○学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長は、理事会より委任された、寄付行為細則第3条に定める事項以外の教育、研究及び人事に関して、学長諮問会における審議を踏まえ、評議会、教授会、大学院委員会、研究科委員会等に諮問し、その審議内容・意見を踏まえつつ、意思決定するというプロセスをとつ

ている。決定事項はその性質に応じて学部・研究科、センター、研究所、各事務部門等において執行される。なお、寄附行為細則第3条に定める事項については、学長が理事を務める、理事会の承認を得て決定され、執行される。

○教授会の役割の明確化、及び学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会の権限と責任については、学則第8条において、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べる」と定めている。教授会の審議事項は、(1)学則及び規程、(2)研究及び教授、(3)教育課程に関する事項の他、(4)休業日、(5)学生の入学、休学、復学、退学、再入学、学士入学、除籍、編入学、転入学、転学、転学部、転学科、留学及び卒業、(6)学生の学業成績、進級及び試験、(7)学位の授与、(8)学生の賞罰、(9)学生の厚生補導、(10)聴講生、科目等履修生、特別聴講生、研究生及び外国人留学生、等に関する事項と明記されている。

なお、学則第8条は、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(平成26年法律第88号)、及び「学校教育法施行規則及び国立大学法人施行規則の一部を改正する省令」(平成26年文部科学省令第25号)に基づく改正を経たものであり、学長による意思決定と教授会の役割は明確化されている。

○教学組織と法人組織の権限と責任

学校法人ノートルダム清心学園の理事会は、寄附行為第2条において、法人の「最高決定機関」とされ、寄附行為第3条に定められた「経営に関する事項」「教育に関する事項」「人事に関する事項」の、前述の各事項について決定する権限・責任を有する。

教学組織である大学は、大学の管理・運営業務のうち、寄附行為細則第6条の2に基づいて理事会が学校教育法第92条③に基づいて大学に委任している事項（寄附行為細則第3条に定められた事項以外の事項）について学長が決定し、執行する。また、大学の管理・運営業務のうち、寄附行為細則第3条に定められた事項については、学長が理事を務める理事会の決定の上で、執行される。

○学生、教職員からの意見への対応

大学運営に対する学生からの声を聞く方法として、各アドバイザーチームが学生の声を学科等にあげるルートとは別に、各学年の各学科から2名ずつクラス委員を選出し、クラス委員会を設けている。クラス委員は、クラス委員会を原則年6回開催し、学生からの大学に対する様々な意見を集約して学務部長に報告している。クラス委員会から出てきた意見や要望に対しては、学務部長が関係部署等で検討して回答している。

また、大学運営に対する教職員からの意見については、事務職員であれば事務連絡会議を通して、総務部長が集約している。教員であれば、全学の教授会や研究科委員会、各種委員会、自由闊達な議論ができるように非公式としている部科長会議において意見がなされ、そ

の場で検討されるとともに、学長諮問会及び関係する部署等で協議し、教授会や事務連絡会議等で報告している。

2. 適切な危機管理体制の実施

本学では、危機管理委員会をはじめ、疾病対策委員会、防火・防災管理委員会、情報セキュリティ委員会等、学内管理並びに社会情勢から想定しうる保障すべき項目について、協議・対応を行う組織を編成している。各組織における規則や対応マニュアル等に基づき、所管の事案発生時における対策を協議するとともに、その内容を踏まえた規程の改正、具体的措置の検討・実施に繋げている。

特に防火・防災管理業務では、理事長を管理権原者とし、同じ敷地内にある大学・附属小学校・幼稚園の教職員が一体となって取り組む体制としている。本学作成の「ノートルダム清心女子大学及び附属小学校並びに附属幼稚園に係る防火・防災消防計画」に基づき、災害等に備える体制を整えている。具体的には、職員を中心に自衛消防隊を組織し、所轄の消防署の指導のもと、全学生・教職員を対象に、毎年異なる被害想定を設定して消防訓練を実施している。その中で洗い出された課題・反省点等を防火・防災管理委員会で協議し、次年度以降の訓練内容への反映や必要な対処に生かしている。また、豪雨災害や南海トラフ地震の発生に備え、防火・防災管理講習並びに自衛消防講習受講者を増やすことに務めている。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1. 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

1. 予算執行プロセスの明確性及び透明性

○内部統制等

本学では、評議会運営細則第8条に基づいて、「評議会」に、予算委員会を設置している。予算委員会は、予算委員会運営規定第3・4条に基づき、評議会において学長が指名した4人以上の委員から構成され、評議員1名を委員長として選出し、委員長は予算委員会を招集する。評議会は学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻主任、附属図書館長、各学部・各研究科で選出された教授1名ずつから成る。そのため予算委員会は、通例、副学長、各部署長、及び財務担当の総務部長から構成され、副学長が議長となる。

予算委員会は、予算委員会運営規定第2条に基づき、「学生の教育及び教員の研究」に関わる教学部門（学部・学科、大学院・専攻）の予算について、各種積算基準をもとにして原案を作成し、評議会の審議に付し、予算案を作成する。教学部署以外のその他の事務部署にあっては、前年度予算を基準としつつ、部署ごとに予算検討を行い、新規事業を行う場合はその説明も付して、予算案を作成する。

各部署の予算案は、総務部に提出され、総務部において個々のチェックを行い、必要に応じて総務部長が部署長とのヒアリングを行い、調整を行う。大規模な事業案件については、学長諮問会から示されるものや各部署からの要望案件を総務部で取りまとめ、学長、案件要望の部署長及び総務部長が次年度の収支バランスを勘定のうえ協議を行い、その優先順位を決定して予算案に組み入れている。各部署の予算案、大規模な事業案件について検討を総務部で大学全体の予算案として取り纏めて学長の決裁を受けたのち、評議員会の審議を経て、理事会へ付議し承認を得て予算が成立する予算の執行にあたっては、全てについて部署長及び総務部長の決裁が必要である。また、施設設備関係支出等については、関連部署長、総務部長を経て、学長までの決裁を受けることとしている。

決算にあたっては、「私立学校振興助成法」に基づく公認会計士による会計監査及び「私立学校法」に定められている監事による内部監査が実施されている。公認会計士による監査は、公認会計士4名により延べ5日間実施されており、計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、基本金明細表を含む）について、証拠書類に基づき会計処理の適切性について監査が行われている。都度の監査結果については、公認会計士から理事長及び監事宛に監査結果報告書が提出されている。

監事による監査は、「学校法人ノートルダム清心学園寄附行為」に定められた監事2名が、理事会その他重要な会議に出席できることを定め、理事から事業の報告を聴取り重要な決裁資料を閲覧し、業務及び財産の状況について監査を行い、また、会計監査人（公認会計士）と連携を図り、計算書類に検討を加えている。監査結果については、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告されている。2023年度は監事による業務監査として教学監査が実施されている。

また、法人の事業方針やそれに基づく本学を含めた各学校園の取組内容について、財務運営の状況とともに事業報告書にまとめ、毎年度、作成・公表している。

○予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

大学全体予算の執行状況は、総務部において毎月末時点の資金収支計算書、事業活動収支計算書等を作成し管理しており、学長へその報告を行っている。各部署の予算は、2021年度4月に新財務システムの導入により、従前の各部署の収支簿により管理し執行状況を確認していた業務が削減され、予算執行状況及び残高がリアルタイムで把握できるようになっており、予算管理の有効性と効率性の改善に努めている。

新財務会計システムの導入で目的型予算管理ができるようになり、各教職員に予算に対する意識改革及び効果的な予算執行につなげている

近年の財政状況を踏まえて、「事務系管理経費」及び「教育研究経費の一部」については2022年度から前年度対比10%カットを目安に予算を策定し、経費節約に努めている。また、学科共通経費は、公平性・納得性を確保するため、従前の学科共通経費及び研究室経費を廃

止し、学生数割として各学科への配分に変更した。ただし、個人研究費については教員の研究支援を継続するため従前どおり 550 千円としている。

- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか、また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1. 大学の運営に関わる適切な組織の構成と人員配置ができているか

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

1. 大学の運営に関わる適切な組織の構成と人員配置ができているか

○職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

本学では「教職員就業規則」第 5 条において、「本学園に就職を希望する者の中から選考」を行うと明記し、具体的に履歴書、各種資格証明証・免許状、最終学歴の学業成績証明書又は卒業（見込み）証明書等の提出を求めている。また、同規則第 11 条において、新規採用者には採用の日から 3 か月間の試用期間を設ける場合があり、不適当と認めた場合に本採用を行わない場合、さらに試用期間を延長する場合があることを明記している。

その上で、「教職員新規採用関係事務要領」を策定し、採用の内定通知に至る手続きや関係書類、雇用通知書等の送付や辞令交付、書類の保管に至るまでを明確化し、適切に運用している。

なお本学では、学園全体の中期計画の「教育・研究の質の向上（大学）」の項目において、「教職員評価制度の導入」を明示しているが、この間、教員については教授・准教授等に関するより明確な昇任基準（点数化）が策定されたのに対して、職員については昇格に関する規程がまだ整備できていない。策定の準備段階での検討・議論に時間を要してきたが、必要性は、2021 年度事務部門自己点検・自己評価委員会において改善事項としてあがるなどすでに共有されている。

○業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

本学では、建学の精神、教育の理念・目的を踏まえた「ビジョン 2039」において、「組織運営ビジョン」を「学生の成長を第一に教職員が協働するとともに社会と連携し、一人ひとりが活躍する組織となる」として明示している。その上で、具体的に「教育研究及び社会との連携を通じて社会・地域に貢献し続けてきた女子大学としての歴史や伝統を理解し、それらとの対話を通じて、新たな伝統を紡いでいく。学生一人ひとりを大切に育て支えるプロとして、学生との対話を含めた、協働と挑戦の恒常化を目指す。前向きなアクションと改善を

繰り返しながら、成果が継続できるような仕組みを構築していく」ことを、大学の中期計画のマスタープランとして定めている。

本学の法人を含む組織構成は学園ホームページに示している。このうち大学組織における事務職員の配置について、各組織において必要な人員及び職員の適正等も踏まえながら配置している。

また、人事異動については、教職員就業規則第12条において、学園が「業務の都合により、配置転換、転勤、従事する職務内容の変更または他部門の応援若しくは本学園が設置する学校園に出向または異動を命じること」があり、人事異動の実施は、役職任命又は解任、職務又は職制改革、本人の適職と認める職への異動、局部的に人員の過不足を生じた場合、事業の拡張、縮小、合理化の場合、復職者で休職前の職務に復帰できない場合、その他事業及び経営上必要と認められる場合に行われるとしている。

しかしながら、部署横断的なジョブローテーションがほとんどなされていない時代があったため、部署にまたがる事項や部署間連携必須の新たな事項への対応など業務内容の多様化に対応するために、部署横断的なジョブローテーションを一定程度実施するようにしている。他方で、IRセンターのスタッフなど専門的な能力を一定必要とする部署において、本学への就業前に他大学での外部評価やIR等の経験を有する職員を配置するなど、専門家に対応するような職員体制の整備を図っている。

○教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

本学では学長を議長とする「学長諮問会」を置き、副学長、研究科長、学部長及び教育課程編成に関する専門的なスタッフをその構成員としているが、総務部長もメンバーに参画しており、教職協働の体制で職員が大学運営の重要な役割を担っている。また、本学には74の委員会があり、そのうち、教員・事務職員双方の視点が必要と判断した57の委員会については教員と事務職員で構成し議論を深めるようにしている。

○人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と待遇改善

本学では、学園全体の中期計画の「教育・研究の質の向上」として、「教職員評価制度の導入」を明示しているが、教員については明確な昇任基準が策定されたのに比べて、職員については、ビジョン2039の組織運営ビジョンにおいて「学生の成長を第一に教職員が協働するとともに社会と連携し、一人ひとりが活躍する組織となる」等が定められているだけで、また、職員の人事考課に関する規程は策定できていない。ただ、役職役割及び職務権限の明確化、事務職員採用の公募化、階層別研修・業務別研修等研修体系の確立、人事評価及び業績評価の導入並びにこの評価に対する地位的及び金銭的な対価への反映は不可欠であり、2021年度から導入した人事・給与システムも活用しつつ適正な人事、人材配置の寄与に努めると同時に、規程づくりを進めていく。

- ⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1. 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学の建学の精神、教育の理念・目的、ビジョン 2039 の組織運営ビジョンにおいて、「教育研究及び社会との連携を通じて社会・地域に貢献し続けてきた女子大学としての歴史や伝統を理解し、それらとの対話を通じて、新たな伝統を紡いでいく。学生一人ひとりを大切に育て支えるプロとして、学生との対話を含めた、協働と挑戦の恒常化を目指す。前向きなアクションと改善を繰り返しながら、成果が継続できるような仕組みを構築していく」と定めている。また、教職員就業規則第 82 条において「本学は、教職員に対して、職務に関する知識、技能等を修得させ、向上を図るために必要な教育・研修を行う」。「教職員は、教育・研修の受講を命じられたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない」と定めている。

これらの理念・方針及び規則に基づき、本学では、学長を委員長とする SD 等推進委員会を置き、その目的を「本学の教職員の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な能力開発に取り組むこと」と定め、「教職員の能力開発に資する企画・立案」「SD 研修プログラムの開発・実施」「SD 活動に関する情報の収集と提供」等を行っている。具体的には、SD 関連事務を所掌している総務部が、本学の足元の課題等を踏まえ、また、毎年度末に事務連絡会議を経由して事務職員から要望を取り纏め、SD 等推進委員会において実施計画策定方針の協議及び年間計画の策定を行い、SD 研修を実施している。実施計画の策定方針としては、研修項目・研修時間・研修形態を決めており、研修項目の中で研修目的（職員マインドの醸成・学生満足度の引き上げ・業務改善・スキルアップ・社会情勢の変化への対応など）を明確化している。

2020・2021 年度はコロナ禍で一部対面としつつもオンライン、オンデマンド形態での研修が多かったが、今後、事務基盤の確立を図るうえで実効性の高い SD とするために、大学職員としての基盤的研修・年次研修・階層別研修・業務別研修などの導入及び充実、加えて開催頻度の見直しを図るとともに、学外への長期派遣研修の導入も検討しながら研修体系を確立していく。

- ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2. 監査プロセスの適切性
3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価、及び改善・向上
<外部評価の指摘を踏まえた中期計画の修正>

本学では、2019年度以来、毎年、自己点検・評価報告書をもとに、学外の委員からなる外部評価委員会を開催し、客観的な視点から大学運営の適切性について評価を行い、改善活動につなげている。第2章で前述のように、外部評価委員会は本学の内部質保証体制に組み込まれており、2021年度外部評価委員会において、従来の本学の中期計画が分かりにくいとの指摘があり、目標や達成期限、達成のための手法・施策をより具体化するように中期計画を修正した。新しい大学中期計画（2022年度修正版）の「教育・研究の質の向上」において、「SDの充実、職員評価制度の導入検討・実施、事務職員の適切な異動の促進、職員の個人自己点検・自己評価アンケートの導入を定め、計画的に実施している。例えば、SD活動は講演会の遠隔実施等が増加し、職員対象の自己評価アンケートの実施とデータの可視化、事務職員の適切な異動なども実現している。他方、授業効果評価システムや職員評価制度については検討中であり計画から遅れている。各改善部会、各個別委員会、各部門委員会での自己点検・評価、改善本学では、内部質保証体制のなかで、各改善部会、個別委員会、部門委員会において、大学の運営について自己点検・評価を行い、改善を進めている。例えば、事務部門委員会の2021年度PDCAシートにおいては、「事務職員の多能化の推進及び互換体制の構築」を改善課題に挙げ、実際にSD研修会や異動等を毎年実施している。また、総務部改善部会は、「事務分掌規程に則した業務の実施（役割・業務分担の厳格運用）」を挙げ、実施している。これらの改善活動の成果は、教学・事務部門委員会を経て、全体委員会に提出され、残る課題については、内部質保証推進委員会において次年度計画や次期中期計画へ反映されていく。

2. 監査プロセスの適切性

本学は、私立学校法に基づき監事及び監査法人による監査が実施されそれぞれ報告書が作成され、理事会等に報告し、法人ホームページで公表している。

前述のとおり、監事による監査は、「学校法人ノートルダム清心学園寄附行為」に定められた監事2名が、理事会その他重要な会議に出席できることを定め、理事から事業の報告を聴取し重要な決裁資料を閲覧し、業務及び財産の状況について監査を行い、また、会計監査人（公認会計士）と連携を図り、計算書類に検討を加えている。監査結果については、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告されている。

なお、業務監査についても同様である。

2. 長所・特徴

特になし

3. 問題点

○職員の規程

中期計画のスケジュールどおりに、職員の採用規程、昇進規程、人事考課の基準が策定さ

れておらず、遅れている。

4. 全体のまとめ

本学では、「管理運営方針」及び中期計画を定め、公表している。教職員には学内 e 連絡システム内に規程集等において分かりやすく明示するとともに、個人自己点検・自己評価アンケートを通してその理解度も把握している。この方針・計画の下で、大学運営のための組織の整備を進めている。

学長や役職者の任免は、理事会において実施され、学長・副学長・学長補佐・学部長・研究科長の権限も明記されている。学長の意思決定と法人組織の理事会の関係は明示され、教授会との関係も整理されている。学生からの声は、各アドバイザー教員を通して学科等にあげられるが、それとは別に各学科から選出されたクラス委員会においても収集され、学務部長にあげられ、関係部署等で検討して回答される。教員からの声は、教授会や研究科委員会、各種の全学的な委員会において、また、職員からの声は事務連絡会議において出され、その場で検討されるとともに、学長諮問会や関係部署でも協議がなされ、対応について報告がなされる。危機管理委員会を中心に本学及びキャンパスと共にする学校園全体での危機管理体制は整備されている。予算執行・決算において内部統制をきかせ、その効果を検証する取り組みも進めている。

職員の採用は規程・手続きに則って実施され、業務内容の多様化・専門化に対応した人事異動や SD 研修会等もなされている。

以上の活動の適切性については、外部評価、及び各改善部会・個別委員会・部門委員会における自己点検・自己評価が内部質保証体制のなかで実施されており、中期計画の修正、及び新中期計画に基づく SD の充実や適切な異動促進、個人自己点検・自己評価アンケート等は実施されている。他方、職員の人事考課、昇格等基準の策定は中期計画からは遅れしており、加速化する必要がある。また、中期計画等の職員理解の促進を、説明会等を実施し進める必要がある。

(財務)

1. 現状説明

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財務計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1. 大学の将来を見据えた中・長期計画に則した中・長期の財政計画の策定

2. 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

1. 大学の将来を見据えた中・長期計画に則した中・長期の財政計画の策定

本学では、建学の精神、教育の理念・目的、及びビジョン 2039 の「組織運営ビジョン」を踏まえ、「中・長期財政計画策定方針」を明示し、大学ホームページで公表している。

そこでは「ノートルダム清心女子大学は、その設置母体である学校法人ノートルダム清心学園と連携し、学生が安心して学べる学修環境を安定的かつ継続的に構築するための経営を行うために、以下の項目を考慮し、中・長期財政計画を策定する」として、「1. 財務シミュレーションの実施」「2. 基本金組入計画、資産運用・蓄積計画の立案」「3. 競争的外部資金の獲得の促進（補助金科研費、受託研究）」「4. 有効な資産運用」「5. 寄附金収入の増加促進（教育研究環境整備資金の確保）」「6. 教職員人事、環境整備、奨学金への投資」「7. 教育・研究予算の充実」を明示している。また、「公共的役割と社会的な責任を持ち、財務情報の公開等は法律等で規定されている。それを遵守するとともに、以下のとおり、予算編成の厳正化、支出の適正化に努め、学校運営の透明性を示す」として、「1. 予算編成の厳正化（透明性、明確性、継続性）」「2. 予算配分の適正化（選択と集中）」「3. 支出の適正化（関連法規・規程の遵守）」を定め、公表している。

2. 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学校法人ノートルダム清心学園の中期計画(2019～2024 年度)では、財務状況の改善・強化を掲げており、その中で大学の課題となっている人件費比率の高止まりに対して、大学の人件費比率 55%未満との目標設定がなされている。本学では、学校法人ノートルダム清心学園の目標設定を踏まえ、教育研究の充実を図りながら、財務基盤を盤石なものとするため、大学の中期計画(2019 年度～2024 年度)において、「財務状況の改善・強化」として、「経常収入の 10～20%を第 2 号基本金やその他の引当特定資産として積み上げる」、「人件費比率は 55%未満とする」、「教育研究費比率を 30%以上とする」という目標を設定している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

- 評価の視点 1. 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するため
に必要な財政基盤（又は予算配分）を確立しているか
2. 教育研究活動の遂行と財務確保に両立を図るための仕組みがあるか
 3. 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用状況等

1. 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するため
に必要な財政基盤（又は予算配分）を確立しているか

2. 教育研究活動の遂行と財務確保に両立を図るための仕組みがあるか

2000 人規模の大学でありながら相応の運用資産を積み上げるなど(2022 年 3 月末時点: 特定資産 6,386 百万円、有利子負債なし)財政基盤は整っていると言える。

その上で建学の精神、教育の理念・目的、ビジョン 2039 を実現するために、中期計画の「(6) 財務状況の改善・強化」において、私学事業団の経営相談を受け、財務改善計画を作成すること、財務指標の望ましい値を満たすこと、教職員への財務に関する基礎知識やコ

スト意識の説明、財務状況改善・強化に向けた取り組みの実施をあげている。具体的には財務状況を考慮した常勤・非常勤教職員の定員の設定・実施、65歳以降雇用の法制化に備えた給与制度等の調査、財務状況の改善・強化の経年計画の教職員への説明会の実施を行ってきた。教職員の意識改革を促す一助として、本学の財務状況を理解したうえで、財務基盤の確立に取り組むために、本学の経営状態(今までの財務状況及び今後の財務シナリオ)について、各指標を用いながらの説明会を対象者・学科別に計12回(2021.7.9～2021.9.22)開催している。その後も、教授会、部科長会議、事務連絡会議で財政状況の説明を行っている。

また、令和3年度第2回理事会(2021.10.28開催)の決議で、財務状況の改善を目的として、人事凍結(自然減)によりS/T比30人、S/S比50人とする提案が承認されており、そのことを念頭に、事務部門において次の対策を講じている。

- ・効率的な業務運営を行うため事務組織の見直し(2022年4月:事務部と財務部を統合学務部の発令において係名の削除、学科合同研究室を学部合同研究室へ統合)

- ・業務標準化による互換体制の構築(2022年1月:業務マニュアルの整備に着手)

また、2023年度の予算については「事務系管理経費」及び「教育研究費の一部」を前年度に引き続き10%カットで予算策定している。施設環境改善整備計画及び構内バリアフリー化計画により、2021年度は、空調設備の整備及びバリアフリー化(3件)で私立学校施設整備費補助金(58百万円増)を獲得、2022年度は、附属図書館棟外付エレベーター設置で私立学校施設整備費補助金(36百万円増)を獲得している。

なお、2023年度にはシスター来日100周年に合わせ、新棟の建設を行い、多くの運用資産を充てたことから、今後、足元の財政状況を睨んだ取り組みが必要となっている。

3. 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

科学研究費補助金、及び企業からの受託授業・共同研究事業や県の補助金等の獲得状況は以下である。科学研究費補助金や共同研究費の総額はおおむね増加している。

寄付金については、本学では、2018年10月に寄付金等取扱規程を定め、企業・団体等の外部機関及び個人から、研究教育活動支援や教育研究環境拡充、学生貸与、図書等物品、国際交流等の使途のために寄附される現金及び有価証券並びに物品等(「寄付金等」)について取り扱いを定めている。通常は寄付受入申出書をもとに学長が受け入れを判断するが、1000万円以上の寄付については学長諮問会での審議を経て受け入れ可否を決定することとしている。

本学創立70周年(2019年)を迎えるにあたり、2018年12月には、地に落ちることで多くの実を結ぶ〈一粒の麦〉という「聖書」の故事にならい、聖ジュリーの遺志を受け継ぎ、若者の人格的成長を育んでいく教育が豊かに実を結んでいくための教育支援を目的とした「ノートルダム清心女子大学教育基金〈一粒の麦〉」を新たに設立した。寄付金は3000円から受け取りを実施し、額に応じた返礼品も用意されており、インターネット上で寄付するこ

ともできる。教育研究支援、環境拡充、学生給付、国際交流、その他に寄附の使途を指定することもでき、2023年3月末段階で、使途内訳は、金額ベースで3%が学生給付、83%が教育研究環境拡充、14%が「その他」である。

これまで、一定の寄付を集めているが額や使途は年度ごとに変動し（特にコロナ禍における減少）、また、総額はまだそれほど多くはないため、各年度の寄付金を次年度にそのまま予算化することは避けて、持続的なかたちで公平な充当ができるように、一定額になるまでは予算化しないようにしている。

今後については、寄付者の意向を踏まえて、また、本学の発展を念頭に、効果的・重点的な取扱いとなるように、5使途のうち上位である「その他（目的をとわない）」が、原則1千万円を超えた時点で、取扱いの可・否及び具体的な資金使途を学長諮問会等で検討し、予算化していく方針である。

2. 長所・特徴

特になし

3. 問題点

2019年度決算額から本学の事業活動収支計算書における経常収支差額は支出超過になっている一方で、収入における学生生徒等納付金への依存度は高い。定員厳格化による学生数の減少に備えた学生生徒等納付金以外の収入の拡充を図る必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、「中・長期財政計画策定方針」と中期計画を定め、公表しており、この方針・計画の下で、財務関係比率に関する指標・目標を設定するとともに、教育研究活動の遂行と財務関係の両立のために中期計画に定められた取り組みを進めている。財政基盤は整っていると言えるが、将来を見据えて人事、管理費・研究費の抑制にも、教職員向けの説明会を複数回実施しつつ取り組んできている。